

平成 2 8 年度

神奈川県後期高齢者医療事業報告書



神奈川県後期高齢者医療広域連合

■広域連合章について

	～デザインのコンセプト～ 長寿の象徴とされている「鶴」をモチーフにしたマーク。全体の形が、神奈川県後期高齢者医療広域連合の頭文字である「K」に見えるようにデザインしました。折り鶴のような形にすることで、高齢者の方だけでなく、様々な年代の人々にも親しみを感じてもらえるようなデザインにしました。
神奈川県後期高齢者医療広域連合章	広域連合告示第13号（平成19年9月21日）

学校法人 女子美術大学（相模原市）の学生にご協力をいただき、関係市町村長、広域連合議員、市町村職員等にアンケートを実施し、選考した結果、上記のマークを「神奈川県後期高齢者医療広域連合章」として制定しました。

目 次

1	後期高齢者医療制度の概要	
1－1	後期高齢者医療制度	1
1－2	制度の運営	2
1－3	制度の財政運営	3
1－4	資格	9
1－5	保険料	10
1－6	給付	13
1－7	保健事業	21
2	後期高齢者医療制度の主な見直し	24
3	後期高齢者医療制度の沿革	26
4	神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要	56
5	一般会計収支状況	58
6	特別会計収支状況	60
7	概況	
7－1	被保険者	
7－1－1	被保険者の傾向	62
7－1－2	障がい認定者数	62
7－1－3	被保険者数の多い市町村・少ない市町村	62
7－1－4	被保険者の伸び率	63
7－1－5	神奈川県の子人口と被保険者数の推移	63
7－2	保険料	
7－2－1	賦課状況	64
7－2－2	収納状況	64
7－2－3	特別徴収・普通徴収状況	65
7－2－4	口座振替の割合	65
7－3	保険給付	
7－3－1	医療費の状況（現物給付＋現金給付）	66
7－3－2	現物給付	69
7－3－3	現金給付	71

7-4	保健事業	
7-4-1	健康診査事業	72
7-4-2	歯科健康診査事業	72
7-5	医療費適正化	
7-5-1	診療報酬明細書の点検	73
7-5-2	第三者行為の求償概要	74
7-5-3	不当利得	74
7-5-4	医療費通知	75
7-5-5	重複・頻回受診者、重複投薬者への訪問指導	76
7-5-6	ジェネリック医薬品利用差額通知	76
7-6	一部負担金	
7-6-1	一部負担金減免	77
7-6-2	東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金免除	78
8	統計	
8-1	被保険者	
表8-1-1	被保険者数内訳	79
表8-1-2	被保険者割合の高い市町村順一覧	80
表8-1-3	被保険者数の推移	81
表8-1-4	月別被保険者異動状況	82
表8-1-5	被保険者数伸び率の高い市町村順一覧	83
表8-1-6	年齢階層別被保険者内訳	84
表8-1-7	負担区分別被保険者内訳	85
表8-1-8	限度額適用・標準負担額減額認定証発行状況	86
表8-1-9	短期被保険者証発行状況	87
8-2	保険料	
表8-2-1	賦課・軽減状況	88
表8-2-2	保険料に係る減免状況	89
表8-2-3	所得階層別被保険者状況	90
表8-2-4	保険料収納率集計状況	91
8-3	保険給付	
表8-3-1	後期高齢者医療費の状況（現物給付＋現金給付）	92
表8-3-2	医療費総合計（現物給付＋現金給付）	93
表8-3-3	負担割合別統計（現物給付＋現金給付）	94
表8-3-4	負担割合別統計（割合）（現物給付＋現金給付）	95

表 8 - 3 - 5	現物給付費の状況（年計）	96
表 8 - 3 - 6	現物給付費の状況（月平均）	97
表 8 - 3 - 7	現物給付費（総合計）	98
表 8 - 3 - 8	現物給付費（入院／医科）	99
表 8 - 3 - 9	現物給付費（入院／歯科）	100
表 8 - 3 - 1 0	現物給付費（入院／食事・生活療養費（医科・歯科））	101
表 8 - 3 - 1 1	現物給付費（入院／合計（医科・歯科・食事・生活））	102
表 8 - 3 - 1 2	現物給付費（入院外）	103
表 8 - 3 - 1 3	現物給付費（歯科）	104
表 8 - 3 - 1 4	現物給付費（入院（食事・生活療養含）・入院外・歯科／合計）	105
表 8 - 3 - 1 5	現物給付費（調剤）	106
表 8 - 3 - 1 6	現物給付費（訪問看護療養費）	107
表 8 - 3 - 1 7	現金給付費（総合計）	108
表 8 - 3 - 1 8	現金給付費（一般診療、高額療養費、高額介護合算療養費）	109
表 8 - 3 - 1 9	現金給付費（補装具、柔道整復師の施術）	110
表 8 - 3 - 2 0	現金給付費（あんま・マッサージ、はり・きゅう）	111
表 8 - 3 - 2 1	現金給付費（移送、その他（食事・生活療養、負担割合差額含））	112
表 8 - 3 - 2 2	葬祭費支給件数	113
8 - 4	保健事業	
表 8 - 4 - 1	健康診査受診者数	114
8 - 5	医療費適正化	
表 8 - 5 - 1	再審査状況	115
表 8 - 5 - 2	第三者行為求償状況	116
表 8 - 5 - 3 - ①	不当利得求償状況（医療機関等に対する求償）	117
表 8 - 5 - 3 - ②	不当利得求償状況（被保険者等に対する求償（負担割合相違差額））	118
表 8 - 5 - 3 - ③	不当利得求償状況（被保険者等に対する求償（資格喪失後受診））	119

9	各広域連合の状況	
表9－1	都道府県別・年齢階層別被保険者内訳	120
表9－2	都道府県別保険料設定状況等	121
10	業務指標値	122
11	用語の定義	
11－1	被保険者関係	123
11－2	保険料関係	124
11－3	医療給付関係	126

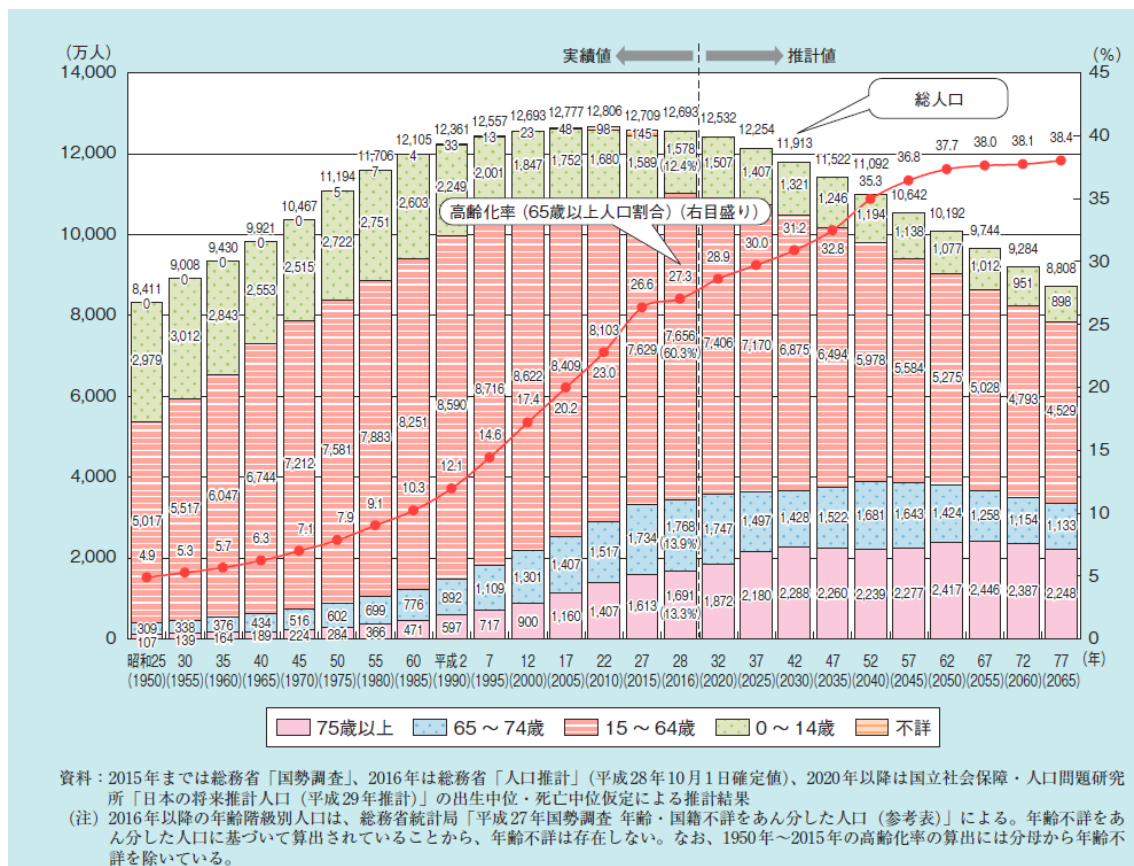
1 後期高齢者医療制度の概要

1-1 後期高齢者医療制度

急速な少子高齢化の進展（＊１）に伴い、社会保障全体の費用が増え続け、医療費の伸び（＊２）が著しい状況にある。このような社会情勢を背景に、国民皆保険を維持し、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとしていく抜本的な医療制度の見直しが行われ、平成１８年６月１４日に「健康保険法等の一部を改正する法律」及び「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（医療制度改革関連法）が成立した。この法律の制定により、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が後期高齢者医療制度を運営することが規定され、平成２０年４月１日より後期高齢者医療制度が実施された。

その後、平成２４年２月「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、一時は後期高齢者医療制度の見直しが示唆されたが、平成２４年８月「社会保障制度改革推進法」の成立により「社会保障制度改革国民会議」が開催され、平成２５年１２月には「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が制定されたことにより、後期高齢者医療制度は継続し、今後の高齢者医療制度の在り方については必要に応じ検討していくとされた。

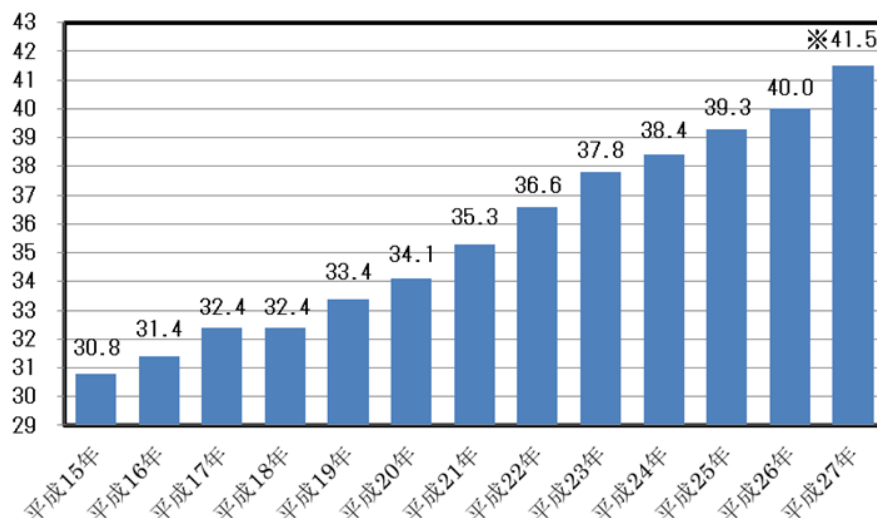
＊１ 高齢化の推移と将来推計



資料：内閣府「平成２９年版 高齢社会白書」

* 2 医療費の動向

(兆円)



※うち後期高齢者医療費は15.2兆円（全体の36.6%）

資料：厚生労働省「平成27年度 医療費の動向」

1-2 制度の運営

県内すべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」という特別地方公共団体が主体となり、市町村と連携しながら制度を運営している。

＜主な業務内容＞

広域連合が担う事務	市町村が担う事務
被保険者の資格管理に関する事務	
- 被保険者の資格管理 65歳から74歳の者の被保険者認定 - 被保険者証の交付、回収 - 短期被保険者証などの発行	- 被保険者の資格の取得及び喪失に関する届出書の提出の受付 - 被保険者証、短期被保険者証の引渡し - 被保険者証等の返還の受付
医療給付に関する事務	
- 療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費などの支給に係る申請書の審査、支払 - 葬祭費の支給	- 療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費などの支給に係る申請書の提出の受付 - 葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付
保険料の賦課に関する事務	
- 保険料率の決定 - 保険料の賦課 - 保険料の減免及び徴収猶予の決定	- 保険料額の決定通知の引渡し - 保険料の徴収 - 保険料に関する申告書の提出の受付
保健事業に関する事務	
- 保健事業計画、データヘルス計画の策定 - 健康診査に係る補助金の交付	健康診査の実施

1-3 制度の財政運営

(1) 広域連合と市町村の会計

①特別会計〔広域連合、市町村〕

高齢者の医療の確保に関する法律第49条により、広域連合と市町村は、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、特別会計を設けなければならないとされている。

《特別会計における款項目節（例）》

歳入：保険料収入、公費による定率負担、調整交付金、財政安定化基金交付金 等
歳出：保険給付費、財政安定化基金拠出金 等

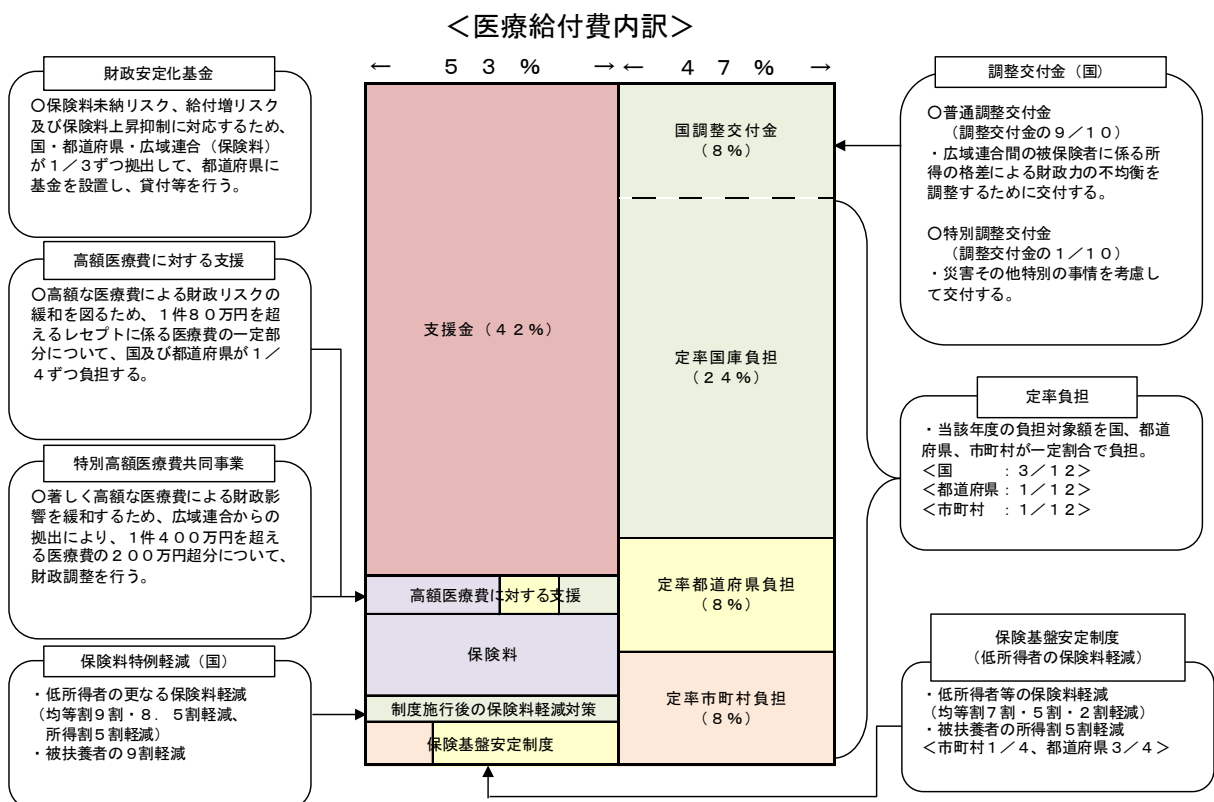
②一般会計〔広域連合〕

広域連合の運営にかかる人件費や事務費等共通経費については、関係市町村の負担金をもって充てることとされている。市町村の負担金の額は、規約の中で定める負担割合により、広域連合の予算で定めるものである。

《神奈川県における共通経費負担割合》 平成23年度から

均等割：5／100 被保険者数割：47.5／100 人口割：47.5／100

(2) 後期高齢者医療財政



※ 平成28年2月29日開催の全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議にて配布された説明資料を基に作成。

※ 現役並み所得を有する高齢者の医療給付費には公費負担がなく、その分は現役世代の支援金による負担となっていることから、公費負担割合は47%となっている。

後期高齢者医療財政において、医療給付費の財源として、法令で定められている公費や支援金等は次のとおり。

①定率負担

当該年度における負担対象額（※１）を国、都道府県、市町村が一定の割合で負担する。ただし、現役並み所得者については、公費負担がなされないため定率負担の対象とはならない。

《負担割合》

国： 3／12 都道府県： 1／12 市町村： 1／12（※２）

※１ 負担対象額

「負担対象額」＝「療養の給付等に要する費用の額」－「特定費用の額」

・「療養の給付等に要する費用の額」は次のア、イの合計額

ア 「療養の給付に要する費用の額」－「当該給付に係る一部負担金に相当する額」

イ 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額

・「特定費用の額」は被保険者のうち現役並み所得に該当する人の「療養の給付等に要する費用の額」

注：負担対象額には、以下は含まれない。

- ・ 給付事由が第三者の行為によって生じた場合の第三者による損害賠償金
- ・ 不正の行為により給付を受けた人からの徴収金
- ・ 不正の行為により給付に要する費用の支払いを受けた保険医療機関等からの返還金及び加算金
- ・ その他、療養の給付等に要する費用のための収入

※２ 各市町村につき、当該年度における次の被保険者に係る額を負担する。

- ①当該市町村に住所を有する人のうち、他の広域連合の住所地特例の対象者以外の人
- ②当該市町村に住所を有しない人であって、当該広域連合の住所地特例の対象者である人（前住所地市町村）

②調整交付金

国が、後期高齢者医療制度の財政を調整するため、広域連合に対し交付するもの。その目的によって、「普通調整交付金」（広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡の是正が目的）と、「特別調整交付金」（災害その他特別な事情がある広域連合に対し交付）の２種類がある。

調整交付金の総額は、負担対象額の見込額の 1／12 に相当するとされるが、財政力に応じ、普通調整交付金の額が増減される。

③後期高齢者交付金（支援金）

現役世代が加入する医療保険者からの「後期高齢者支援金」が、社会保険診療報酬支払基金を通じ、「後期高齢者交付金」として広域連合へ交付される。広域連合が被保険者への療養の給付として負担する費用の約4割及び現役並み所得者への特定費用等として負担する費用の約9割は、この交付金で賄われている。

④財政安定化基金

財政安定化基金は、広域連合による後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るため、各都道府県に設置されている。広域連合において、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の交付・貸付を行う。財源は、国、都道府県、広域連合が1／3ずつ負担する。

《負担割合》

国：1／3 都道府県：1／3 広域連合：1／3（※）

※ 保険料を財源とし都道府県に徴収される。算定方法は以下のとおり。

$$\left(\begin{array}{c} \text{一財政運営期間における} \\ \text{各広域連合の療養の給付等に} \\ \text{要する費用の額の見込} \end{array} \right) \times \text{拠出率（※）} - \left(\begin{array}{c} \text{当該財政運営期間中の} \\ \text{基金運用収益の1／3} \end{array} \right)$$

※ 拠出率は、2年ごとに厚生労働大臣が定める拠出率を標準として、県が条例で定めることとされている。

	国 標準拠出率	県拠出率
平成20～25年度	0.09%	0.09%
平成26～27年度	0.044%	0%
平成28～29年度	0.041%	0%

●交付事業

財政運営期間（2年間）を通して、①実績の保険料収入額が予定した保険料収入額よりも不足すると見込まれ、かつ、②給付費が見込み以上に増大すると見込まれる場合に、財政運営期間の最終年度に①の額の1／2に相当する額が交付される。ただし、①の額が②の額を超える場合は、②の額の1／2に相当する額が交付される。

●貸付事業

財政運営期間の各年度を単位として、保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大等による財政不足額について、無利子で行われる。

償還期間は、次期財政運営期間である。ただし、次期財政運営期間において保険料が著しく高くなると見込まれる広域連合については、都道府県が適当と認めた場合においては、4年間とすることができ、さらに4年間としても同様の事態が見込まれる場合においては、6年間とすることができる。

●財政安定化基金の特例

都道府県は、当分の間、交付事業・貸付事業以外に、広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができる。

神奈川県ではこの特例について、平成22年度中に神奈川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の改正が行われた。

⑤保険基盤安定制度

低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する制度。

以下のア及びイの額が、市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れられた後、広域連合に納付される。

ア 低所得者の被保険者均等割額を減額（7、5、2割）した額の合計額

イ 被用者保険の被扶養者であった被保険者の被保険者均等割額を減額（5割）した額の合計額

《負担割合》

都道府県：3／4 市町村：1／4

⑥高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金

低所得者等の更なる保険料軽減を補填する国からの交付金。

交付金は、平成26年度までは広域連合が設置する後期高齢者医療制度臨時特例基金で管理を行い、必要な経費を基金から特別会計に繰り入れを行っていたが、平成27年度からは単年度補助金事業となった。

交付金の対象は次のとおり。

ア 被保険者均等割額9割軽減対象者（均等割額7割軽減世帯のうち、被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他所得なし））に対し、保険基盤安定制度で7割補填された残りの2割分の額 ……被保険者均等割額軽減別財源内訳（a）に該当

イ 被保険者均等割額8.5割軽減対象者に対し、保険基盤安定制度で7割補填された残り1.5割分の額（平成20・21年度の特例措置とされていたが、22年度以降も継続） ……財源内訳（c）に該当

ウ 被用者保険の被扶養者であった被保険者（被保険者均等割額9割軽減）に対し、被保険者均等割額軽減額ごとに、保険基盤安定制度で補填された残りの額（平成20・21年度の特例措置とされていたが、22年度以降も継続）

- ・被保険者均等割額7割軽減対象者の2割分の額・・・財源内訳（b）（d）に該当
- ・被保険者均等割額5割軽減対象者の4割分の額・・・財源内訳（f）に該当
- ・被保険者均等割額軽減対象外の者の4割分の額・・・財源内訳（h）に該当

エ 所得割額5割軽減対象者の額

※被保険者均等割額軽減別財源内訳

（a） 9割軽減対象者

（割合）	7割	2割	1割
	基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）	臨時特例交付金（国庫負担）	被保険者

（b） 9割軽減対象者（被扶養者）

（割合）	7割	2割	1割
	基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）	臨時特例交付金（国庫負担）	被保険者

（c） 8.5割軽減対象者

（割合）	7割	1.5割	1.5割
	基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）	臨時特例交付金（国庫負担）	被保険者

（d） 8.5割軽減対象者（被扶養者）

（割合）	7割	1.5割	0.5	1割
	基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）	臨時特例交付金（国庫負担）		被保険者

（e） 5割軽減対象者

（割合）	5割	5割
	基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）	被保険者

（f） 5割軽減対象者（被扶養者）

（割合）	5割	4割	1割
	基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）	臨時特例交付金（国庫負担）	被保険者

（g） 2割軽減対象者

（割合）	2割	8割
	基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）	被保険者

（h） 被保険者均等割額軽減対象外の被扶養者

（割合）	5割	4割	1割
	基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）	臨時特例交付金（国庫負担）	被保険者

⑦高額医療費に対する支援

高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクの緩和を目的とし、レセプト1件で80万円を超えるような高額な医療費に対し、80万円超過分につき、保険料と調整交付金でまかなうべき部分について国と都道府県が一定の割合で負担する。

《負担割合》

国：1／4 都道府県：1／4 (広域連合(保険料)：2／4)

⑧特別高額医療費共同事業

著しく高額な医療費の発生による財政影響の緩和と、発生した高額医療費を共同で負担することによるリスクの分散を図り、発生した広域連合の財政負担の軽減を行うことを目的として実施される事業である。

実施主体：国民健康保険中央会

対象：国民健康保険中央会又は支払基金の特別審査委員会により審査されたレセプト1件あたり400万円超のレセプトが対象。当該レセプトの200万円超の部分について、保険料と調整交付金で賄うべき部分から、公費による高額医療費に対する支援を除いた部分について交付される。

財源：各広域連合からの拠出金

1-4 資格

(1) 被保険者

神奈川県内に居住し、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 75歳以上の者（※1）

イ 65歳以上75歳未満で一定の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた者（※2）

※1 生活保護を受けている場合などは、被保険者とはならない。

※2 申請し、広域連合から認定を受けることが必要となる。なお、この認定の申請については、いつでも将来に向かって撤回することができる。

(2) 被保険者証

被保険者には、1人に対し1枚の「後期高齢者医療被保険者証」が交付される。ただし、交付申請中等により被保険者証が交付されていないときは、後期高齢者医療被保険者受療証を交付する。

また、市町村と連携し、後期高齢者医療保険料を一定期間滞納している被保険者との納付相談の機会の確保に努めるとともに、なお一定期間滞納している被保険者に対し、必要に応じて通例定める期間より短い被保険者証（以下、「短期被保険者証」という。）を交付する。

《被保険者証の記載事項》

- ・有効期限〔平成28年度末現在の証の有効期限：平成30年7月31日（*）〕
- ・被保険者情報（被保険者番号・住所・氏名・性別・生年月日）
- ・資格取得年月日
- ・発効期日
- ・交付年月日
- ・一部負担金の割合
- ・保険者情報（保険者番号・保険者名称及び印）

* 神奈川県の場合。有効期限は各広域連合が任意で設定している。

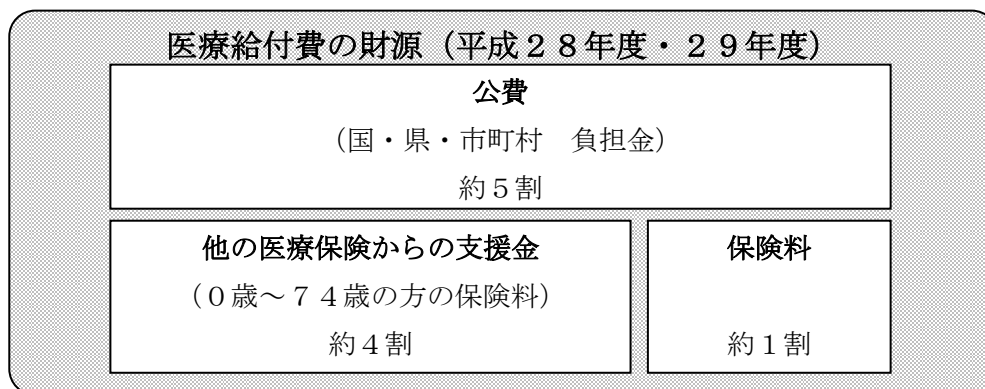
平成29年2月1日現在の短期被保険者証の有効期限は平成29年7月31日である。

1-5 保険料

(1) 保険料

保険料は、制度の安定した財政運営を図るため、2年単位で費用と収入を見込み保険料率を算定し、2年毎に見直す。

医療の給付に係る費用のうち約1割を被保険者が負担する保険料で賄い、残りの約9割は、公費（国・県・市町村負担金）と他の医療保険からの支援金（0歳～74歳の方の保険料）で賄う。



(2) 保険料の算定

保険料は、被保険者個人単位で算定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額となる。

$$\left(\begin{array}{c} \text{年間保険料額} \\ \text{【限度額57万円】(※3)} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{均等割額 (※1)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額等 - 33万円)} \\ \times \text{所得割率 (※2)} \end{array} \right)$$

※1 均等割額 = 県内の均等割総額 ÷ 被保険者数
※2 所得割率 = 県内の所得割総額（限度超過額含む） ÷ 県内被保険者の所得額総額
※3 平成26年度から賦課限度額57万円（平成24年度・25年度までは、55万円）

●神奈川県における保険料率の設定（平成28年度・29年度）

均等割額・・・43,429円（年額）
所得割率・・・8.66%

注：神奈川県内において、均一の保険料率（均等割額、所得割率）となる。

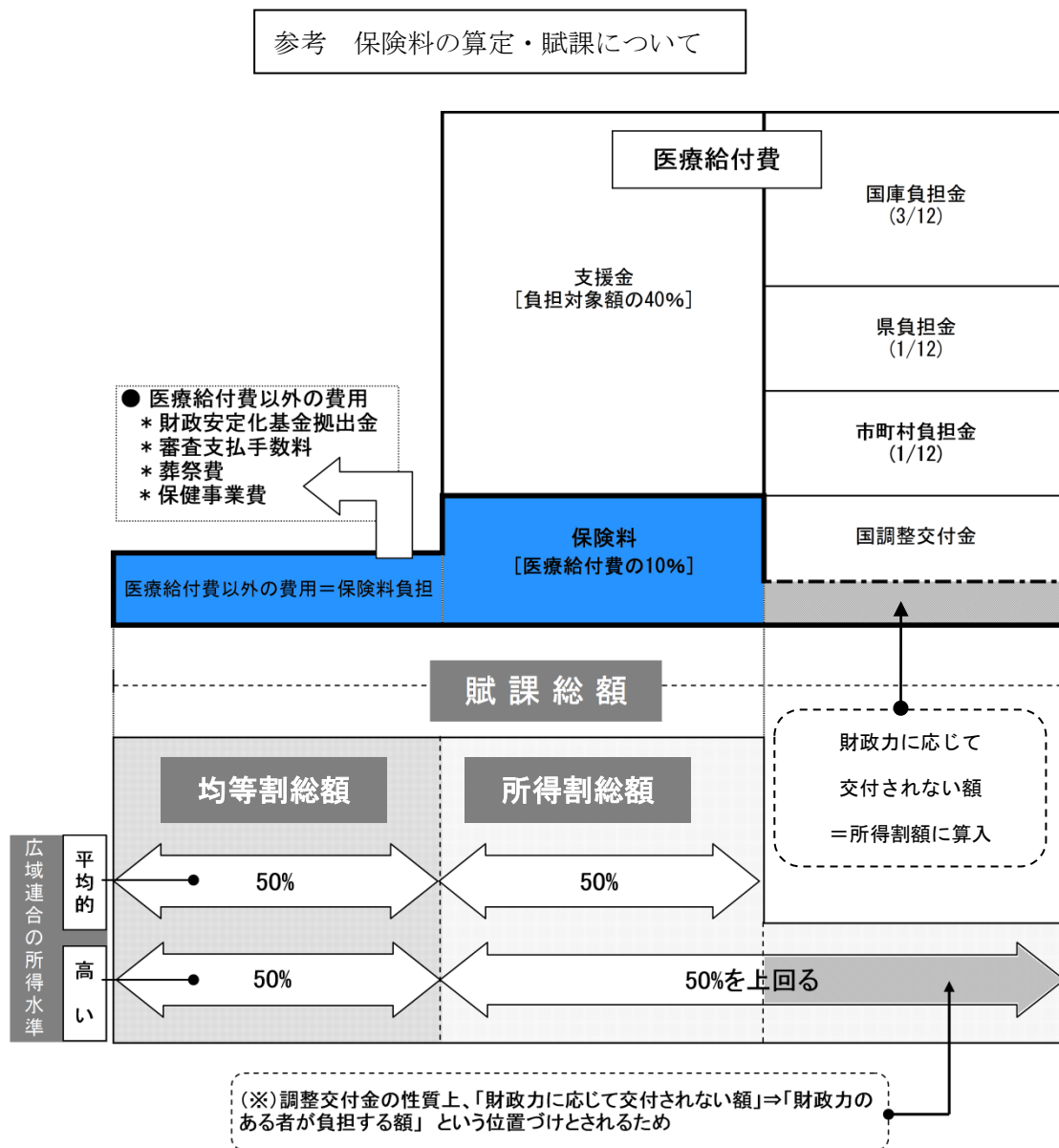
●保険料の賦課総額

保険料の賦課総額は、医療給付費の約10%に、医療給付費以外の費用（*）並びに財政力に応じて交付されない国からの調整交付金影響分を加えた額となる。

均等割総額：所得割総額の割合は50：50が基本であるが、財政力に応じて交付されない調整交付金影響分は所得割総額に付加し、所得割保険料として被保険者が負担する。

＊ 医療給付費以外の費用は以下のとおり。

①財政安定化基金拠出金 ②審査支払手数料 ③葬祭費 ④保健事業費



(3) 保険料の決定

保険料は、毎年度4月1日を基準日として決定する。決定した保険料額は、その年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間の金額となる。

※ 年度の途中で被保険者となったときは、被保険者となった日が決定基準日となり、その日の属する月から月割りで計算される。また、被保険者でなくなったときは、その前月分まで月割りで保険料がかかる。

※ 保険料決定後、前年所得の更正があったときは再算定する。

(4) 所得の少ない者に対する軽減

●均等割額の軽減

被保険者本人と世帯主及び同一世帯の他の被保険者の前年の総所得金額等を合計した額が、次の表の基準以下となる者は、均等割額が軽減される。

世帯の総所得金額等の基準	軽減割合
・ 33万円	8.5割
・ 上記の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得なし）の場合	9割
・ 33万円＋（26.5万円×当該世帯に属する被保険者数）	5割
・ 33万円＋（48万円×当該世帯に属する被保険者数）	2割

※ 軽減判定の対象となる総所得金額等の算定では、基礎控除（33万円）はしない。

また、65歳以上の者で税法上の公的年金等控除を受けている者は、公的年金所得から高齢者特別控除15万円を控除した金額で判定を行う。

※ 平成20年度以降、特例措置とされた均等割7割軽減を8.5割軽減とする措置が継続されている（均等割9割軽減の者を除く）。

●所得割額の軽減

保険料の賦課のもととなる所得金額が58万円以下（年金収入のみの場合：211万円以下）の者については、所得割額の5割が軽減される。

保険料の賦課のもととなる所得金額（※）の基準	軽減割合
・ 58万円	5割

※ 総所得金額等から基礎控除（33万円）を控除した額

(5) 被用者保険の被扶養者であった者に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険・健康保険組合・共済組合の被扶養者であった者は、後期高齢者医療制度に加入した月から2年間、均等割額のみ負担となり、かつ均等割額が5割軽減される。

※ 経過措置として、平成20年4月～9月の半年間は保険料徴収が凍結され、平成20年10月以降は均等割額の9割軽減が継続されている。

(6) 保険料の徴収猶予・減免

災害や所得の減少等特別な事情により保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合がある。

徴収猶予	地震、台風や洪水、火事等の災害により、財産について著しい損害を受けたことや世帯主が死亡したこと等の事情により保険料の納付が一時的にできないと認められる場合、6か月以内の期間に限り徴収を猶予する。
減 免	徴収猶予と同様の条件により、生活が困窮し保険料を納付することができないと認められる場合や刑事施設等へ拘禁され給付の制限が行われている場合等に、減免をすることができる。

1-6 給付

(1) 自己負担割合

●保険医療機関又は保険薬局等での被保険者の医療費自己負担割合は以下のとおり。

所得区分	課税区分	判定基準（※1）	自己負担割合
現役並み 所得者	課 税	市町村民税の課税所得が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の他の被保険者（※2）	3割
		【自己負担割合が1割になる場合（※3）があります】 以下の①または②の要件に該当するときに、市区町村の窓口申請し、認定された場合 ① 同一世帯に本人以外の被保険者の方がいる場合、本人とその被保険者の収入の合計額が、520万円未満である。 ② 同一世帯に本人以外の被保険者の方がいない場合で、下記のア・イのいずれかに該当するとき ア 被保険者本人の収入額が、383万円未満 イ 被保険者本人の収入額が、383万円以上であっても世帯の70歳～74歳の方（被保険者を除く。）を含めた収入の合計額が520万円未満	
一 般	課 税	「現役並み所得者」「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」以外の被保険者	1割
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	非課税	同一世帯の者全員が当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税非課税の被保険者（区分Ⅰ以外の被保険者）	1割
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	非課税	同一世帯の者全員が当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税非課税で、その世帯の各所得が0円（年金の所得は控除額を80万円として計算）となる被保険者	1割

※1 所得区分は、毎年8月にその年度の市町村民税の課税所得（各種控除後の所得）により判定される。また、8月の定期判定以外にも、世帯構成の変更等がある場合には判定を行う。

※2 昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者で、本人及び被保険者である世帯員の旧ただし書所得（前年の総所得金額等から33万円を控除した額）の合計額が210万円以下の場合、自己負担割合は1割となります。

※3 「基準収入額適用申請書」に収入が分かる書類（確定申告書の控え等）を添付し、提出する。

(2) 給付の種類

広域連合は、被保険者の疾病、負傷又は死亡に関し、必要な給付を行う。

給付は原則、一定の自己負担で保険医療機関等における診察や薬剤の支給等が受けられる形で行われる（現物給付）。ただし、現物給付を受けることが困難な場合には、被保険者等がかかった費用の全額を一旦支払い、事後に申請を行うことで払い戻しを受けることとなる（現金給付）。

また、条例で定めるところにより、葬祭費の給付を行うことができる（現金給付）。

●給付の種類

分類	名称	対象
現物給付	療養の給付	診察、薬剤の支給、治療、入院等
	入院時食事療養費	入院時の食事に要した費用
	入院時生活療養費	長期入院時の生活療養に要した費用
	保険外併用療養費	高度な医療や特別なサービスを含んだ療養等のうち、特に定められたもの
	訪問看護療養費	訪問看護ステーションの訪問看護師等から訪問看護を受けた場合
	高額療養費	自己負担額が自己負担限度額を超えた場合
現金給付	療養費	保険医療機関等でやむを得ず被保険者証を提示できず、全額自己負担した場合等
	特別療養費	被保険者が資格証明書を受けている場合の給付 〔※ 神奈川県では資格証明書の交付実績がないため、該当なし〕
	移送費	治療を受けるために緊急的に医療機関等へ移送された場合
	高額療養費	医療費の一部負担金が高額になる場合
	高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の一部負担金の合計が高額になる場合
	葬祭費	被保険者の葬祭を行った場合

①療養の給付〔現物給付〕

保険医療機関又は保険薬局を通じ以下の医療サービスを直接提供するもの。

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療
- エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

②入院時食事療養費〔現物給付〕

入院中の食事にかかる費用について、広域連合が被保険者に代わり、医療機関に対し食事療養に要した費用を直接支払うもの。被保険者は、「食事療養標準負担額（１食単位、１日３回まで）」のみを負担する。

所得区分		自己負担割合	１食あたりの負担額
現役並み所得者		３割	３６０円
一般		１割	
区分Ⅰ・区分Ⅱに該当しない指定難病患者		３割または１割	２６０円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	９０日までの入院	１割	２１０円
	過去１２か月の間に ９１日以上入院	１割	１６０円
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）		１割	１００円

③入院時生活療養費〔現物給付〕

療養病床（主に慢性期の疾患を扱う病床）に入院する場合に、広域連合が被保険者に代わり、医療機関に対し生活療養に要した費用を直接支払うもの。被保険者は「生活療養標準負担額」のみを負担する。

所得区分	自己負担割合	１食あたりの食費	１日あたりの居住費
現役並み所得者	３割	４６０円	３２０円
一般	１割	[４２０円（※）]	
区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）	１割	２１０円	
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）	１割	１３０円	
老齢福祉年金受給者	１割	１００円	０円

※ 入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する病院に入院している場合

注：入院医療の必要性の高い状態が続く者や回復期リハビリテーション病棟に入院している者については食事療養標準負担額のみを負担し、生活療養標準負担額の負担はない。

④保険外併用療養費〔現物給付〕

高度な医療や特別なサービスを含んだ療養等のうち特に定められたものを受けた場合に支給されるもの。療養全体にかかる費用のうち、一般診療と共通する基礎的部分に保険を適用し、特別サービス部分を自費負担とする。

保険外併用療養費には、以下の２種類がある。

- ア 被保険者が高度先進医療を含む評価療養を受けた場合に支給されるもので、高度先進医療を行う医療機関として厚生労働大臣の承認を受けた保険医療機関において療養を受けた場合に支給されるもの
- イ 被保険者が保険医療機関において特別の病室の提供、その他特別な治療材料の支給等による選定療養を受けた場合に支給されるもの

⑤訪問看護療養費〔現物給付〕

疾病または負傷により、居宅において継続して療養を受ける者が主治医の指示のもとで訪問看護を受けた場合、被保険者は自己負担分のみを訪問看護ステーションに支払うもの。

なお、訪問看護にかかった交通費は実費負担となる。

⑥療養費〔現金給付〕

被保険者が医療費の全額を医療機関等で支払った後、申請を行い、保険を使えなかったことがやむを得ないと認められた場合に、自己負担分を除いた額が支給されるもの。申請ができる場合は以下のとおり。

- ア 急病等、緊急その他やむを得ない事情で被保険者証を持参できなかったとき
- イ コルセット等治療用装具を作ったとき
- ウ 柔道整復師の施術を受けたとき
- エ 医師の同意を得て、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受けたとき
- オ 輸血に生血を使ったとき
- カ 海外で急な病気やケガにより医療機関で治療を受けたとき

⑦特別療養費〔現金給付〕

被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者で療養を受けた場合に、その療養に要した費用について支給されるもの。

なお、特別療養費に係る療養は、介護保険法に規定する指定介護療養施設サービスを行う療養病床等に入院している者については対象外である。

⑧移送費〔現金給付〕

医師の指示により緊急その他やむを得ない理由に該当して転院した場合等に、移送にかかった費用について必要であると認められた場合、移送にかかった費用の全額又は一部が支給されるもの。

⑨高額療養費〔現物給付・現金給付〕

1 か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が支給されるもの。自己負担額が同一月・同一医療機関において自己負担限度額を超えたときは、現物給付される。

自己負担限度額は、個人単位を適用後に世帯単位を適用する（現金給付）。

●自己負担限度額（月額）

所得区分	自己負担割合	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	3割	44,400円	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% 〔44,400円〕※
一 般	1割	12,000円	44,400円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	1割	8,000円	24,600円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	1割	8,000円	15,000円

※ 〔 〕 内の金額は、過去12か月に外来と入院を合わせたもの（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給を3回以上受けており、4回目以降の支給に該当する場合に適用。

●75歳の誕生月の特例

75歳誕生月については、誕生日前の医療保険制度（国民健康保険・被用者保険等）と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1に減額する（1日生まれを除く）。月額の自己負担限度額は下表のとおり。

所得区分	自己負担割合	外来 (個人単位)	個人合算	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	3割	22,200円	40,050円 + (総医療費 - 133,500円) × 1% 〔22,200円〕※	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 〔44,400円〕※
一 般	1割	6,000円	22,200円	44,400円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	1割	4,000円	12,300円	24,600円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	1割	4,000円	7,500円	15,000円

※ 〔 〕 内の金額は、過去12か月に外来と入院を合わせたもの（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給を3回以上受けており、4回目以降の支給に該当する場合に適用。

《高額療養費の特例等》

●後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

対象者：区分Ⅰ・Ⅱ（低所得者Ⅰ・Ⅱ）該当者

内 容：予め医療機関に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、一部負担金が区分Ⅰ・Ⅱ（低所得者Ⅰ・Ⅱ）の所得区分の自己負担限度額までとなるもの。要申請。

●特定疾病療養受療証

対象者：厚生労働大臣が指定する特定疾病（血友病、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症）該当者

内 容：当該疾病の治療にあたり、「特定疾病療養受療証」を提示することで、1つの医療機関等での1か月の自己負担が1万円となるもの。要申請。

⑩高額介護合算療養費〔現金給付〕

同一世帯の被保険者において、医療保険と介護保険の両方の自己負担額が発生している場合に、1年間（毎年8月～翌年7月）の医療と介護の自己負担額の合計が介護合算算定基準額を超えた場合、その超えた分が支給されるもの。

※支給額が世帯で500円（支給基準額）を超えた場合に支給される。

●介護合算算定基準額（年額）

所得区分	自己負担割合	介護合算算定基準額 (毎年8月～翌年7月)
現役並み所得者	3割	67万円
一 般	1割	56万円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)		31万円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)		19万円

⑪葬祭費〔現金給付〕

後期高齢者医療制度では、被保険者が死亡した際、条例の定めるところにより、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行う。神奈川県においては、「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の規定に基づき、葬祭費5万円の支給を行っている。

またこの他、条例の定めるところにより、傷病手当金の支給等その他の後期高齢者医療給付を行うことができるが、他広域連合を含め、行っているところはない。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（抜粋）
第2条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、
法第86条第1項本文の規定により葬祭費として5万円を支給する。

（３）一部負担金の減免及び徴収猶予

災害その他特別な事情があり、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な被保険者に対し、申請を受け広域連合が認定した場合、一部負担金の減額、免除又は徴収猶予を行う。該当者へは「後期高齢者医療一部負担金減額証明書」、「後期高齢者一部負担金免除証明書」又は「後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書」を交付する。

（４）給付の制限等

①保険診療とならないもの。以下は、給付の対象とならない。

- ア 保険外診療
- イ 差額ベッド代
- ウ 健康診断
- エ 予防注射
- オ 美容整形
- カ 歯列矯正 等

②給付の制限

以下の場合、給付の全部又は一部が制限されることがある。

- ア 故意の犯罪行為による疾病又は負傷
- イ 闘争、泥酔又は著しい不行跡による疾病又は負傷
- ウ 刑事施設、労役場等に拘禁された場合
- エ 療養に関する指示に従わないとき
- オ 文書その他の物件の提出・提示を拒んだとき

また、被保険者が保険料を滞納しており、納期限から1年6ヶ月間が経過した場合には、災害その他特別な事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、給付の全部又は一部を差し止めることがある。

③他法の給付との調整

広域連合は、被保険者の疾病又は負傷につき、労働災害補償法やその他政令で定める法令に基づく医療の給付を受けることができる場合は、医療の給付を行わない。

(5) 第三者行為

被保険者が交通事故や傷害事件等により第三者から損害を受けたことにより発生した疾病、負傷、死亡等で被保険者証を使用し、治療行為を受けた場合、被保険者が治療等で受けた療養給付費は、いったん広域連合が立て替えて医療機関等に支払う。その後、立て替えた療養給付費を被保険者に代わって第三者に請求（求償）する。

1-7 保健事業

被保険者への健康診査その他被保険者の健康保持増進のために必要な事業については、広域連合に実施する努力義務が課せられている。神奈川県においては、以下の目的、方法等で健康診査等を実施している。

(1) 健康診査

①目的

糖尿病等の生活習慣病の早期発見や重症化予防

②実施方法

広域連合条例等施行規則第13条第1項に規定する健康診査項目を含む健康診査事業を行う市町村に対して、健康診査事業補助金を交付する。市町村は、個別健診又は集団健診（併用も可）等、それぞれの実情に応じ、実施する。

③健診項目

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施される特定健康診査（40～74歳を対象に実施）の基本項目と同様（腹囲を除く）である。

基本項目：問診・計測（身長・体重等）・理学的所見（診察）・脂質・肝機能・代謝系・尿、腎機能

④費用

神奈川県では、健康診査事業を行う市町村に対して、健康診査事業補助金を交付する（※1）。また、健康診査受診者からの利用者負担（※2）によることができる。

※1 広域連合からの補助金（健康診査事業補助金）の財源は、被保険者からの保険料及び国庫補助金である。

※2 神奈川県では、各市町村の任意である。

●神奈川県後期高齢者医療広域連合健康診査事業補助金（概要）

交付対象額	健康診査に要した費用（事務費を含む）から、生活機能評価との共同実施により介護保険の地域支援事業により負担される額及び利用者負担額を除いた額。ただし、交付限度額が上限となる。
交付限度額 （一市町村あたり）	[計算式] 1万円×被保険者数（9月末）×基準受診率（*） *基準受診率は前年度の県全体の受診率を指す。対象年度の市町村受診率が基準受診率を超える場合は、基準受診率に $\frac{（市町村受診率 - 基準受診率） \times 補正率}{（0.9）}$ を加算して、交付限度額を算出する。

(2) 保健指導

本人の求めに応じて、健康相談等の機会を提供できる体制を確保（健康増進法に基づく市町村による生活習慣相談等に対応）する。

(3) 歯科健康診査

①目的

口腔機能低下や肺炎等の疾病予防

②事業対象者

神奈川県後期高齢者医療制度の被保険者のうち、前年度に75歳に到達しており、歯科健診受診日現在に被保険者資格を有する者

③健診項目

厚生労働省「高齢者歯科口腔健診実施マニュアル」を基に健診項目を設定

*** 口腔診査**

- (1) 歯の状態
- (2) 咬合の状態
- (3) 軟組織の状態
- (4) 口腔乾燥の状態
- (5) 口腔衛生の状態
- (6) 唾液検査(唾液潜血反応)
- (7) 舌・嚥下機能評価
- (8) 摂食機能評価

*** 口腔衛生指導**

- (1) う蝕・歯周疾患の予防法
- (2) ブラッシング指導
- (3) 食事・生活指導など

④費用負担

受診者の自己負担額は無料

【このページは空白です】

2 後期高齢者医療制度の主な見直し

				平成20年度	平成21年度	平成22年度
資 格	自己負担割合判定基準の見直し			①	②	③
				① 20年4月～7月 老人保健制度の判定基準を引継ぐ。 ② 20年8月～12月 次の場合、自己負担割合は3割とするが、高額療養費にお (要件)・同じ世帯に他の被保険者がいない ・同じ世帯の70歳から74歳の者と自身の年収の合計 ③ 21年1月～ 上記②の要件に該当する場合に、自己負担割合を1割とする。 ④ 27年1月～【旧ただし書所得】 上記③の要件に加え、次の場合、自己負担割合は1割とする。 (要件)・昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者で、本人及 合計金額が210万円以下		
保 険 料	保 険 料 の 軽 減	均 等 割 軽 減	恒常的な措置：本則(※1)			
			特例措置(※2)			
		7 ・ 5 ・ 2 割	9割軽減の導入(※2)		21年4月～	
			7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(他の所得なし)		21年3月条例改正 (21年4月1日から適用)	
		7割軽減→ 8.5割軽減(※2) 前年の総所得金額等 33万円以下 5割軽減 2割軽減は変更なし	8.5割軽減	8.5割軽減		
			20年7月条例改正 (20年4月1日から適用)	21年6月条例改正 (21年4月1日から適用)	22年3月条例改正 (22年4月1日から適用)	
		所得割軽減	なし	5割軽減の導入(※2)	5割軽減	
				20年7月条例改正 (20年4月1日から適用)	21年3月条例改正 (21年4月1日から適用)	
	被扶養者軽減	制度加入時から2年間、均等割を5割軽減・所得割なし	期限なし 均等割を9割軽減(※2)	凍結	9割	9割軽減
				・20年4～9月 保険料徴収せず ・20年10～21年3月 均等割9割軽減	21年3月条例改正 (21年4月1日から適用)	22年3月条例改正 (22年4月1日から適用) 「加入時から2年間」の期限は適用しない
納付方法の選択制導入 申し出により、特別徴収から口座振替への変更が可能				20年7月～		
給 付	高額療養費：年齢到達月の取扱変更 75歳到達月は自己負担限度額を2分の1に減額(1日生まれ除く)			20年4～12月の年齢到達者には特別支給金で対応	21年1月～	
	後期高齢者固有の診療報酬見直し ①後期高齢者診療料(かかりつけ医)(※3) ②後期高齢者終末期相談支援料(※4) ③後期高齢者特定入院基本料(※5)					平成22年度診療報酬改定 ①廃止 ②廃止 ③全年齢に拡大

※1 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」

※2 保険料軽減のうち特例措置分については、毎年度、国で予算措置

※3 かかりつけ医が、患者の慢性疾患等に対し、継続的な管理を行うことで得られる診療報酬

※4 終末期における診療方針等を検討し、文章で提供した場合に得られる診療報酬

※5 90日を越えて入院した場合加算できる診療報酬

平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度
る自己負担限度額は一般の者と同じとする。					
が 5 2 0 万円未満					
び被保険者である世帯員の旧ただし書所得（前年の総所得金額等から 3 3 万円を控除した額）の					
	平成 2 4 年度診療報酬改定 後期高齢者医療制度に關 する改定はなし。		平成 2 6 年度診療報酬改定		平成 2 8 年度診療報酬改定 後期高齢者医療制度に關 する改定はなし。

る自己負担限度額は一般の者と同じとする。

び被保険者である世帯員の旧ただし書所得（前年の総所得金額等から33万円を控除した額）の

[illegible]

3 後期高齢者医療制度の沿革

年 月	国の動向	神奈川県広域連合(市町村含む)の動向
《平成18年度》		
18. 6	14日 医療制度改革関連法の成立 (「健康保険法等の一部を改正する法律」が21日公布) (1)医療費適正化の総合的な推進 ・医療費適正化計画の策定(平成20年4月施行)等 (2)新たな高齢者医療制度の創設 ・後期高齢者医療制度の創設(平成20年4月施行) ・老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」へ改称(平成20年4月施行)等 (3)都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合 ・政管健保の公法人化(全国健康保険協会の設立、平成20年10月施行)等	
18. 7	10日 医療制度改革関連法に関する都道府県説明会 ・「都道府県単位での後期高齢者医療広域連合」設置(平成19年3月末まで)に向けたスケジュールとして、準備委員会の設置(平成18年9月)等を提示	13日 「神奈川県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」設置
18. 9	13日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令制定	
18. 10	健康保険法等の一部改正の施行による改正 (1)現役並み所得者(70歳以上)の窓口負担を2割から3割に変更 (2)高額療養費の自己負担限度額の見直し(引き上げ) 例)現役並み所得者の外来における自己負担限度額→40,200円から44,400円に変更	
18. 12		27日 「神奈川県後期高齢者医療広域連合」設置許可を県へ申請

19. 1		広域連合議会議員の選出(市町村議会 ～2月23日) 11日 神奈川県知事からの設置許可(1月19日県告示) ○広域連合規約制定 【規約概要】 (1)名称:神奈川県後期高齢者医療広域連合 (2)構成団体・区域:神奈川県内35市町村・神奈川県の区域 (3)広域連合が処理する事務: (広域連合が行う主な法定事務)被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課 (市町村が行う主な法定事務)保険料徴収、申請受付等の窓口業務 (4)事務所の位置:横浜市内(横浜市神奈川区栄町8番地の1 ヨコハマポートサイドビル) (5)議会の組織:関係市町村の議会の議員で構成(内訳:横浜市7名、川崎市3名、中核市2名(各市1名ずつ)、市6名、町村2名) (6)議員の選挙方法:市町村の議会議員による選挙(間接選挙)[任期1年] (7)長等の組織及び選任方法:広域連合長1名(関係市町村長の選挙による)[任期2年]、副広域連合長2名(関係市町村の長から広域連合長が任命)[任期 2年] (8)経費支弁方法:医療給付等に係る市町村法定負担(負担割合:1/12)、人件費等共通経費に係る市町村負担(負担割合:均等割10%、被保険者数割45%、人口割45%) (9)その他執行機関:選挙管理委員会(委員4名)、監査委員(委員2名) 16日 広域連合長の選出(山口巖雄 厚木市長)
19. 2		1日 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局の設置 26日 広域連合長の選出(土屋侯保 大和市長)

19. 3		23日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回臨時会 ○広域連合の組織・人事・議会・財務等に関する各 条例制定にかかる専決処分報告・承認 (1) 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例 (2) 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合運営協議会設置条例 (4) 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例 (5) 神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (6) 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (7) 神奈川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例 (8) 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 他
-------	--	--

《平成19年度》		
19. 5		1日 広域計画に対するパブリックコメント実施 (～31日) 【実施結果】 (1) 寄せられた意見の総数 28件(はがき20件、FAX1件、電子メール7件) (2) ご意見をいただいた方の年齢構成 40歳未満:1件 65歳～74歳:5件 75歳以上: 14件 不明:8件 (3) 主なご意見 ・短期証や資格証の発行には十分な配慮が必要 ・保険料を高くしない方法を考えてほしい 等 24日 広域連合長の選出(石渡徳一 鎌倉市長)
19. 7		25日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約 改正 【改正内容】 ・城山町及び藤野町が相模原市に編入されたこと に伴う、地方公共団体数の変更(35→33)
19. 8	6日 「全国老人医療・国民健康保険主管課 (部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長 会議」を開催 ・平成20～21年度の保険料の算定方法等につ いて提示	27日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連 合議会 第1回定例会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画 策定 【広域計画 概要】 (1) 後期高齢者医療事務の基本方針 法令の趣旨に則り、効率的かつ安定的な制度 運営を図るため、関係市町村と協調、協力し合 いながら、県内市町村民のニーズが反映される よう努める。 (2) 後期高齢者医療制度の沿革・概要 (3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要 (4) 後期高齢者医療制度における広域連合及び 市町村業務 (5) 広域計画の期間・改定期間:5年間(平成19～ 23年度を1期とし、以降5年ごとに見直し)。 広域連合長が必要と認めたときは随時改定 を行う。

19. 10	19日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (全部改正)制定(平成20年4月施行) 22日 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則制定(平成20年4月施行) 30日 高齢者医療の負担の在り方について(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ) 【主な内容】 (1) 70～74歳の医療費自己負担割合の変更 (1割から2割へ)を20年度凍結 (2) 被用者保険の被扶養者の保険料軽減 (激変緩和措置) 加入した月から2年間、所得割額が課されず、均等割が5割軽減となるが、これに加えて ①平成20年4月～9月:凍結 ②平成20年10月～21年3月:均等割額9割軽減とする。 31日 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令公布(平成20年4月施行)	
19. 11	14日 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成20年度から平成25年度までの間における財政安定化基金拠出率告示(平成20年4月適用) ・拠出率 : 1万分の9(平成20～25年度まで)	16日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回臨時会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定 【条例 概要】 (1) 後期高齢者医療給付(葬祭費) (2) 保険料(賦課額・所得割額・均等割額・所得割率・賦課限度額・減額・減免 他) (3) 保健事業

19. 11	22日 ○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令公布(平成20年4月施行) ○後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令公布(平成20年4月施行) 30日 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示(平成20年4月適用) (1)後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額 (2)高齢者の医療の確保に関する法律施行令第14条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病 (3)高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第31条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法 (4)前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第3条に規定する保険者 (5)社会保険診療報酬支払基金法第16条第1項及び国民健康保険法第45条第6項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件	
19. 12	28日 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準制定(平成20年4月施行)	
20. 3		被保険者証の一斉交付(中旬～) 27日 平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回定例会 ○特別会計の設置、基金の設置等 (1)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定(専決処分報告・承認) (2)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計設置条例の制定 (3)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例の制定

《平成20年度》	
20. 4	1日 後期高齢者医療制度開始 【制度概要(施行開始時)】 (1)加入者(被保険者) ①75歳以上の者 ②65歳から74歳で一定の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた者 ※ 生活保護受給者等は除く 神奈川県被保険者数 (平成20年4月末現在) 681, 840人(75歳以上:666, 441人 75歳未満(障がい認定):15, 399人 (2)被保険者証 1人1枚(有効期限は各広域連合が任意に設定。神奈川県は平成24年7月31日を設定) (3)運営 都道府県ごとに設置された広域連合が主体となり、市町村と連携し運営。 ①広域連合の業務:被保険者証等の交付、保険料の決定、医療給付等 ②市町村の業務:申請及び相談窓口、被保険者証の引渡し、保険料の徴収等 (4)医療費の負担割合 現役並み所得者は3割、それ以外は1割 (5)保険料 個人単位で賦課(賦課限度額50万円)。ただし軽減は世帯単位で判定 神奈川県の保険料率(平成20～21年度) 均等割額:39, 860円 所得割額:7. 45% 保険料額 = 均等割額 + 所得割額 (6)保険料の軽減・減免 ①均等割額軽減…7割・5割・2割 ②被用者保険の被扶養者に対する軽減 ・加入した月から2年間は均等割額のみ ・平成20年9月まで徴収凍結 ・平成20年10月～21年3月まで均等割額9割軽減 ③その他、条例で定める個別減免 (7)保険料の納付 ①特別徴収(原則として、年金受給額が年額18万円以上かつ介護保険料との合算が年金受給額の1／2を超えない者) ②普通徴収(①以外の者)

20. 6	12日 高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について(政府・与党決定) 【主な内容】 (1)保険料の軽減対策(平成21年度から実施) ①均等割7割軽減世帯のうち、その世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下 →9割軽減 ②保険料賦課のもととなる所得金額が58万円以下→所得割5割軽減(段階的な軽減も検討) 《平成20年度の経過措置》 ①均等割額7割軽減→8. 5割軽減 ②賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →所得割額5割軽減 (2)特別徴収→口座振替への変更を申出により条件付きで可能とする [条件] ①国保の保険料を確実に納付していた者(本人)が口座振替により納付する場合 ②連帯納付義務者(世帯主又は配偶者)がいる者(年金収入が180万円未満の者)で、その口座振替により納付する場合	
20. 7	25日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(同日施行) ・特別徴収→口座振替への変更を申出により条件付きで可能とする。	保険料額決定等の通知(上旬～中旬) 18日 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正 【改正内容】 (1)保険料の軽減対策(平成20年度の経過措置) ①均等割額7割軽減→平成20年度は8. 5割程度軽減 ②賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →平成20年度は所得割額を5割軽減 (2)特別徴収→口座振替への変更を条件付きで可能とする(開始)。 ※保険料徴収事務であるため、当該事務の処理は市町村にて対応

20. 8		神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正(平成20年7月18日)を受け、保険料額変更(該当者あて通知発送) 【変更内容】 (1)均等割額7割軽減⇒平成20年度は8. 5割程度軽減 (2)賦課のもととなる所得金額が58万円以下→平成20年度は所得割額を5割軽減 1日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約改正 【改正内容】 ・市町村が行う事務を新たに規約に位置づけ 保険料の徴収猶予にかかる窓口業務 等 25日 平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回定例会 ○後期高齢者医療に関する条例の一部改正(20年7月18日専決処分の報告・承認)等
20. 9	9日 「平成21年(度)における高齢者医療の負担のあり方について」(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ) 【主な内容】 (1)被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減(均等割額9割軽減)→平成21年4月から平成22年3月まで継続 (2)負担区分の判定基準見直し(平成21年1月実施)→世帯構成や所得が変わらないにもかかわらず後期高齢者医療制度に加入したことにより負担区分が1割から3割に変更した者については、従前と同様、1割負担のままとする。 (3)誕生月における自己負担限度額の見直し(平成21年1月実施)→誕生日前後の医療保険制度において、自己負担限度額を2分の1とする。	

20. 11	18日 「長寿医療制度の改善策の円滑な実施について」(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ) 【主な内容】 特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃(実施:21年4月～) 21日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(一部を除き平成21年1月1日施行) 【改正内容】 (1)次の場合、窓口負担を1割とする ①同じ世帯内に他の被保険者がいない ②同じ世帯の70歳から74歳の者と自身の年収の合計が520万円未満 (2)75歳到達月は、自己負担限度額を2分の1に減額(1日生まれを除く) 例)現役並み所得者の外来における自己負担限度額:誕生月は44,400円→22,200円に変更	
20. 12	8日 都道府県ブロック会議 平成21年度からの保険料軽減のうち、所得割の軽減について、段階的な軽減は実施せず、一律5割とすることが示された。 25日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(公布日施行) 【改正内容】 特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃	高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部改正を受け、 (1)負担割合が3割から1割に変更した被保険者に変更後の被保険者証を送付[平成21年1月1日から適用] (2)負担割合が3割から1割に変更する可能性がある被保険者に基準収入額適用申請書等を送付 (3)特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃(平成21年4月からの特別徴収分について、口座振替への変更受付開始) ※(3)については、保険料徴収事務であるため、当該事務の処理は市町村にて対応
21. 1	高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令施行 (1)負担区分の判定基準見直し(平成21年1月実施) ・後期高齢者医療制度に加入したことにより、負担区分が3割から1割に変更した者について	

	ては、従前と同様、1割負担のままとする。 (2) 誕生月における自己負担限度額の見直し (平成21年1月実施) ・誕生日前後の医療保険制度において、自己負担限度額を2分の1とする。	
21. 3		16日 広域連合長の選出(服部信明 茅ヶ崎市 長) ※任期は平成21年4月1日から 27日 平成21年神奈川県後期高齢者医療広域連 合議会 第1回定例会 ○後期高齢者医療に関する条例、後期高齢者医 療制度臨時特例基金条例の一部改正等 【改正内容】 (1) 後期高齢者医療に関する条例 ① 均等割額7割軽減世帯のうち、その世帯の 被保険者全員が年金収入80万円以下→9割 軽減 ② 賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →所得割額を5割軽減 ③ 被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減 策(均等割額9割軽減)→平成21年4月から平 成22年3月まで継続 (2) 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の 一部改正 ① 「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴 う保険料軽減の財源に充てるために処分要件 の追加 ② 条例の失効期日を平成22年3月31日から平 成23年3月31日に延長

《平成21年度》		
21. 6		17日 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正 【改正内容】 均等割額7割軽減⇒8.5割軽減(平成21年4月から平成22年4月まで継続)
21. 8		24日 平成21年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回定例会 ○後期高齢者医療に関する条例の一部改正 (平成21年6月17日専決処分の報告・承認) ○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正 【改正内容】 「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴う保険料軽減の財源に充てるため処分要件の追加
21. 9	9日 「三党連立政権合意書」 後期高齢者医療制度は廃止し、医療制度に対する国民の信頼を高め、国民皆保険は守る。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。	28日 平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 【補正理由】 高額療養費特別支給金の財源に充てるため
21. 11	30日 高齢者医療制度改革会議(第1回) 後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について、以下を基本として検討を行うことが示された。(廃止見込時期:平成25年3月) (1)後期高齢者医療制度は廃止する。 (2)マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する。 (3)後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする。 (4)市町村国保等の負担増に十分配慮する。 (5)高齢者の保険料が急に増加したり、不公平なものにならないようにする。 (6)市町村国保の広域化につながる見直しを行う。	

22. 1		26日 平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正 【改正内容】 平成22年度及び平成23年度の保険料率決定 均等割額:39, 860円⇒<u>39, 260円</u> (－600円) 所得割率:7. 45%⇒<u>7. 42%</u> (－0. 03ポイント)
22. 2	3日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(同日施行) ・被用者保険の被扶養者の保険料軽減 均等割額9割軽減を、当分の間継続	
22. 3		29日 平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 ○後期高齢者医療に関する条例、後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例、後期高齢者医療臨時特例基金条例の一部改正等 【改正内容】 (1)後期高齢者医療に関する条例の一部改正 ①均等割額7割軽減⇒8. 5割軽減 ②被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減策(均等割額9割軽減) (2)療養給付費等支払準備基金条例 特定期間にとらわれることなく、実態に即して医療制度に係る保険給付等に要する費用に充てるため処分要件を変更 (3)臨時特例基金条例 「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴う保険料軽減の財源に充てるため処分要件の追加

《平成22年度》		
22. 5	19日 「新たな高齢者医療制度に係る意識調査」を実施(～6月7日)	21日 広域連合議会議員の選出(市町村議会 ～6月21日)
22. 8	7日 「高齢者医療制度についての意見交換会」の開催 20日 高齢者医療制度改革会議(第9回) 「高齢者のための新たな医療制度等について(中間とりまとめ)」が示された。 【主な内容】 (1) 75歳以上も国民健康保険か被用者保険に加入する。 (2) 国民健康保険については、第一段階で高齢者に関し都道府県単位の財政運営とし、第二段階で現役世代についても都道府県単位化を図る。	30日 平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
22. 9	9日 「高齢者医療制度に係る意識調査」を実施(～19日)	
22. 10	5日 「新たな高齢者医療制度についての公聴会(関東・信越ブロック)」開催	
22. 11		26日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約改正 【改正内容】 ・共通経費に係る市町村負担の変更 ・均等割 10%⇒5% ・被保険者数割及び人口割 45%⇒47.5% (平成23年4月1日施行)
22. 12	20日 高齢者医療制度改革会議(第14回) 「高齢者のための新たな医療制度等について(最終とりまとめ)」が示された。 【主な内容】 (1) 後期高齢者医療制度を廃止し、地域保険は国民健康保険に一本化する。 (2) 国民健康保険については、第一段階で、高齢者に関し都道府県単位の財政運営とし、第二段階で現役世代についても都道府県単位化を図る。	

	(3)第二段階に向けては、保険料の設定、費用負担のあり方、事務体制のあり方等について、第一段階の都道府県単位化の施行状況を見ながら判断する。 (4)新たな制度への移行においては、被用者保険・国保組合に加入する以外は、自動的に国民健康保険に加入する。 (5)被用者保険等への加入については手続きが必要なため、届出漏れが生じないように周知・広報を行う。 (6)高齢者の健康診査は、各保険者の義務とする。	
23. 3	11日 東日本大震災による被災者に対する特別措置が示された。 ・「東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」(事務連絡) 被災に伴い被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、氏名等の申し立てにより受診できる取扱いとする。 ・「災害により被災した被保険者等に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」(事務連絡) 被災した被保険者等に係る一部負担金及び保険料について、その被害状況に応じて、減免等適切な措置を講じること。	14日 広域連合長の選出(阿部孝夫 川崎市長) ※任期は平成23年4月1日から 24日 平成23年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置開始 【内容】 ・初期は、被保険者が医療機関等への口頭による申し立てによるもの。後に、その他対象者へ免除証明書の申請勧奨を実施。

《平成23年度》		
23. 5		広域連合議会議員の選出(市町村議会)
23. 6	30日 社会保障・税一体改革成案決定(政府・与党社会保障改革検討本部) 高齢者医療制度の見直し(高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直し等)	21日 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正(専決処分) 【改正内容】 条例附則に「東日本大震災に係る保険料減免の特例」を加える。
23. 8		29日 平成23年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
23. 10		3日 第2次広域計画案に対するパブリックコメント実施(～31日) 【実施結果】 (1)意見提出件数 51件(提出者は10人) (2)意見の内容 ・広域計画、制度全般について 13件 ・保険料、資格、給付について 23件 ・議会、広報広聴について 12件 ・その他 3件
24. 1	6日 社会保障・税一体改革素案決定(政府・与党社会保障改革本部) 高齢者医療制度の見直し ・高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。 ・高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。 ※具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。	

24. 2	17日 社会保障・税一体改革大綱を閣議決定 高齢者医療制度の見直し ・高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。 ・高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。 ※具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。	3日 平成24年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正 【改正内容】 ①平成24年度及び平成25年度の保険料率決定 均等割額:39,260円⇒<u>41,099円</u> (+1,839円) 所得割率:7.42%⇒<u>8.01%</u> (+0.59ポイント) ②賦課限度額:50万円⇒55万円 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成 【内容】 対象期間:4年(平成24年度～27年度) 項目:①はじめに ②現状と課題 ③広域連合の基本方針と施策の方向性 ④広域連合及び市町村が行う業務に関すること ⑤第2次広域計画の期間及び改定に関すること
24. 3	30日 社会保障・税一体改革関連法案を閣議決定 消費税率引き上げ ・平成26年4月から8%、平成27年10月から10% ※10%への引き上げ時期は、平成29年4月へ延期され、さらに平成31年10月へ延期された。	東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 【内容】 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者 平成25年2月28日まで延長 ・上記以外の事由に該当する被保険者 平成24年9月30日まで延長 (入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置は、平成24年2月29日で終了)

《平成24年度》		
24. 6	15日 三党実務者協議(自由民主党、公明党、民主党)三党合意「確認書」	広域連合議会議員の選出(市町村議会)
24. 7		被保険者証の一斉交付 短期の被保険者証交付
24. 8	22日 社会保障制度改革推進法施行 ・国民会議設置 ・今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。	30日 平成24年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会 ○財政調整基金条例の制定
24. 11	30日 第1回社会保障制度改革国民会議	
25. 1		短期の被保険者証交付
25. 3		14日 広域連合長の選出(林文子 横浜市長) ※任期は平成25年4月1日から 27日 平成25年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 ○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正 【改正内容】 低所得者等の保険料軽減措置の財源とするための条例の失効期日の延長 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 【内容】 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者 平成25年7月31日まで延長 (上記以外の事由に該当する被保険者については、平成24年9月30日で終了)

《平成25年度》		
25. 5	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」成立	
25. 6		広域連合議会議員の選出(市町村議会)
25. 7		短期の被保険者証交付 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者 平成26年2月28日まで延長
25. 8	5日 第20回社会保障制度改革国民会議(最終回) 6日 社会保障制度改革国民会議 報告書 ・後期高齢者医療制度については、創設から既に5年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。 ・今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面総報酬割の導入を始め、必要な改善を行っていくことが適当である。	29日 広域連合長の選出(林文子 横浜市長) ※任期は平成25年8月30日から
25. 10		28日 平成25年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
25. 12	「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」成立 【主な内容】 ・次に掲げる事項等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (1) 後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減 (2) 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の全てを当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすること (3) 負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費等の見直し 等 ・高齢者医療制度の在り方について、医療保険制度改革の実施状況等を踏まえ、必要に応じ、見直しに向けた検討を行う。	

26. 1		短期の被保険者証交付											
26. 3		8日 平成26年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正 【改正内容】 ①平成26年度及び平成27年度の保険料率決定 均等割額:41, 099円⇒<u>42, 580円</u> (+1, 481円) 所得割率:8. 01%⇒<u>8. 30%</u> (+0. 29ポイント) ②賦課限度額:55万円⇒57万円 ③均等割額の軽減対象拡大 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">軽減割合</th><th colspan="2">世帯の総所得金額等の基準</th></tr> <tr> <th>平成25年度 まで</th><th>平成26年度 以降</th></tr> <tr> <td>5割</td><td>33万円+(24万5千円×(当該世帯に属する被保険者数－被保険者である世帯主))</td><td>33万円+(24万5千円×<u>当該世帯に属する被保険者数</u>)</td></tr> <tr> <td>2割</td><td>33万円+(35万円×当該世帯に属する被保険者数)</td><td>33万円+(<u>45万円</u>)×当該世帯の属する被保険者数)</td></tr> </table> ○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正 【改正内容】 低所得者等の保険料軽減措置の財源とするための条例の失効期日の延長 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者 平成26年7月31日まで延長	軽減割合	世帯の総所得金額等の基準		平成25年度 まで	平成26年度 以降	5割	33万円+(24万5千円×(当該世帯に属する被保険者数－被保険者である世帯主))	33万円+(24万5千円× <u>当該世帯に属する被保険者数</u>)	2割	33万円+(35万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(<u>45万円</u>)×当該世帯の属する被保険者数)
軽減割合	世帯の総所得金額等の基準												
	平成25年度 まで	平成26年度 以降											
5割	33万円+(24万5千円×(当該世帯に属する被保険者数－被保険者である世帯主))	33万円+(24万5千円× <u>当該世帯に属する被保険者数</u>)											
2割	33万円+(35万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(<u>45万円</u>)×当該世帯の属する被保険者数)											

《平成26年度》		
26. 5		広域連合議会議員の選出(市町村議会)
26. 6	24日 「経済財政運営と改革の基本方針 2014」閣議決定 【主な内容】 ・後期高齢者医療の支援金について被用者保険者間で負担能力に応じた負担とする。 ・後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的に見直しを進める。 ・高齢者の患者負担について更に負担能力に応じた負担とすることについて検討する。	
26. 7		被保険者証の一斉交付 短期の被保険者証交付 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 【内容】 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者のうち、 (1) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者 平成26年9月30日まで延長 ※ただし、該当する被保険者は無し。 (2) (1) 以外の被保険者 平成27年2月28日まで延長
26. 8		21日 平成26年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
27. 1	13日 「医療保険制度改革骨子」社会保障制度改革推進本部決定 【主な内容】 ・被用者保険の後期高齢者支援金について、総報酬部分を段階的に引き上げ平成29年度から全面総報酬割を実施する。 ・後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)に	短期の被保険者証交付

	ついて、段階的に縮小し、平成29年度から原則的に本則に戻す。ただし、急激な負担増となる者には、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとし、具体的な内容は今後検討する。 ・患者負担について年齢に関わりなく更に負担能力に応じた負担とすることなどについて検討を進める。												
27. 3	4日 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正(平成27年4月1日施行) 【改正内容】 ・被保険者の保険料の均等割額について次のとおり改正する。 ①5割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を24. 5万円から26万円に改める。 ②2割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を45万円から47万円に改める。	24日 平成27年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正 【改正内容】 均等割額の軽減対象拡大 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">軽減割合</th><th colspan="2">世帯の総所得金額等の基準</th></tr> <tr> <th>平成26年度 まで</th><th>平成27年度 以降</th></tr> <tr> <td>5割</td><td>33万円＋(24万5千円×当該世帯に属する被保険者数)</td><td>33万円＋(<u>26万円</u>×当該世帯に属する被保険者数)</td></tr> <tr> <td>2割</td><td>33万円＋(45万円×当該世帯に属する被保険者数)</td><td>33万円＋(<u>47万円</u>×当該世帯の属する被保険者数)</td></tr> </table> ○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正 【改正内容】 低所得者等の保険料軽減措置の財源とするための条例の失効期日の延長	軽減割合	世帯の総所得金額等の基準		平成26年度 まで	平成27年度 以降	5割	33万円＋(24万5千円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円＋(<u>26万円</u> ×当該世帯に属する被保険者数)	2割	33万円＋(45万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円＋(<u>47万円</u> ×当該世帯の属する被保険者数)
軽減割合	世帯の総所得金額等の基準												
	平成26年度 まで	平成27年度 以降											
5割	33万円＋(24万5千円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円＋(<u>26万円</u> ×当該世帯に属する被保険者数)											
2割	33万円＋(45万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円＋(<u>47万円</u> ×当該世帯の属する被保険者数)											

27.3		18日「神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画(データヘルス計画)」策定 【内容】 対象期間:3年(平成27年度～29年度) 主な項目: ・現状分析と評価 ・保健事業 ・計画の評価と見直し 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 【内容】 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者のうち、 (1) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者 平成27年9月30日まで延長 ※ただし、該当する被保険者は無し。 (2) (1)以外の被保険者 平成28年2月29日まで延長
------	--	---

《平成27年度》		
27. 5	27日 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」成立 【主な内容】 ・被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面総報酬割を実施。	広域連合議会議員の選出(市町村議会)
27. 6	30日 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」閣議決定 【主な内容】 ・社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに、世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する。	
27. 7		短期の被保険者証交付 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 【内容】 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者のうち、 (1) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者 平成27年9月30日まで延長 ※ただし、該当する被保険者は無し。 (2) (1)以外の被保険者 平成28年2月29日まで延長
27. 8		10日 広域連合長の選出(加山俊夫 相模原市長) ※任期は平成27年8月30日から 21日 平成27年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会

27. 10		1日 第3次広域計画案に対するパブリックコメント実施(～30日) 【実施結果】 (1)意見提出件数 41件(提出者は16人) (2)意見の内容 ・保険料に関すること 8件 ・健康増進に関すること 7件 ・医療費適正化に関すること 7件 ・医療給付に関すること 5件 ・資格管理・一部負担割合に関すること 4件 ・その他 10件
28. 1	29日 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正(平成28年4月1日施行) 【改正内容】 ・被保険者の保険料の均等割額について次のとおり改正する。 ①5割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を26万円から26. 5万円に改める。 ②2割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を47万円から48万円に改める。	社会保障・税・災害対策の手続でマイナンバーの利用開始。 短期の被保険者証交付
28. 3		28日 平成28年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成 【内容】 対象期間:6年(平成28年度～33年度) 項目:①はじめに ②広域計画の趣旨、計画期間及び改定 ③第2次広域計画の振り返り ④現状と課題 ⑤基本方針と施策の方向性 ⑥広域連合と構成市町村の事務分担 ⑦施策事業の評価

28. 3		○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正 【改正内容】 ①平成28年度及び平成29年度の保険料率決定 均等割額:42, 580円⇒<u>43, 429円</u> (+849円) 所得割率:8. 30%⇒<u>8. 66%</u> (+0. 36ポイント) ②均等割額の軽減対象拡大 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">軽減割合</th><th colspan="2">世帯の総所得金額等の基準</th></tr> <tr> <th>平成27年度 まで</th><th>平成28年度 以降</th></tr> <tr> <td>5割</td><td>33万円+(26万円×当該世帯に属する被保険者数)</td><td>33万円+(<u>26</u>万円×当該世帯に属する被保険者数)</td></tr> <tr> <td>2割</td><td>33万円+(47万円×当該世帯に属する被保険者数)</td><td>33万円+(<u>48</u>万円×当該世帯の属する被保険者数)</td></tr> </table> ○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正 【改正内容】 低所得者等の保険料軽減措置の財源とするための条例の失効期日の延長 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 【内容】 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者のうち、 (1)旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者 平成28年9月30日まで延長 ※ただし、該当する被保険者は無し。 (2)(1)以外の被保険者 平成29年2月28日まで延長	軽減割合	世帯の総所得金額等の基準		平成27年度 まで	平成28年度 以降	5割	33万円+(26万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(<u>26</u> 万円×当該世帯に属する被保険者数)	2割	33万円+(47万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(<u>48</u> 万円×当該世帯の属する被保険者数)
軽減割合	世帯の総所得金額等の基準												
	平成27年度 まで	平成28年度 以降											
5割	33万円+(26万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(<u>26</u> 万円×当該世帯に属する被保険者数)											
2割	33万円+(47万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(<u>48</u> 万円×当該世帯の属する被保険者数)											

《平成28年度》		
28. 4	熊本地震による被災者に対する特別措置が示された。 ・14日 「4月14日からの地震の被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取り扱いについて」(メールにより、平成25年5月2日付け事務連絡「災害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」の添付) 被災した被保険者等に係る一部負担金及び保険料について、その被害状況に応じて、減免等適切な措置を講じること。 ・15日 「平成28年熊本県熊本市地方の地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」(事務連絡) 被災に伴い被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、氏名等の申し立てにより受診できる取扱いとする。 ・21日 「平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」(事務連絡) 一部負担金の支払いを受けることを猶予することができる。	熊本地震に係る一部負担金の免除措置の開始 【内容】 ・初期は、被保険者が医療機関等への口頭による申し立てによるもの。 平成28年7月31日まで
28. 5		広域連合議会議員の選出(市町村議会)
28. 6	2日 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」閣議決定 【主な内容】 ・「経済・財政再生計画」に掲げられた医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革、年金、生活保護等に係る44の改革項目について、改革工程表に沿って着実に改革を実行していく。	

28. 7		被保険者証の一斉交付 短期の被保険者証交付 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長(再通知) 【内容】 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者のうち、 (1) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者 平成28年9月30日まで延長 ※ただし、該当する被保険者は無し。 (2) (1)以外の被保険者 平成29年2月28日まで延長 熊本地震に係る一部負担金の免除措置の期間を平成29年2月28日まで延長
28. 8		26日 平成28年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
28. 12	22日 「今後の社会保障改革の実施について」社会保障制度改革推進本部決定案 【主な内容】 後期高齢者の保険料軽減特例に関し、 ・所得割の軽減特例及び元被扶養者に対する軽減特例について、平成29年度から段階的に本則に戻す。 ・均等割の軽減特例の見直しについては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や、年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施する。 ・元被扶養者に対する所得割については、賦課開始時期を引き続き検討する。 今後も、受益と負担の均衡が取れた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進していく。	31日 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の失効

29. 1	25日 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正(平成29年4月1日施行) 【改正内容】 (1)被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の算定基準について、資格取得後2年間に限らず均等割を5割軽減することとする期間を、「当分の間」から「平成29年度及び平成30年度」に限定する。 (2)被保険者の保険料の均等割額について次のとおり改正する。 ①5割軽減の基準について、被保険者数に乘ずる金額を26. 5万円から27万円に改める。 ②2割軽減の基準について、被保険者数に乘ずる金額を48万円から49万円に改める。	短期の被保険者証交付																				
29. 3	28日 平成29年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 ○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正 【改正内容】 (1)保険料軽減特例の見直し ①所得割額の軽減の見直し 基礎控除後の総所得金額が58万円以下の被保険者に対する所得割額の軽減を、段階的に改正する。 <table><tr><td></td><td>現行</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度以降</td><td>本則</td></tr><tr><td>軽減割合</td><td>5割</td><td>2割</td><td>軽減なし</td><td>軽減なし</td></tr></table> ②被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減特例の見直し 均等割額を段階的に改正する。 <table><tr><td></td><td>現行</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度以降(本則)</td></tr><tr><td>軽減割合</td><td>9割</td><td>7割</td><td>5割</td><td>資格取得後2年間に限り、5割</td></tr></table>		現行	平成29年度	平成30年度以降	本則	軽減割合	5割	2割	軽減なし	軽減なし		現行	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降(本則)	軽減割合	9割	7割	5割	資格取得後2年間に限り、5割	
	現行	平成29年度	平成30年度以降	本則																		
軽減割合	5割	2割	軽減なし	軽減なし																		
	現行	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降(本則)																		
軽減割合	9割	7割	5割	資格取得後2年間に限り、5割																		

29. 3		(2) 均等割額の軽減対象拡大 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">軽減割合</th><th colspan="2">世帯の総所得金額等の基準</th></tr> <tr> <th>平成28年度</th><th>平成29年度以降</th></tr> <tr> <td>5割</td><td>33万円＋ (26万5千円×当該世帯に属する被保険者数)</td><td>33万円＋ (<u>27万円</u>×当該世帯に属する被保険者数)</td></tr> <tr> <td>2割</td><td>33万円＋ (48万円×当該世帯の属する被保険者数)</td><td>33万円＋ (<u>49万円</u>×当該世帯の属する被保険者数)</td></tr> </table> 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 【内容】 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者のうち、 (1) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者 平成29年9月30日まで延長 ※ただし、該当する被保険者は無し。 (2) (1) 以外の被保険者 平成30年2月28日まで延長 熊本地震に係る一部負担金の免除措置の期間を平成29年9月30日まで延長	軽減割合	世帯の総所得金額等の基準		平成28年度	平成29年度以降	5割	33万円＋ (26万5千円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円＋ (<u>27万円</u> ×当該世帯に属する被保険者数)	2割	33万円＋ (48万円×当該世帯の属する被保険者数)	33万円＋ (<u>49万円</u> ×当該世帯の属する被保険者数)
軽減割合	世帯の総所得金額等の基準												
	平成28年度	平成29年度以降											
5割	33万円＋ (26万5千円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円＋ (<u>27万円</u> ×当該世帯に属する被保険者数)											
2割	33万円＋ (48万円×当該世帯の属する被保険者数)	33万円＋ (<u>49万円</u> ×当該世帯の属する被保険者数)											

4 神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要

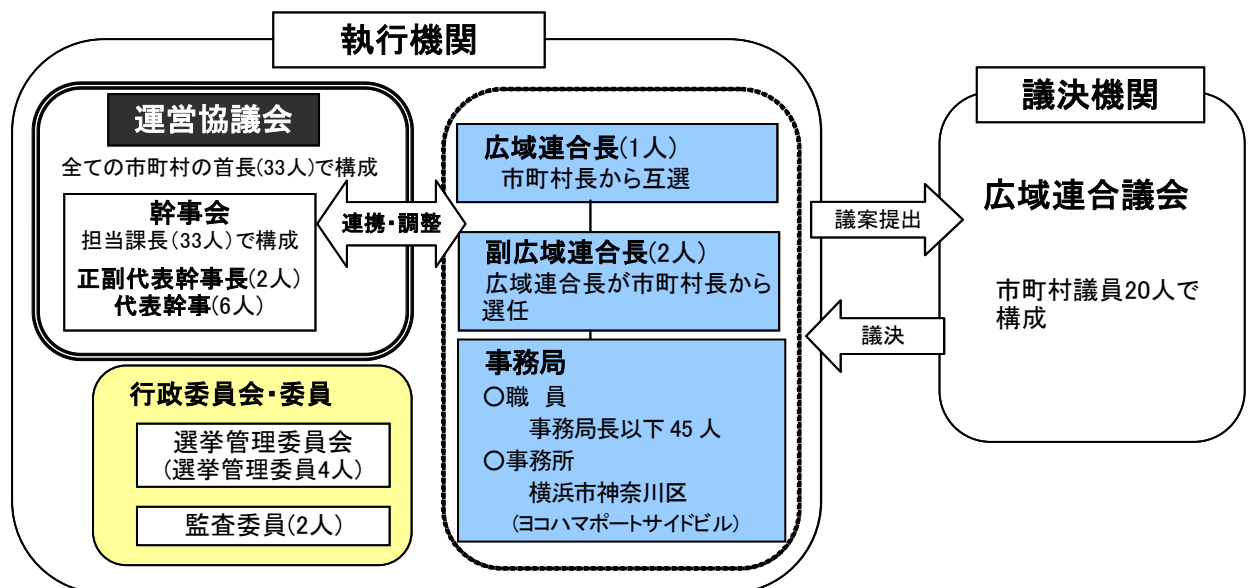
神奈川県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度の運営主体として、後期高齢者医療事務の効率的な処理と、制度の安定的な運営を目的として、平成19年1月11日に神奈川県知事の許可を受け設立された。

広域連合は地方自治法に基づく特別地方公共団体であることから、議会、選挙管理委員会、監査委員の設置等が義務づけられており、広域連合議会は市町村議会から選挙された議員（定数20名）により構成され、審議、議決を行っている。

また、広域連合の構成団体である市町村がその運営に参画する仕組みとして、神奈川県独自に、構成市町村の首長で構成する「運営協議会」の設置を広域連合規約において定めており、広域連合の運営上の重要事項について、広域連合長と連携・調整を図っている。

さらに、運営協議会の下部機関として、市町村の後期高齢者医療制度を担当する課長をもって組織される幹事会を設置している。

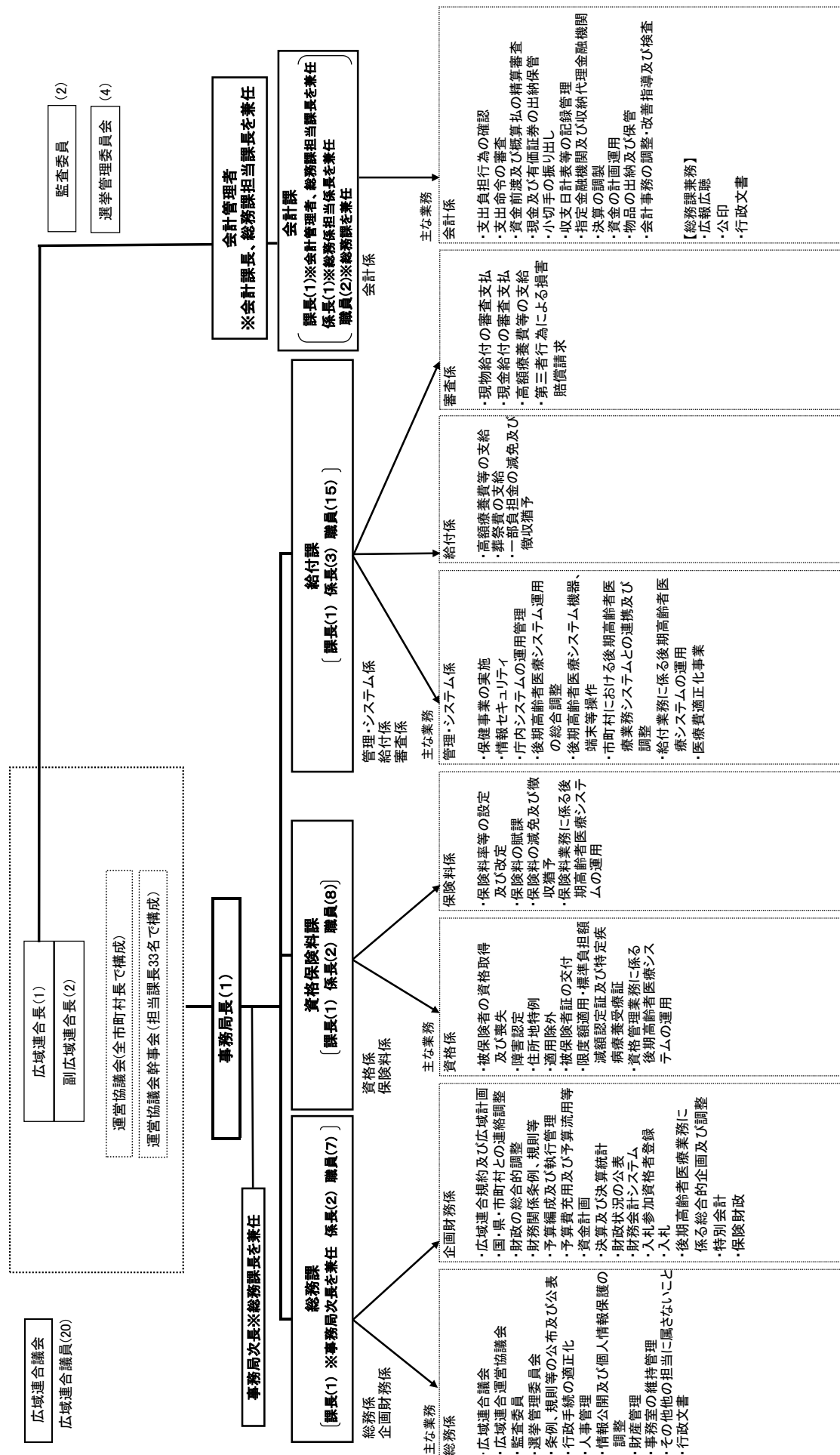
広域連合の組織と構成市町村の関係図（平成28年度）



広域連合事務局では、後期高齢者医療の事務のうち、被保険者の資格の管理や保険料の決定、医療の給付等制度の運営に関する事務等を行い、市町村は保険料徴収や申請・届出の受付や相談等の窓口業務を行うことが広域連合規約に定められている。

広域連合事務局は、当初の職員数50名を平成25年度までの間に45名に改め、また平成27年度からは4課8係体制で市町村と連携しながら業務を行っている。

〇広域連合の組織、事務分掌等
 広域連合の組織と主な業務内容(平成28年度) 平成28年4月1日現在 ()内は人数



5 一般会計収支状況

平成28年度一般会計は、歳入歳出予算の総額を当初27億1,371万2,000円と定めたが、前年度剰余金の財政調整基金への積立や前年度国庫支出金の確定に伴う返還金の補正を行ったため、平成28年度の予算現額としては歳入歳出ともに27億8,075万4,000円となった。

歳入については、決算額は前年度比39.6%増の31億396万3,441円となった。

歳入の主なものは、構成市町村からの負担金20億6,728万1,000円（歳入全体の割合66.6%）、国からの支出金3億4,563万9,252円（同11.1%）などとなっている。

歳出については、決算額は前年度比24.3%増の26億8,066万9,353円となった。

歳出の主なものは、電算システム関係費が8億754万407円（歳出全体の割合30.1%）、資格管理事業費が4億3,007万4,627円（同16.0%）、医療費適正化事業費が4億2,696万4,091円（同15.9%）、広域連合事業費負担金（広域連合事務局職員の人件費）が3億3,481万2,059円（同12.5%）、給付関係事業費が2億9,127万2,939円（同10.9%）、高齢者医療管理事業費が2億1,607万6,939円（同8.1%）などとなっている。

その結果、歳入歳出差引残額は、4億2,329万4,088円となった。

平成28年度 一般会計歳入歳出 決算概要

歳入

(単位: 円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較	収入率
1. 分担金及び負担金		2,067,281,000	2,067,281,000	2,067,281,000	0		0	
	1. 負担金	2,067,281,000	2,067,281,000	2,067,281,000	0		0	100.00%
2. 国庫支出金		244,223,000	345,639,252	345,639,252	0		101,416,252	141.53%
	1. 国庫補助金	244,223,000	345,639,252	345,639,252	0		101,416,252	141.53%
3. 財産収入		168,000	15,836	15,836	0		-152,164	9.43%
	1. 財産運用収入	168,000	15,836	15,836	0		-152,164	9.43%
4. 繰入金		401,938,000	343,841,000	343,841,000	0		-58,097,000	85.55%
	1. 基金繰入金	401,938,000	343,841,000	343,841,000	0		-58,097,000	85.55%
5. 繰越金		67,043,000	67,042,913	67,042,913	0		-87	100.00%
	1. 繰越金	67,043,000	67,042,913	67,042,913	0		-87	100.00%
6. 諸収入		101,000	280,143,440	280,143,440	0		280,042,440	277,369.74%
	1. 預金利子	100,000	8,092	8,092	0		-91,908	8.09%
	2. 雑入	1,000	280,135,348	280,135,348	0		280,134,348	28,013,534.80%
歳入合計		2,780,754,000	3,103,963,441	3,103,963,441	0		323,209,441	111.62%

※ 平成29年9月14日修正

歳出

(単位: 円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較	執行率
1. 議会費		1,405,000	527,184	0	877,816	877,816	37.52%
	1. 負担金	1,405,000	527,184	0	877,816	877,816	37.52%
2. 総務費		2,769,349,000	2,680,142,169	0	89,206,831	89,206,831	96.78%
	1. 総務管理費	2,768,973,000	2,679,820,687	0	89,152,313	89,152,313	96.78%
	2. 選挙費	36,000	29,046	0	6,954	6,954	80.68%
	3. 監査委員費	340,000	292,436	0	47,564	47,564	86.01%
3. 予備費		10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
	1. 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
歳出合計		2,780,754,000	2,680,669,353	0	100,084,647	100,084,647	96.40%

歳入歳出差引残額 423,294,088 円

6 特別会計収支状況

平成28年度後期高齢者医療特別会計は歳入歳出予算の総額を当初8,304億929万4,000円と定めたが、前年度剰余金の療養給付費等支払準備基金への積立や国庫支出金等の確定に伴う返還金の補正を行ったため、平成28年度の予算現額としては歳入歳出ともに8,413億8,609万3,000円となった。

歳入については、療養給付費等の増加を反映して、市町村支出金、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金が前年度と比べて4.6%増加したこと、また、前年度からの繰越金が前年度と比べて51.1%減少したことから、決算額は前年度比3.4%増の8,314億683万4,960円となった。

歳入の主なものは、市町村支出金1,649億4万4,802円（歳入全体の割合19.8%）、国庫支出金2,378億9,053万3,225円（同28.6%）、県支出金649億3,673万2,000円（同7.8%）、支払基金交付金3,433億5,947万5,000円（同41.3%）で歳入全体の97.6%を占めている。

市町村支出金のうち保険料納付金（保険料延滞金を含む）は、滞納繰越分とあわせて913億7,635万5,109円（同11.0%）となった。

歳出については、療養給付費等が前年度と比べて3.0%増加したこと、また、償還金及び還付加算金が前年度と比べて23.3%減少したことから、決算額は前年度比1.7%増の8,057億3,253万8,444円となった。

歳出の主なものは、保険給付費の7,879億9,736万2,847円で、歳出全体の97.8%を占めている。

その結果、歳入歳出差引額は256億7,429万6,516円となった。

平成28年度 特別会計歳入歳出 決算概要

歳 入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較	収入率
1. 市町村支出金		166,206,709,000	164,900,044,802	164,900,044,802	0	0	-1,306,664,198	99.21%
	1. 市町村負担金	166,206,709,000	164,900,044,802	164,900,044,802	0	0	-1,306,664,198	99.21%
2. 国庫支出金		231,310,363,000	237,890,533,225	237,890,533,225	0	0	6,580,170,225	102.84%
	1. 国庫負担金	189,271,059,000	193,250,331,386	193,250,331,386	0	0	3,979,272,386	102.10%
	2. 国庫補助金	42,039,304,000	44,640,201,839	44,640,201,839	0	0	2,600,897,839	106.19%
3. 県支出金		66,312,222,000	64,936,732,000	64,936,732,000	0	0	-1,375,490,000	97.93%
	1. 県負担金	66,312,221,000	64,936,732,000	64,936,732,000	0	0	-1,375,489,000	97.93%
	2. 県財政安定化 基金支出金	1,000	0	0	0	0	-1,000	0.00%
4. 支払基金交付金		357,352,804,000	343,359,475,000	343,359,475,000	0	0	-13,993,329,000	96.08%
	1. 支払基金交付金	357,352,804,000	343,359,475,000	343,359,475,000	0	0	-13,993,329,000	96.08%
5. 特別高額医療費 共同事業交付金		214,592,000	273,805,011	273,805,011	0	0	59,213,011	127.59%
	1. 特別高額医療費 共同事業交付金	214,592,000	273,805,011	273,805,011	0	0	59,213,011	127.59%
6. 財産収入		1,110,000	223,008	223,008	0	0	-886,992	20.09%
	1. 財産運用収入	1,110,000	223,008	223,008	0	0	-886,992	20.09%
7. 繰入金		7,166,218,000	7,166,217,000	7,166,217,000	0	0	-1,000	100.00%
	1. 基金繰入金	7,166,217,000	7,166,217,000	7,166,217,000	0	0	0	100.00%
	2. 他会計繰入金	1,000	0	0	0	0	-1,000	0.00%
8. 繰越金		12,018,815,000	12,018,814,351	12,018,814,351	0	0	-649	100.00%
	1. 繰越金	12,018,815,000	12,018,814,351	12,018,814,351	0	0	-649	100.00%
9. 県財政安定化 基金借入金		1,000	0	0	0	0	-1,000	0.00%
	1. 県財政安定化 基金借入金	1,000	0	0	0	0	-1,000	0.00%
10. 諸収入		803,259,000	1,123,515,824	860,990,563	46,113,396	216,411,865	57,731,563	107.19%
	1. 延滞金、加算金 及び過料	2,000	0	0	0	0	-2,000	0.00%
	2. 預金利子	14,000,000	2,013,274	2,013,274	0	0	-11,986,726	14.38%
	3. 雑入	789,257,000	1,121,502,550	858,977,289	46,113,396	216,411,865	69,720,289	108.83%
歳入合計		841,386,093,000	831,669,360,221	831,406,834,960	46,113,396	216,411,865	-9,979,258,040	98.81%

歳 出

(単位:円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較	執行率
1. 保険給付費		823,242,795,000	787,997,362,847	0	35,245,432,153	35,245,432,153	95.72%
	1. 保険給付費	823,242,795,000	787,997,362,847	0	35,245,432,153	35,245,432,153	95.72%
2. 特別高額医療費 共同事業拠出金		321,889,000	260,947,909	0	60,941,091	60,941,091	81.07%
	1. 特別高額医療費 共同事業拠出金	321,889,000	260,947,909	0	60,941,091	60,941,091	81.07%
3. 保健事業費		2,676,977,000	2,438,321,132	0	238,655,868	238,655,868	91.08%
	1. 健康保持 増進事業費	2,676,977,000	2,438,321,132	0	238,655,868	238,655,868	91.08%
4. 基金積立金		636,904,000	636,903,008	0	992	992	100.00%
	1. 基金積立金	636,904,000	636,903,008	0	992	992	100.00%
5. 公債費		14,000,000	0	0	14,000,000	14,000,000	0.00%
	1. 利子	14,000,000	0	0	14,000,000	14,000,000	0.00%
6. 諸支出金		14,493,528,000	14,399,003,548	0	94,524,452	94,524,452	99.35%
	1. 償還金及び 還付加算金	14,493,528,000	14,399,003,548	0	94,524,452	94,524,452	99.35%
歳出合計		841,386,093,000	805,732,538,444	0	35,653,554,556	35,653,554,556	95.76%

※ 平成29年9月14日修正

歳入歳出差引残額 25,674,296,516 円

7 概況

7-1 被保険者

7-1-1 被保険者の傾向

被保険者数は、平成28年3月末が97万2,789人、平成29年3月末現在では、102万3,389人となり、1年間で5万600人、5.20%増加している。

被保険者全体の102万3,389人のうち、75歳以上は、101万8,426人であり、全体の99.52%を占めている。また、65歳以上75歳未満で障がい認定を受けた者（法第50条第2号による者。以下同じ。）は、4,963人であり、全体の0.48%となっている。

7-1-2 障がい認定者数

障がい認定者数は、平成28年3月末が5,503人、平成29年3月末は、4,963人となっている。被保険者全体に占める割合は、0.57%から0.48%に減少している。

7-1-3 被保険者数の多い市町村・少ない市町村

県内の被保険者数をみると、もっとも多いところは横浜市の41万4,887人、川崎市の12万9,484人の順であり、少ないところは清川村の417人、中井町の1,267人の順である。

また、人口に対する被保険者数の割合の高いところは真鶴町の20.44%、山北町の19.08%の順であり、低いところは川崎市の8.66%、厚木市の9.89%の順である。

【被保険者数の多い市町村、少ない市町村】

被保険者数の多い市町村	被保険者数の少ない市町村
1. 横浜市 (414,887人)	1. 清川村 (417人)
2. 川崎市 (129,484人)	2. 中井町 (1,267人)
3. 相模原市 (76,628人)	3. 真鶴町 (1,453人)

【人口に対する被保険者割合の高い市町村、低い市町村】

被保険者割合の高い市町村	被保険者割合の低い市町村
1. 真鶴町 (20.44%)	1. 川崎市 (8.66%)
2. 山北町 (19.08%)	2. 厚木市 (9.89%)
3. 湯河原町 (19.01%)	3. 海老名市 (10.19%)

※全市町村の状況については、P79、P80参照

7-1-4 被保険者の伸び率

神奈川県全体での被保険者数の平成28年度の伸び率は5.20%である。なお、もっとも伸び率の高い市町村は、綾瀬市の9.55%、寒川町の7.82%の順であり、低い市町村は山北町の1.45%、真鶴町の1.68%の順である。

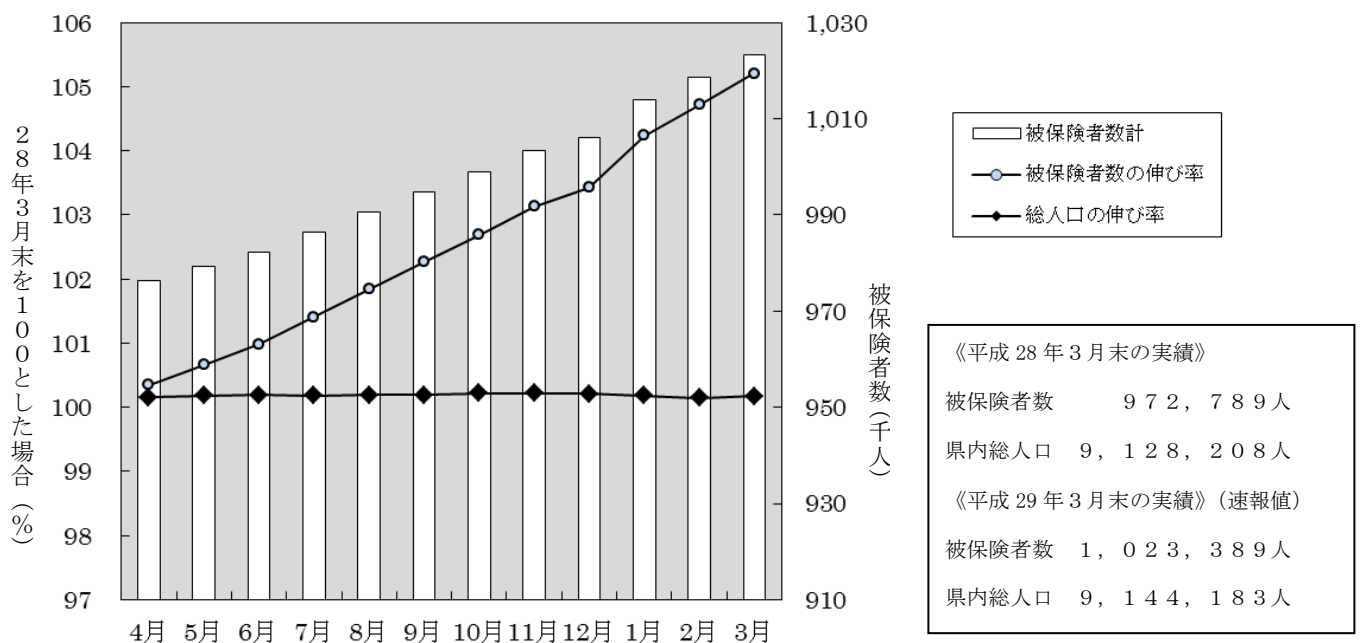
【伸び率の高い市町村、低い市町村】

伸び率の高い市町村		伸び率の低い市町村	
1. 綾瀬市	(9.55%)	1. 山北町	(1.45%)
2. 寒川町	(7.82%)	2. 真鶴町	(1.68%)
3. 海老名市	(7.65%)	3. 松田町	(1.81%)

※全市町村の状況については、P83参照

7-1-5 神奈川県の総人口と被保険者数の推移

神奈川県の総人口が平成28年3月末から平成29年3月末までの間に、1万5,975人(0.18%)増加したのに対し、被保険者数は5万600人(5.20%)増加しており、神奈川県の総人口に対する被保険者数の割合は平成28年3月末では10.66%、平成29年3月末は11.19%に増加している。



7-2 保険料

7-2-1 賦課状況

平成28年度及び平成29年度の神奈川県内における均一の保険料率は、均等割額が4万3,429円（年額）、所得割率が8.66%であり、平成28・29年度保険料試算時の神奈川県の一人当たり平均額は9万1,584円となっている。

これに対し、全国平均では均等割額が4万5,289円（年額）、所得割率が9.09%、一人当たり平均額は約6万7,908円となっている。

神奈川県の全国における順位は、47都道府県のうち数値の高い順に均等割額が第30位、所得割率が第28位となり、一人当たり平均額は第2位となる。

上記の神奈川県内における均一の保険料率を前提とした平成27年度の賦課総額については1,170億8,960万2,707円である。

保険料額の軽減状況としては、軽減総額は180億2,181万6,156円となり、その内訳としては次のとおり。

所得に 応じた 軽減	所得割額軽減	5割軽減	1, 0 7 8, 3 1 1, 3 6 1円
	均等割額軽減	9割軽減	7, 8 2 3, 4 9 7, 5 7 2円
		8. 5割軽減	4, 7 8 1, 9 3 2, 1 8 5円
		5割軽減	1, 3 5 1, 3 8 9, 5 9 5円
		2割軽減	7 7 7, 7 6 1, 8 1 2円
被用者保険の被扶養者の均等割額軽減			2, 2 0 8, 9 2 3, 6 3 1円

※ 市町村別内訳については、P88参照

7-2-2 収納状況

平成28年度の県内全体の収納状況は次のとおり。

【現年度分】

調定総額	収納総額	収納率（＊）
91,778,766,035円	91,209,663,781円	99.37%

注：保険料率算定時における平成28年度の予定収納率（99.29%）

【滞納繰越分】

調定総額	収納総額	収納率（＊）
1,059,790,951円	356,601,739円	33.64%

＊ 県内全体の収納率は、調定額と収納額の合計を使用して、小数点第3位以下を切り捨てて算出。

※ 市町村別内訳については、P91参照

平成２８年度の減免状況については、申請件数１４４件のうち、減免決定は１４２件、減免額は約５５１万円となっている。内訳については次表のとおり。

申請 件数	決定件数			却下 件数	減免額
	災害に よる減免	給付制限 による減免	収入状況 による減免		
１４４ (６９)*	１３３ (６９)*	４ (０)*	５ (０)*	２ (０)*	５,５０６,３６０円 (２,７９２,４８０円)*

* () は、内数で東日本大震災に係る減免

※ 市町村別内訳については、P 89 参照

７－２－３ 特別徴収・普通徴収状況

平成２８年度の県内全体の特別徴収・普通徴収状況は次のとおり。

特別徴収	調定額	４６,４２６,１０１,６５０円
	収納額	４６,４２６,１０１,６５０円
	収納率	１００．００％
普通徴収	調定額	４５,３５２,６６４,３８５円
	収納額	４４,７８３,５６２,１３１円
	収納率	９８．７４％
全 体	調定額	９１,７７８,７６６,０３５円
	収納額	９１,２０９,６６３,７８１円
	収納率	９９．３７％

※ 市町村別内訳については、P 91 参照

７－２－４ 口座振替の割合

平成２８年度の県内全体の普通徴収対象者数、口座振替納付者数及び口座振替納付者の割合は次のとおり。

普通徴収対象者数(A)	324,178人
口座振替納付者数(B)	190,747人
口座振替納付者のうち特別徴収から変更した者の数(C)	41,459人
普通徴収対象者のうち口座振替納付者の割合(特別徴収から変更した者を含む) $(B/A) \times 100$	58.84%
普通徴収対象者のうち口座振替納付者の割合(特別徴収から変更した者を除く) $((B-C)/A) \times 100$	46.05%

※ 対象者数等は、平成２８年度３月期徴収分における全市町村の合計数値

7-3 保険給付

7-3-1 医療費の状況（現物給付＋現金給付）

平成28年度の医療費については、平成28年3月診療（4月審査）～平成29年2月診療（3月審査）分の12か月間となる。従って、被保険者数と医療費の関係をみる場合は、12か月ベースで算出となる。

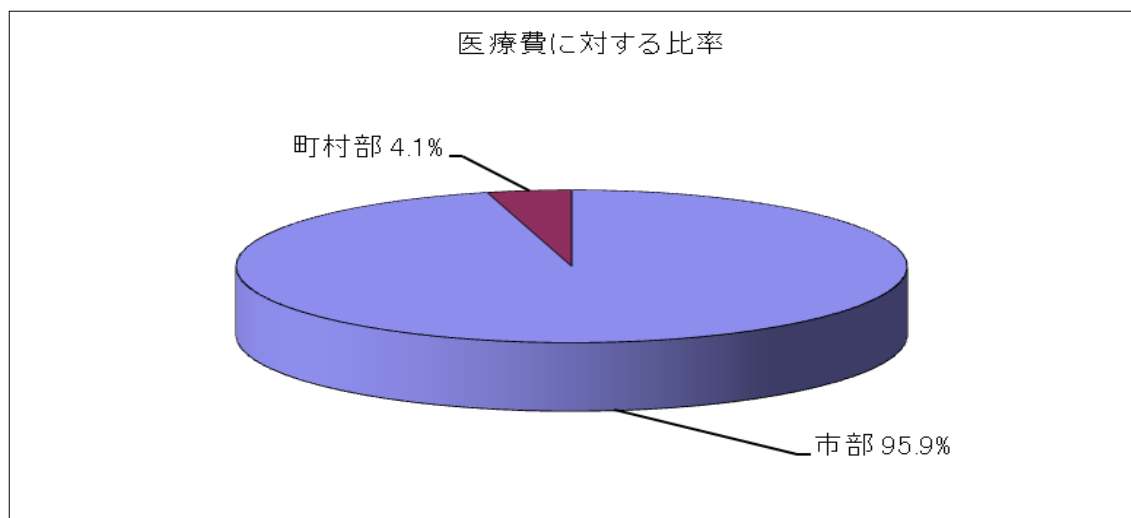
県全体は、医療費8,566億5,023万7,879円、1人あたり医療費86万2,141円（*）である。

内訳として、市部は、医療費8,217億6,361万68円（全体の95.9%）、1人あたり医療費86万2,680円、町村部は、医療費348億8,662万7,811円（全体の4.1%）、1人あたり医療費84万9,650円である。

* 現物給付（療養給付費）の1人あたり医療費は84万6,634円。

	医療費	1人あたり医療費
県 合計	8,566,650,237,879円	862,141円
市部 計	8,217,636,106,680円	862,680円
町村部 計	348,866,278,111円	849,650円

※ 市町村別内訳については、P92参照



<医療費が多い市町村・少ない市町村>

県全体の医療費のうち、もっとも多い市町村は横浜市、次いで川崎市、相模原市である。

もっとも少ない市町村は清川村、次いで中井町、真鶴町である。

医療費が多い市町村	医療費が少ない市町村
1. 横浜市（355,073,462,325円）	1. 清川村（339,521,693円）
2. 川崎市（118,708,386,837円）	2. 中井町（1,050,988,408円）
3. 相模原市（59,414,823,275円）	3. 真鶴町（1,274,517,993円）

※ 全市町村の状況については、P92参照

＜１人あたり医療費が多い市町村・少ない市町村＞

県全体の１人あたり医療費のうち、もっとも多い市町村は川崎市、次いで箱根町、真鶴町である。もっとも少ない市町村は海老名市、次いで綾瀬市、南足柄市である。

１人あたり医療費が多い市町村		１人あたり医療費が少ない市町村	
１．川崎市	(9 4 1 , 5 0 2 円)	１．海老名市	(7 2 8 , 8 9 3 円)
２．箱根町	(9 3 6 , 1 3 6 円)	２．綾瀬市	(7 7 2 , 0 6 6 円)
３．真鶴町	(8 8 8 , 7 8 5 円)	３．南足柄市	(7 8 5 , 9 4 4 円)

※ 全市町村の状況については、P 9 2 参照

＜医療費の内訳＞

医療費を構成する内訳は、保険者負担分、高額療養費、一部負担金及び他法負担分である。

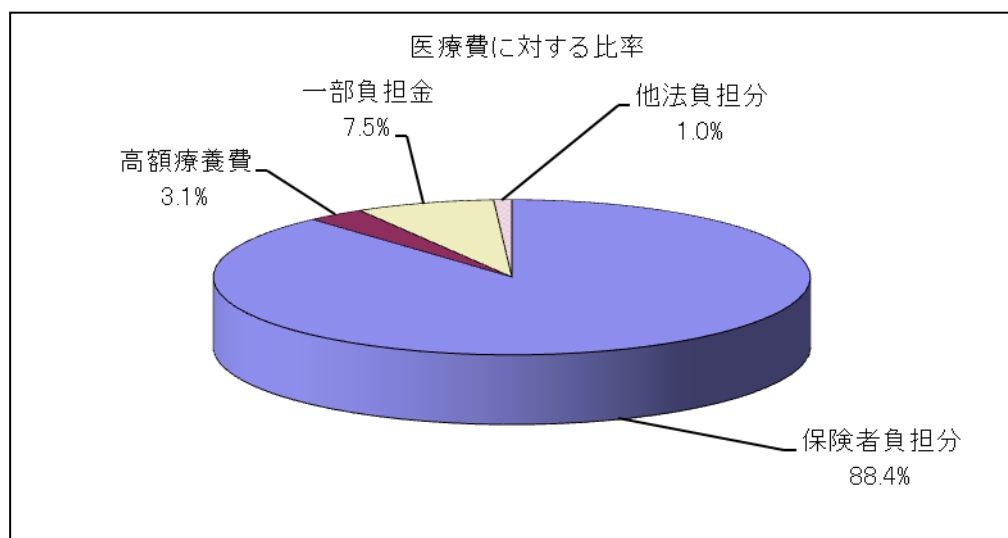
各内訳の金額は保険者負担分 7, 5 6 7 億 5, 4 0 0 万 4, 2 8 5 円、高額療養費 2 6 9 億 2, 7 9 7 万 1, 5 9 3 円、一部負担金 6 4 6 億 1 1 3 万 6, 3 7 9 円、他法負担分 8 3 億 6, 7 1 2 万 5, 6 2 2 円になる。

広域連合の保険者負担分は 8 8. 4 %、高額療養費は 3. 1 % となっており、医療費の 9 1. 5 % を占めている。

注：被保険者が一部負担金として負担した費用のうち、高額療養費として現金給付をしたもの（8 0 億 2, 6 9 7 万 4, 0 8 7 円）については、一部負担金から減額し保険者負担分に計上している。

保険者負担分 (高額現物分除く)	高額療養費 (現物分)	一部負担金	他法負担分
7 5 6, 7 5 4, 0 0 4, 2 8 5 円	2 6, 9 2 7, 9 7 1, 5 9 3 円	6 4, 6 0 1, 1 3 6, 3 7 9 円	8, 3 6 7, 1 2 5, 6 2 2 円

※ 市町村別内訳については、P 9 3 参照



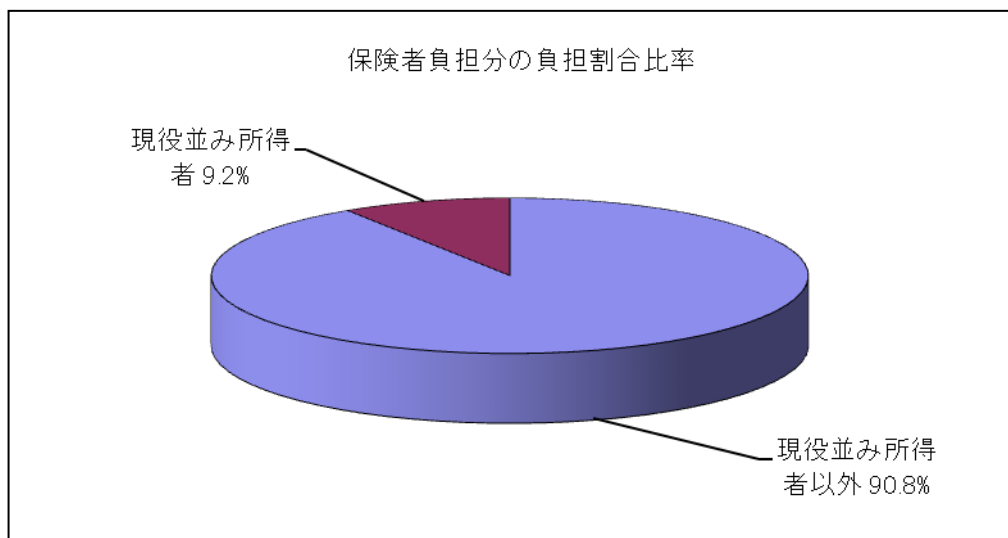
＜保険者負担分の負担割合別内訳＞

保険者負担分（＊） 7, 836億8, 197万5, 878円のうち、現役並み所得者の保険者負担分は、718億5, 072万2, 201円（全体の9. 2％）。現役並み所得者以外の保険者負担分は、7, 118億3, 125万3, 677円（全体の90. 8％）である。

保険者負担分（＊）	現役並み所得者	現役並み所得者以外
783, 681, 975, 878円	71, 850, 722, 201円	711, 831, 253, 677円

＊ 高額療養費を含めた現物給付と現金給付の合計。

※ 市町村別内訳については、P 94 参照



7-3-2 現物給付

<1人あたり診療費の状況>

「入院」、「入院外」及び「歯科」の1人あたりの年計の診療費の状況については、次のとおりである。

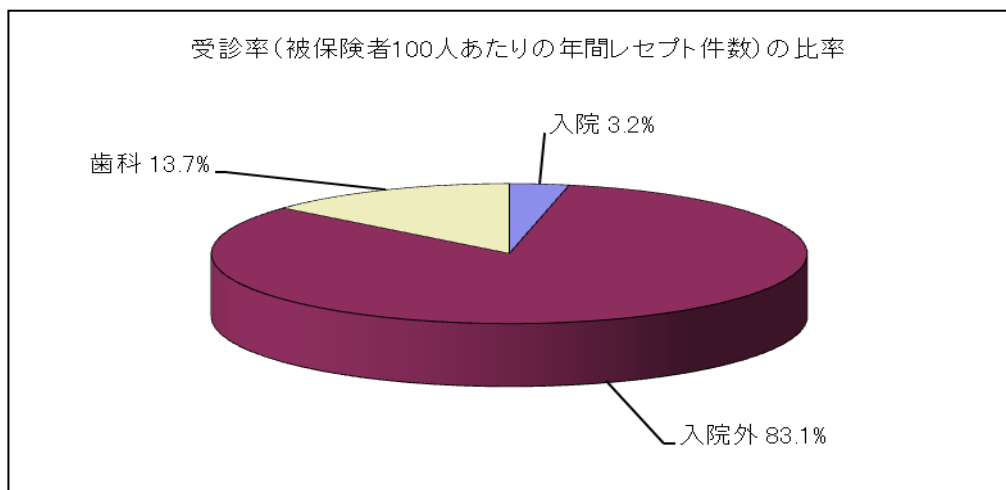
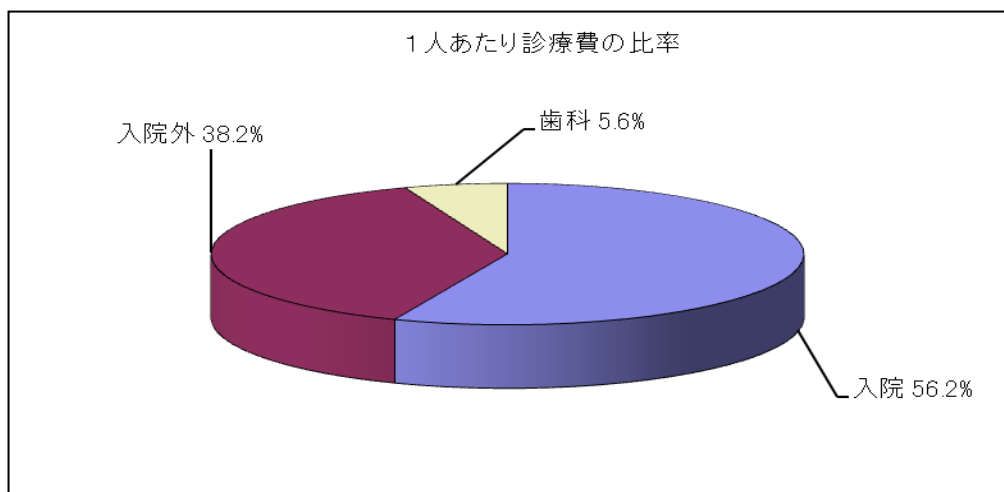
	1人あたり 診療費	受診率 (*1)	1件あたり日数 (*2)	1日あたり診療費 (*3)
入院(医科のみ)	375,579円	64.31件	15.74日	37,094円
入院外	255,225円	1,656.60件	1.79日	8,621円
歯科(入院+入院外)	37,578円	274.10件	1.96日	6,987円
合計	668,382円	1,995.01件	2.26日	14,817円

*1 被保険者100人あたりの年間レセプト件数。

*2 1件あたり日数は、当該年度の診療実日数を診療件数(レセプト件数)で除したもの。

*3 1日あたり診療費は、当該年度の診療費を診療実日数で除したもの。

※ 市町村別内訳については、P96参照



＜１人あたり診療費が多い市町村・少ない市町村＞

１人あたり診療費のうち、もっとも多い市町村は箱根町、次いで真鶴町、川崎市である。
もっとも少ない市町村は南足柄市、次いで大和市、厚木市である。

１人あたり診療費が多い市町村	１人あたり診療費が少ない市町村
１．箱根町 (746,450円)	１．南足柄市 (604,775円)
２．真鶴町 (738,240円)	２．大和市 (611,004円)
３．川崎市 (724,105円)	３．厚木市 (616,323円)

※ 全市町村の状況については、P 9 6 参照

＜現物給付（療養の給付費）の内訳＞

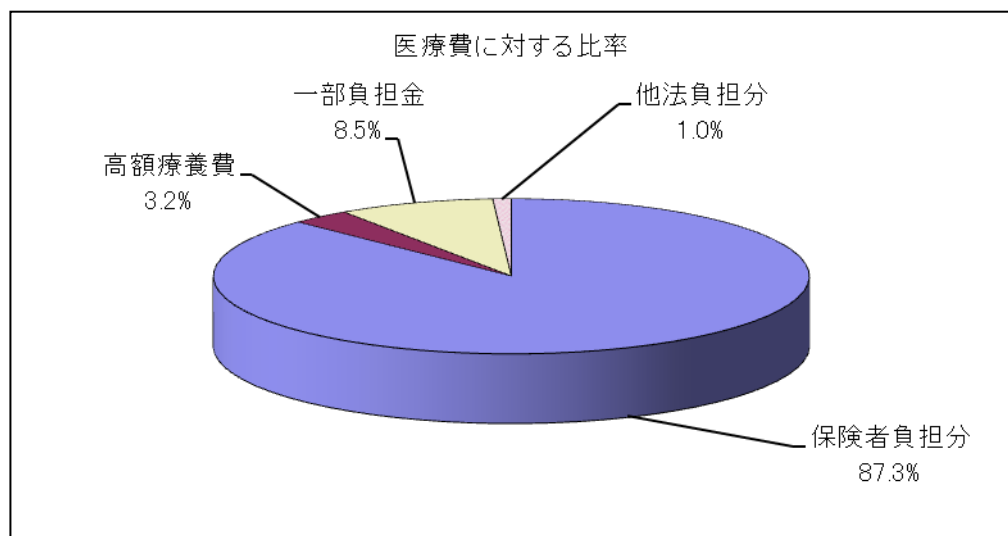
現物給付を構成する内訳は、保険者負担分、高額療養費、一部負担金及び他法負担分である。

各内訳の金額は、保険者負担分 7,341億8,034万7,610円、高額療養費 269億2,791万9,333円、一部負担金 719億3,126万4,478円、他法負担分 82億252万4,905円となる。

広域連合の保険者負担分は87.3%、高額療養費は3.2%となっており、現物給付の90.5%を占めている。

保険者負担分 (高額療養費を除く)	高額療養費	一部負担金	他法負担分
734,180,347,610円	26,927,919,333円	71,931,264,478円	8,202,524,905円

※ 市町村別内訳については、P 9 8 参照



7-3-3 現金給付

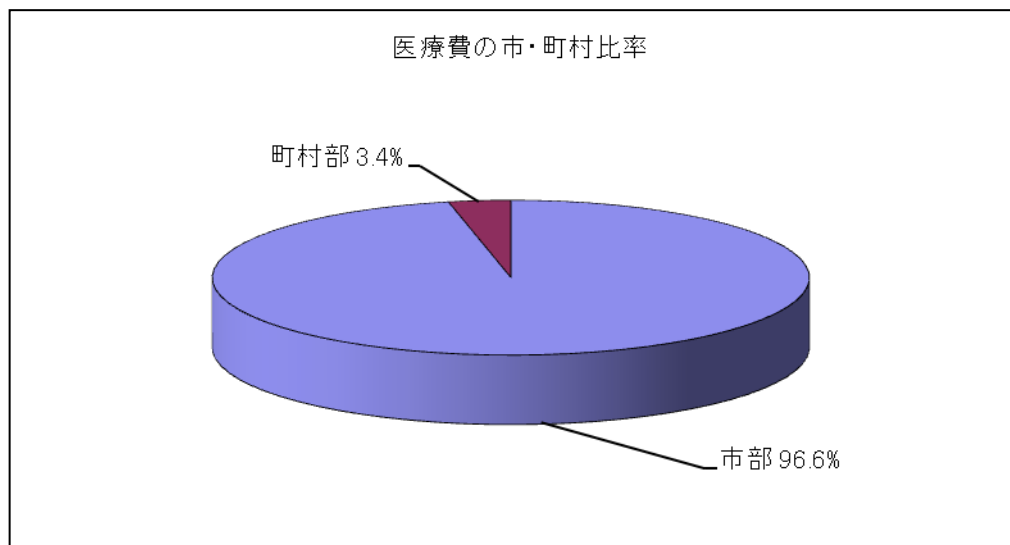
<現金給付（療養費等）の状況>

現金給付については、225億7,370万8,935円である。

内訳として、市部は、217億9,801万489円（全体の96.6%）、町村部は、7億7,569万8,446円（全体の3.4%）である。

県全体	市部	町村部
22,573,708,935円	21,798,010,489円	775,698,446円

※ 市町村別内訳については、P108参照



<1人あたり現金給付が多い市町村・少ない市町村>

1人あたり現金給付のうち、もっとも多い市町村は川崎市、次いで葉山町、逗子市である。もっとも少ない市町村は真鶴町、次いで開成町、愛川町である。

1人あたり現金給付が多い市町村	1人あたり現金給付が少ない市町村
1. 川崎市 (28,015円)	1. 真鶴町 (14,319円)
2. 葉山町 (25,371円)	2. 開成町 (14,787円)
3. 逗子市 (25,093円)	3. 愛川町 (14,908円)

※ 全市町村の状況については、P108参照

7-4 保健事業

7-4-1 健康診査事業

被保険者の健康の保持増進に寄与することを目的として、各市町村が実施する健康診査事業に対し補助金を交付した。

<平成28年度実績>

平成28年度の受診者数は24万4,809人となっており、平成28年4月1日時点の被保険者数97万2,789人に対し、受診率25.17%となっている。

受診者数の多い市町村については、横浜市4万9,033人、川崎市4万409人、藤沢市2万4,521人の順となっている。

また、受診率の高い市町村については藤沢市54.08%、綾瀬市52.14%、茅ヶ崎市51.11%の順となっている。

※ 全市町村の状況については、P114参照

7-4-2 歯科健康診査事業

歯・歯肉の状態や口腔衛生状態等をチェックすることで、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、前年度75歳到達者を対象に歯科健康診査事業を実施した。

<平成28年度実績>

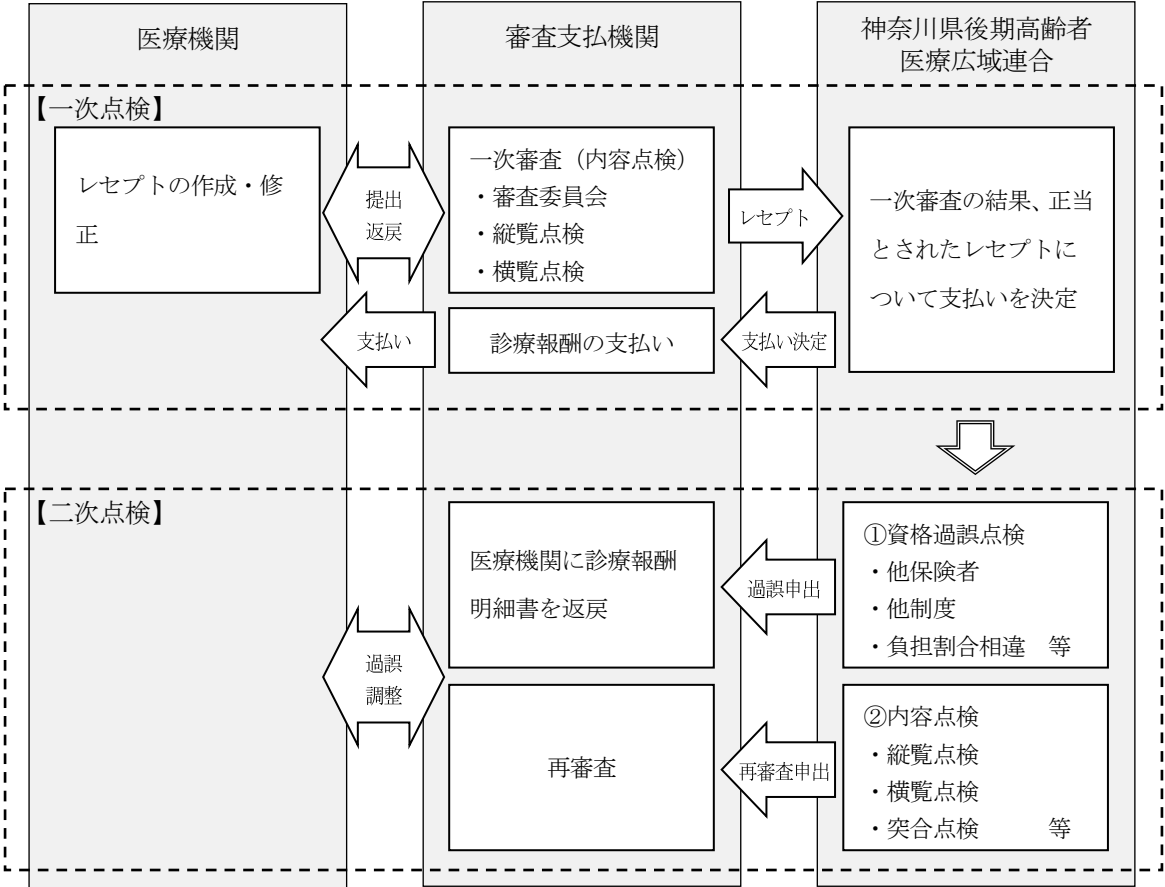
平成28年度の受診者数は3,784人となっており、案内状発送数9万4,694通に対し、受診率4.00%となっている。

7-5 医療費適正化

7-5-1 診療報酬明細書の点検

厚生労働省の医療費適正化事業に基づき、診療報酬明細書の資格過誤点検及び内容点検を行っている。点検の結果、返戻又は再審査の申出を行い、過誤調整を行っている。

＜レセプト点検の流れ＞



＜平成28年度の傾向と効果＞

資格点検調査による総過誤件数は減少、調整額は増加している。また、内容点検による過誤件数は増加、調整額は減少している。

なお、資格過誤点検においては月平均約3億4千万円、内容点検においては月平均約6千万円の医療費削減効果が認められる。

①平成28年度資格過誤点検実績

件数	80,136枚	査定額	4,087,797,797円
----	---------	-----	----------------

②平成28年度内容点検実績（生活療養費等の診療点数にないものを含む。）

申出件数	135,831件	査定件数	42,066件	査定額	725,003,822円
------	----------	------	---------	-----	--------------

※ 審査支払機関から毎月提出される「再審査結果通知書兼過誤通知書」による。
市町村別内訳については、P115参照

7-5-2 第三者行為の求償概要

第三者行為の求償とは交通事故等、第三者の不法行為によって生じた保険給付について、加害者（損害賠償責任者）に対して損害賠償請求をすることである。

第三者行為による事故は大半が交通事故によるものであることからこれが主となっている。その他として傷病事件等がある。高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項の損害賠償請求権に基づいて求償している。

7-5-3 不当利得

医療機関等の診療報酬の返還金や、被保険者の一部負担金の割合の変更等により発生した返還金について、民法第703条の規定に基づき不当利得として求償している。

<平成28年度実績>

	求償事務処理件数 (現年度分)	求償額 (現年度分)	求償額 (繰越分)
第三者行為	4, 258件	660, 409, 886円	14, 932, 993円
公害	22件	195, 606円	0円
労災	266件	35, 035, 987円	0円
医療機関等返還金	14, 882件	18, 236, 209円	67, 957, 707円
負担割合相違差額求償	23, 004件	87, 572, 807円	69, 400, 252円
資格喪失後受診求償	2, 653件	92, 441, 459円	72, 261, 441円
9割間相違・食事代差額求償	4件	64, 170円	552, 600円
その他	23件	1, 522, 184円	19, 249円
合 計	45, 112件	895, 478, 308円	225, 124, 242円

※ 市町村別内訳については、P116～119参照

7-5-4 医療費通知

被保険者に対し、健康に対する意識を高めていただき、ひいては、後期高齢者医療制度の健全な運営に資することを目的として、年2回医療費通知を発送した。（平成27年度から県内全ての市町村で実施）

1回目 平成28年9月28日（平成28年1月～6月診療分）

2回目 平成29年3月22日（平成28年7月～12月診療分）

市町村名	被保険者数	発送対象者数	発送率	被保険者数	発送対象者数	発送率
	1回目（28年6月末時点）			2回目（28年12月末時点）		
横浜市	399,663人	381,237人	95.39%	408,450人	387,226人	94.80%
川崎市	124,808人	119,246人	95.54%	127,552人	121,146人	94.98%
相模原市	72,383人	68,590人	94.76%	74,892人	70,691人	94.39%
横須賀市	57,959人	55,161人	95.17%	59,156人	56,111人	94.85%
平塚市	29,889人	28,188人	94.31%	30,586人	28,825人	94.24%
鎌倉市	27,796人	26,486人	95.29%	28,247人	26,861人	95.09%
藤沢市	45,836人	43,665人	95.26%	47,030人	44,804人	95.27%
小田原市	25,316人	23,867人	94.28%	25,723人	24,219人	94.15%
茅ヶ崎市	28,045人	26,679人	95.13%	28,761人	27,365人	95.15%
逗子市	9,609人	9,141人	95.13%	9,791人	9,319人	95.18%
三浦市	7,699人	7,317人	95.04%	7,840人	7,433人	94.81%
秦野市	17,966人	16,921人	94.18%	18,620人	17,439人	93.66%
厚木市	21,009人	19,852人	94.49%	21,709人	20,477人	94.32%
大和市	22,860人	21,678人	94.83%	23,573人	22,326人	94.71%
伊勢原市	10,624人	10,067人	94.76%	10,939人	10,315人	94.30%
海老名市	12,539人	11,925人	95.10%	13,028人	12,345人	94.76%
座間市	12,972人	12,293人	94.77%	13,425人	12,703人	94.62%
南足柄市	5,928人	5,591人	94.32%	6,079人	5,729人	94.24%
綾瀬市	8,822人	8,369人	94.87%	9,166人	8,675人	94.64%
葉山町	4,984人	4,733人	94.96%	5,086人	4,808人	94.53%
寒川町	4,930人	4,619人	93.69%	5,108人	4,818人	94.32%
大磯町	4,906人	4,626人	94.29%	5,011人	4,735人	94.49%
二宮町	4,582人	4,324人	94.37%	4,662人	4,413人	94.66%
中井町	1,214人	1,144人	94.23%	1,247人	1,157人	92.78%
大井町	1,892人	1,778人	93.97%	1,944人	1,824人	93.83%
松田町	1,767人	1,691人	95.70%	1,784人	1,696人	95.07%
山北町	1,948人	1,833人	94.10%	1,946人	1,838人	94.45%
開成町	1,829人	1,723人	94.20%	1,887人	1,787人	94.70%
箱根町	1,932人	1,815人	93.94%	1,970人	1,840人	93.40%

市町村名	被保険者数	発送対象者数	発送率	被保険者数	発送対象者数	発送率
	1 回目（28年6月末時点）			2 回目（28年12月末時点）		
真鶴町	1,429 人	1,363 人	95.38%	1,436 人	1,359 人	94.64%
湯河原町	4,496 人	4,226 人	93.99%	4,606 人	4,335 人	94.12%
愛川町	4,295 人	4,027 人	93.76%	4,443 人	4,149 人	93.38%
清川村	398 人	375 人	94.22%	405 人	379 人	93.58%
合 計	982,325 人	934,550 人	95.14%	1,006,102 人	953,147 人	94.74%

7-5-5 重複・頻回受診者、重複投薬者への訪問指導

被保険者の健康保持並びに医療費・療養費の適正化を図るため、保健師等が同一疾病で医療機関を重複・頻回して受診している者等を訪問し、療養上の日常生活指導を実施した。

① 事業対象者

- 重複受診者 3 か月連続して、1 か月に同一疾病での受診医療機関が3 箇所以上の者
- 頻回受診者 3 か月連続して、1 か月に同一医療機関での受診が15 回以上の者
- 重複投薬者 3 か月連続して、同一薬剤又は同等の効果を持つ薬剤を複数の医療機関から処方されている者

② 訪問回数 78 回

7-5-6 ジェネリック医薬品利用差額通知

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額の差額が380 円以上となる被保険者に対して軽減可能額を通知することで、ジェネリック医薬品の普及啓発を行った。

① 対象市町村 県内33 市町村

② 発送通知数 3 万593 通

7-6 一部負担金

7-6-1 一部負担金減免

災害その他特別な事情があり、医療機関等の一部負担金を支払うことが困難な被保険者に対し、申請を受け広域連合が認定した場合、一部負担金の減額、免除又は徴収猶予を行っている。

<一部負担金減免の実施状況>

(1) 免除証明書発行状況

	申請件数	決定内容	
		承認	不承認
平成28年度	0件	0件	0件

(2) 免除金額

① 現物給付（平成28年3月～平成29年2月診療分）

	レセプト件数	金額
一部負担金	0件	0円

② 現金給付（平成28年4月～平成29年3月支給分）

現金給付は原則発生しません。

7-6-2 東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金免除

平成24年1月31日付厚生労働省保険局保険課通知等を踏まえ、東日本大震災により被災した被保険者に対し一部負担金の免除を行った。

<免除対象者の要件>

- (1) 災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後、他市町村へ転出した者を含む）であり、
 - (2) 以下のいずれかに該当する者
 - ① 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている者
 - ② 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている者
- ※ 住家の全半壊、全半焼等の被災をした者、主たる生計維持者が死亡等をした者の免除期間は平成24年9月30日で終了。

<免除内容>

一部負担金（ただし、以下の自己負担額の免除は、平成24年2月29日で終了）

- ・入院時食事療養費、入院時生活療養費
- ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術
- ・治療用装具の作成費用 等

<一部負担金免除の実施状況>

- (1) 免除証明書発行状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

平成28年4月1日現在 一部負担金免除証明書 発行件数	新規 発行件数	資格喪失数	平成29年3月31日現在 一部負担金免除証明書 発行件数
62件	10件	4件	68件

- (2) 免除金額

- ① 現物給付（平成28年3月～平成29年2月診療分）

	レセプト件数	金額
一部負担金	1,227件	4,792,094円

※ 平成29年12月22日修正

- ② 現金給付（平成28年4月～平成29年3月支給分）

	申請件数	金額
一部負担金	25件	117,090円

※ 平成29年12月22日修正

8 統計

8-1 被保険者

表 8-1-1 被保険者数内訳

	法第50条 第1号 ※1	法第50条 第2号 ※2	合 計
横 浜 市	412,502	2,385	414,887
横 浜 市 鶴 見 区	26,233	122	26,355
横 浜 市 神 奈 川 区	23,891	138	24,029
横 浜 市 西 区	9,426	94	9,520
横 浜 市 中 区	14,164	64	14,228
横 浜 市 南 区	24,170	144	24,314
横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区	25,638	178	25,816
横 浜 市 磯 子 区	21,447	116	21,563
横 浜 市 金 沢 区	26,192	160	26,352
横 浜 市 港 北 区	31,181	215	31,396
横 浜 市 戸 塚 区	31,682	239	31,921
横 浜 市 港 南 区	28,562	136	28,698
横 浜 市 旭 区	34,688	212	34,900
横 浜 市 緑 区	18,895	81	18,976
横 浜 市 瀬 谷 区	16,152	78	16,230
横 浜 市 栄 区	17,345	102	17,447
横 浜 市 泉 区	19,466	108	19,574
横 浜 市 青 葉 区	27,904	121	28,025
横 浜 市 都 筑 区	15,466	77	15,543
川 崎 市	129,204	280	129,484
川 崎 市 川 崎 区	21,625	54	21,679
川 崎 市 幸 区	15,969	44	16,013
川 崎 市 中 原 区	17,828	39	17,867
川 崎 市 高 津 区	17,413	50	17,463
川 崎 市 多 摩 区	18,482	33	18,515
川 崎 市 宮 前 区	19,496	30	19,526
川 崎 市 麻 生 区	18,391	30	18,421
相 模 原 市	76,315	313	76,628
相 模 原 市 緑 区	17,973	74	18,047
相 模 原 市 中 央 区	26,920	152	27,072
相 模 原 市 南 区	31,422	87	31,509

【平成29年3月】

(単位:人)

	法第50条 第1号 ※1	法第50条 第2号 ※2	合 計
横 須 賀 市	59,466	508	59,974
平 塚 市	30,836	304	31,140
鎌 倉 市	28,512	94	28,606
藤 沢 市	47,713	165	47,878
小 田 原 市	25,975	110	26,085
茅 ヶ 崎 市	29,225	60	29,285
逗 子 市	9,869	13	9,882
三 浦 市	7,816	112	7,928
秦 野 市	18,784	237	19,021
厚 木 市	22,173	85	22,258
大 和 市	24,051	32	24,083
伊 勢 原 市	11,148	52	11,200
海 老 名 市	13,271	63	13,334
座 間 市	13,733	30	13,763
南 足 柄 市	6,206	16	6,222
綾 瀬 市	9,473	15	9,488
葉 山 町	5,146	6	5,152
寒 川 町	5,244	11	5,255
大 磯 町	5,080	14	5,094
二 宮 町	4,733	4	4,737
中 井 町	1,259	8	1,267
大 井 町	1,990	2	1,992
松 田 町	1,788	8	1,796
山 北 町	1,962	2	1,964
開 成 町	1,926	3	1,929
箱 根 町	1,968	11	1,979
真 鶴 町	1,450	3	1,453
湯 河 原 町	4,655	11	4,666
愛 川 町	4,536	6	4,542
清 川 村	417	0	417
県 合 計	1,018,426	4,963	1,023,389
割	99.52%	0.48%	100.00%

※1 75歳以上の者

※2 65歳以上75歳未満の者であって、政令で定める程度の障がいのある旨の後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者

表 8－1－2 被保険者割合の高い市町村順一覧

【平成 29 年 3 月】

		割 合	人 口 (人)	被保険者数 (人)
1	真 鶴 町	20.44%	7,109	1,453
2	山 北 町	19.08%	10,296	1,964
3	湯 河 原 町	19.01%	24,547	4,666
4	三 浦 市	17.96%	44,132	7,928
5	逗 子 市	17.18%	57,525	9,882
6	箱 根 町	17.12%	11,562	1,979
7	二 宮 町	16.86%	28,090	4,737
8	鎌 倉 市	16.60%	172,352	28,606
9	松 田 町	16.34%	10,993	1,796
10	大 磯 町	16.21%	31,431	5,094
11	葉 山 町	16.11%	31,986	5,152
12	横 須 賀 市	14.95%	401,285	59,974
13	南 足 柄 市	14.59%	42,641	6,222
14	小 田 原 市	13.53%	192,856	26,085
15	中 井 町	13.23%	9,580	1,267
16	清 川 村	13.17%	3,166	417
17	茅 ヶ 崎 市	12.21%	239,891	29,285
18	平 塚 市	12.08%	257,877	31,140
19	大 井 町	11.79%	16,891	1,992
20	秦 野 市	11.45%	166,093	19,021
21	愛 川 町	11.35%	40,012	4,542
22	綾 瀬 市	11.25%	84,309	9,488
23	藤 沢 市	11.20%	427,501	47,878
24	横 浜 市	11.13%	3,728,124	414,887
25	開 成 町	11.11%	17,363	1,929
26	伊 勢 原 市	10.98%	102,037	11,200
27	寒 川 町	10.93%	48,089	5,255
28	座 間 市	10.65%	129,277	13,763
29	相 模 原 市	10.63%	720,986	76,628
30	大 和 市	10.28%	234,293	24,083
31	海 老 名 市	10.19%	130,860	13,334
32	厚 木 市	9.89%	224,994	22,258
33	川 崎 市	8.66%	1,496,035	129,484

表 8-1-3 被保険者数の推移

【平成 28 年度】

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
横 浜 市	397,470	398,575	399,663	401,191	402,721	404,135	405,747	407,402	408,450	411,478	413,151	414,887
川 崎 市	124,049	124,399	124,808	125,284	125,775	126,302	126,695	127,219	127,552	128,388	128,934	129,484
相 模 原 市	71,735	72,049	72,383	72,808	73,245	73,692	74,140	74,613	74,892	75,568	76,113	76,628
横 須 賀 市	57,623	57,813	57,959	58,171	58,403	58,634	58,829	59,020	59,156	59,582	59,764	59,974
平 塚 市	29,698	29,788	29,889	30,015	30,114	30,232	30,370	30,500	30,586	30,851	30,993	31,140
鎌 倉 市	27,687	27,741	27,796	27,876	27,955	28,043	28,083	28,191	28,247	28,405	28,507	28,606
藤 沢 市	45,550	45,653	45,836	46,021	46,222	46,458	46,680	46,900	47,030	47,461	47,698	47,878
小 田 原 市	25,143	25,210	25,316	25,364	25,453	25,520	25,579	25,646	25,723	25,874	25,967	26,085
茅 ヶ 崎 市	27,885	27,978	28,045	28,143	28,273	28,395	28,560	28,687	28,761	29,005	29,159	29,285
逗 子 市	9,588	9,585	9,609	9,637	9,678	9,703	9,739	9,755	9,791	9,856	9,870	9,882
三 浦 市	7,672	7,686	7,699	7,732	7,750	7,779	7,806	7,823	7,840	7,892	7,928	7,928
秦 野 市	17,838	17,902	17,966	18,070	18,204	18,316	18,427	18,550	18,620	18,827	18,942	19,021
厚 木 市	20,820	20,941	21,009	21,131	21,249	21,353	21,492	21,615	21,709	21,934	22,085	22,258
大 和 市	22,639	22,748	22,860	23,029	23,134	23,256	23,337	23,455	23,573	23,847	23,938	24,083
伊 勢 原 市	10,546	10,594	10,624	10,678	10,713	10,789	10,832	10,897	10,939	11,040	11,105	11,200
海 老 名 市	12,442	12,486	12,539	12,631	12,710	12,786	12,898	12,976	13,028	13,167	13,243	13,334
座 間 市	12,859	12,913	12,972	13,086	13,167	13,249	13,308	13,370	13,425	13,576	13,668	13,763
南 足 柄 市	5,892	5,907	5,928	5,953	5,972	5,999	6,018	6,064	6,079	6,141	6,178	6,222
綾 瀬 市	8,731	8,784	8,822	8,893	8,968	9,027	9,095	9,146	9,166	9,291	9,391	9,488
葉 山 町	4,954	4,966	4,984	5,009	5,035	5,048	5,054	5,069	5,086	5,126	5,140	5,152
寒 川 町	4,886	4,903	4,930	4,952	4,980	5,027	5,065	5,092	5,108	5,160	5,205	5,255
大 磯 町	4,885	4,903	4,906	4,920	4,936	4,953	4,967	4,993	5,011	5,043	5,072	5,094
二 宮 町	4,552	4,558	4,582	4,601	4,612	4,621	4,630	4,649	4,662	4,681	4,721	4,737
中 井 町	1,201	1,209	1,214	1,220	1,229	1,234	1,246	1,241	1,247	1,255	1,265	1,267
大 井 町	1,875	1,879	1,892	1,904	1,920	1,938	1,935	1,944	1,944	1,964	1,971	1,992
松 田 町	1,764	1,766	1,767	1,777	1,774	1,778	1,778	1,780	1,784	1,792	1,791	1,796
山 北 町	1,938	1,942	1,948	1,952	1,946	1,953	1,955	1,948	1,946	1,954	1,962	1,964
開 成 町	1,812	1,819	1,829	1,845	1,854	1,867	1,880	1,893	1,887	1,901	1,920	1,929
箱 根 町	1,917	1,926	1,932	1,945	1,958	1,967	1,964	1,968	1,970	1,982	1,984	1,979
真 鶴 町	1,433	1,425	1,429	1,434	1,429	1,433	1,430	1,434	1,436	1,449	1,451	1,453
湯 河 原 町	4,468	4,487	4,496	4,508	4,541	4,558	4,586	4,600	4,606	4,635	4,652	4,666
愛 川 町	4,266	4,286	4,295	4,331	4,369	4,382	4,414	4,431	4,443	4,477	4,498	4,542
清 川 村	394	397	398	400	400	401	400	401	405	410	414	417
県 合 計	976,212	979,218	982,325	986,511	990,689	994,828	998,939	1,003,272	1,006,102	1,014,012	1,018,680	1,023,389
前 月 比		100.31%	100.32%	100.43%	100.42%	100.42%	100.41%	100.43%	100.28%	100.79%	100.46%	100.46%

表 8－1－4 月別被保険者異動状況

【平成28年度】

(単位:人)

	増加事由					減少事由				
	転入	生保 廃止	年齢 到達	その他	合計	転出	生保 開始	死亡	その他	合計
平成28年 4月	497	73	7,616	151	8,337	378	53	3,937	277	4,645
平成28年 5月	508	64	7,212	130	7,914	352	65	3,932	276	4,625
平成28年 6月	465	69	6,954	160	7,648	354	63	3,671	259	4,347
平成28年 7月	394	57	8,121	130	8,702	320	70	3,706	231	4,327
平成28年 8月	416	51	8,533	193	9,193	323	65	4,072	246	4,706
平成28年 9月	426	62	8,516	179	9,183	322	101	4,168	274	4,865
平成28年 10月	508	64	8,724	168	9,464	356	75	4,337	330	5,098
平成28年 11月	504	43	9,249	158	9,954	365	95	4,661	306	5,427
平成28年 12月	448	68	7,857	158	8,531	337	74	4,685	286	5,382
平成29年 1月	374	45	13,647	136	14,202	298	94	5,242	386	6,020
平成29年 2月	381	73	9,863	140	10,457	320	66	4,682	320	5,388
平成29年 3月	522	82	9,876	173	10,653	387	118	4,817	343	5,665
合 計	5,443	751	106,168	1,876	114,238	4,112	939	51,910	3,534	60,495

※平成28年度月報A表より

表8-1-5 被保険者数伸び率の高い市町村順一覧

【平成28年度】

		平成28年3月末 (人)	平成29年3月末 (人)	伸び率
1	綾 瀬 市	8,661	9,488	9.55%
2	寒 川 町	4,874	5,255	7.82%
3	海 老 名 市	12,386	13,334	7.65%
4	開 成 町	1,794	1,929	7.53%
5	厚 木 市	20,710	22,258	7.47%
6	相 模 原 市	71,342	76,628	7.41%
7	座 間 市	12,817	13,763	7.38%
8	秦 野 市	17,749	19,021	7.17%
9	大 和 市	22,512	24,083	6.98%
10	清 川 村	390	417	6.92%
11	愛 川 町	4,249	4,542	6.90%
12	伊 勢 原 市	10,503	11,200	6.64%
13	大 井 町	1,876	1,992	6.18%
14	中 井 町	1,196	1,267	5.94%
15	南 足 柄 市	5,889	6,222	5.65%
16	藤 沢 市	45,338	47,878	5.60%
17	茅 ヶ 崎 市	27,771	29,285	5.45%
18	平 塚 市	29,600	31,140	5.20%
19	大 磯 町	4,856	5,094	4.90%
20	湯 河 原 町	4,449	4,666	4.88%
21	川 崎 市	123,608	129,484	4.75%
22	横 浜 市	396,365	414,887	4.67%
23	横 須 賀 市	57,429	59,974	4.43%
24	二 宮 町	4,539	4,737	4.36%
25	小 田 原 市	25,040	26,085	4.17%
26	葉 山 町	4,950	5,152	4.08%
27	鎌 倉 市	27,621	28,606	3.57%
28	箱 根 町	1,912	1,979	3.50%
29	三 浦 市	7,666	7,928	3.42%
30	逗 子 市	9,568	9,882	3.28%
31	松 田 町	1,764	1,796	1.81%
32	真 鶴 町	1,429	1,453	1.68%
33	山 北 町	1,936	1,964	1.45%
県 合 計		972,789	1,023,389	5.20%

表 8－1－6 年齢階層別被保険者内訳

【平成 29 年 3 月】

(単位:人)

	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～99歳	100歳以上	合 計
横 浜 市	976	1,409	170,176	127,266	73,639	31,499	8,514	1,408	414,887
川 崎 市	101	179	53,015	39,751	23,092	10,036	2,819	491	129,484
相 模 原 市	130	183	35,440	22,350	11,950	4,918	1,426	231	76,628
横 須 賀 市	295	213	24,467	18,285	10,617	4,559	1,289	249	59,974
平 塚 市	143	161	13,183	9,132	5,354	2,361	693	113	31,140
鎌 倉 市	59	35	10,698	8,747	5,667	2,527	731	142	28,606
藤 沢 市	80	85	19,819	14,552	8,404	3,708	1,039	191	47,878
小 田 原 市	39	71	10,388	7,946	4,801	2,170	569	101	26,085
茅ヶ崎市	29	31	12,471	8,835	5,031	2,197	605	86	29,285
逗 子 市	8	5	3,662	3,054	1,969	898	253	33	9,882
三 浦 市	76	36	3,128	2,359	1,482	643	182	22	7,928
秦 野 市	156	81	8,381	5,346	3,126	1,500	376	55	19,021
厚 木 市	23	62	10,422	6,466	3,391	1,448	377	69	22,258
大 和 市	15	17	11,159	7,167	3,664	1,524	463	74	24,083
伊 勢 原 市	24	28	4,934	3,262	1,811	869	240	32	11,200
海 老 名 市	20	43	6,384	3,856	1,953	824	221	33	13,334
座 間 市	13	17	6,545	4,132	1,964	813	241	38	13,763
南 足 柄 市	6	10	2,662	1,920	1,039	430	136	19	6,222
綾 瀬 市	7	8	4,817	2,748	1,243	498	143	24	9,488
葉 山 町	2	4	2,010	1,526	963	494	133	20	5,152
寒 川 町	6	5	2,472	1,540	803	326	86	17	5,255
大 磯 町	9	5	2,112	1,488	893	430	139	18	5,094
二 宮 町	1	3	1,966	1,407	860	374	107	19	4,737
中 井 町	6	2	557	353	205	110	30	4	1,267
大 井 町	1	1	893	606	301	146	39	5	1,992
松 田 町	3	5	702	561	334	145	39	7	1,796
山 北 町	0	2	694	599	410	200	49	10	1,964
開 成 町	0	3	858	576	313	134	38	7	1,929
箱 根 町	3	8	787	586	361	178	45	11	1,979
真 鶴 町	1	2	590	436	272	123	26	3	1,453
湯 河 原 町	2	9	1,935	1,381	834	377	107	21	4,666
愛 川 町	3	3	2,180	1,303	663	298	79	13	4,542
清 川 村	0	0	170	114	81	45	6	1	417
県 合 計	2,237	2,726	429,677	309,650	177,490	76,802	21,240	3,567	1,023,389
割 合	0.22%	0.27%	41.99%	30.26%	17.34%	7.50%	2.08%	0.35%	100.00%

表 8－1－7 負担区分別被保険者内訳

【平成 29 年 3 月】

(単位:人)

	現 役	一 般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ	合 計
横 浜 市	52,238	217,932	68,746	75,971	414,887
川 崎 市	17,370	66,049	23,712	22,353	129,484
相 模 原 市	6,958	44,377	13,541	11,752	76,628
横 須 賀 市	4,332	35,495	9,737	10,410	59,974
平 塚 市	2,484	17,857	5,623	5,176	31,140
鎌 倉 市	5,263	14,234	3,931	5,178	28,606
藤 沢 市	6,314	25,935	7,341	8,288	47,878
小 田 原 市	2,123	14,785	5,048	4,129	26,085
茅 ヶ 崎 市	3,348	16,479	4,494	4,964	29,285
逗 子 市	1,472	5,202	1,378	1,830	9,882
三 浦 市	479	4,422	1,491	1,536	7,928
秦 野 市	1,672	10,867	3,530	2,952	19,021
厚 木 市	2,376	12,862	3,940	3,080	22,258
大 和 市	2,529	13,579	4,149	3,826	24,083
伊 勢 原 市	1,161	6,608	1,703	1,728	11,200
海 老 名 市	1,344	8,097	1,912	1,981	13,334
座 間 市	1,158	7,928	2,502	2,175	13,763
南 足 柄 市	551	3,972	917	782	6,222
綾 瀬 市	832	5,814	1,413	1,429	9,488
葉 山 町	784	2,777	723	868	5,152
寒 川 町	438	3,126	929	762	5,255
大 磯 町	528	3,029	720	817	5,094
二 宮 町	492	2,783	687	775	4,737
中 井 町	83	867	180	137	1,267
大 井 町	172	1,277	290	253	1,992
松 田 町	149	1,094	311	242	1,796
山 北 町	140	1,317	269	238	1,964
開 成 町	154	1,313	246	216	1,929
箱 根 町	186	1,004	464	325	1,979
真 鶴 町	75	868	284	226	1,453
湯 河 原 町	315	2,396	1,118	837	4,666
愛 川 町	324	2,768	792	658	4,542
清 川 村	31	268	75	43	417
市 計	114,004	532,494	165,108	169,540	981,146
町 村 計	3,871	24,887	7,088	6,397	42,243
県 合 計	117,875	557,381	172,196	175,937	1,023,389
全体に対する割合	11.52%	54.46%	16.83%	17.19%	100.00%

表 8－1－8 限度額適用・標準負担額減額認定証発行状況

【平成29年3月】

(単位:人)

	区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	長期入院(※)	合 計
横 浜 市	14,829	11,137	598	25,966
川 崎 市	4,720	4,233	214	8,953
相 模 原 市	2,256	2,165	140	4,421
横 須 賀 市	1,731	1,326	54	3,057
平 塚 市	2,351	2,021	113	4,372
鎌 倉 市	851	502	29	1,353
藤 沢 市	2,170	1,495	80	3,665
小 田 原 市	1,011	1,086	60	2,097
茅 ヶ 崎 市	1,074	790	39	1,864
逗 子 市	395	253	13	648
三 浦 市	674	497	14	1,171
秦 野 市	611	548	61	1,159
厚 木 市	700	648	31	1,348
大 和 市	1,311	898	45	2,209
伊 勢 原 市	624	431	24	1,055
海 老 名 市	336	256	16	592
座 間 市	360	318	20	678
南 足 柄 市	135	128	12	263
綾 瀬 市	500	203	9	703
葉 山 町	116	99	4	215
寒 川 町	205	166	7	371
大 磯 町	152	85	7	237
二 宮 町	127	82	8	209
中 井 町	16	19	2	35
大 井 町	56	41	5	97
松 田 町	39	35	4	74
山 北 町	64	37	7	101
開 成 町	32	31	1	63
箱 根 町	75	89	13	164
真 鶴 町	86	86	2	172
湯 河 原 町	159	185	12	344
愛 川 町	188	140	8	328
清 川 村	4	6	0	10
県 合 計	37,958	30,036	1,652	67,994

※長期入院…申請月以前1年以内の入院期間が90日を超えたもの

表 8－1－9 短期被保険者証発行状況 【平成29年2月】

	平成29年2月1日現在 短期被保険者証交付者数 (人)
横 浜 市	56
川 崎 市	413
相 模 原 市	23
横 須 賀 市	237
平 塚 市	128
鎌 倉 市	86
藤 沢 市	0
小 田 原 市	56
茅 ヶ 崎 市	40
逗 子 市	32
三 浦 市	2
秦 野 市	23
厚 木 市	43
大 和 市	92
伊 勢 原 市	19
海 老 名 市	20
座 間 市	11
南 足 柄 市	26
綾 瀬 市	0
葉 山 町	16
寒 川 町	12
大 磯 町	40
二 宮 町	10
中 井 町	0
大 井 町	0
松 田 町	0
山 北 町	0
開 成 町	4
箱 根 町	23
真 鶴 町	11
湯 河 原 町	27
愛 川 町	33
清 川 村	0
県 合 計	1,483

8-2 保険料

表8-2-1 賦課・軽減状況

賦課状況										軽減状況													
旧たし 書所得 (円)	所得割額 (円)	被保険者 数 (人)	均等割額 (円)	算出額 (円)	限度超過額 (円)	賦課総額 (円)	軽減総数 (人)	軽減総額 (円)	所得に応じた軽減 (所得割額5割軽減)	所得に応じた軽減 (均等割額8.5割軽減)	所得に応じた軽減 (均等割額7割軽減)	所得に応じた軽減 (均等割額5割軽減)	所得に応じた軽減 (均等割額2割軽減)	所得に応じた軽減 (均等割額2割軽減)	所得に応じた軽減 (均等割額2割軽減)	所得に応じた軽減 (均等割額2割軽減)	所得に応じた軽減 (均等割額2割軽減)	所得に応じた軽減 (均等割額2割軽減)	所得に応じた軽減 (均等割額2割軽減)	所得に応じた軽減 (均等割額2割軽減)	所得に応じた軽減 (均等割額2割軽減)		
									対象者数 (人)	軽減額 (円)	対象者数 (人)	軽減額 (円)	対象者数 (人)	軽減額 (円)	対象者数 (人)	軽減額 (円)	対象者数 (人)	軽減額 (円)	対象者数 (人)	軽減額 (円)	対象者数 (人)	軽減額 (円)	
横浜 市	483,747,093,248	41,892,400,637	436,073	18,938,214,317	11,788,767,054	49,041,847,900	245,684	7,218,742,306	32,543	404,559,790	51,485	1,900,568,775	84,298	2,562,743,498	732,212,428	496,209,465	21,348	834,429,276	33,159	288,019,074			
川崎 市	160,497,086,332	13,899,018,001	136,374	5,922,586,446	4,501,319,241	15,320,285,206	81,175	2,380,241,084	11,552	143,231,714	18,256	673,920,240	25,891	787,112,291	224,889,226	174,371,450	7,407	289,517,409	10,039	87,198,754			
相模原 市	71,540,338,871	6,195,375,558	80,172	3,481,789,788	1,475,873,834	8,201,291,512	48,561	1,351,394,804	7,062	90,103,616	10,087	372,361,605	13,341	405,579,741	115,879,926	120,149,095	4,553	177,963,111	7,985	69,357,710			
横浜 賀 市	45,797,617,093	3,966,059,723	63,113	2,740,934,477	453,420,667	6,253,573,533	36,347	1,039,810,775	4,985	62,626,347	7,202	265,861,830	12,053	366,423,253	104,692,358	78,239,145	2,898	113,274,126	5,606	48,693,716			
平塚 市	26,295,279,476	2,277,164,192	32,770	1,423,168,330	476,106,945	3,224,225,577	20,823	579,928,792	2,962	37,700,733	4,011	148,066,065	5,993	182,193,193	52,055,198	50,378,800	2,021	78,994,827	3,516	30,539,976			
鎌倉 市	43,042,828,980	3,727,301,918	30,127	1,308,385,483	5,035,887,401	1,195,304,503	15,109	457,649,497	1,999	24,076,280	3,004	110,892,660	5,990	182,101,990	52,029,140	27,569,765	1,192	46,591,704	1,653	14,357,958			
藤沢 市	60,237,934,100	5,216,593,544	50,103	2,175,923,187	1,662,928,628	5,729,588,103	27,705	799,070,164	3,846	48,415,670	5,310	196,018,650	9,294	282,546,894	80,727,684	57,067,020	2,524	98,655,888	4,103	35,638,658			
小田原 市	22,851,229,117	1,978,910,702	27,455	1,192,343,195	3,171,253,897	2,670,908,140	17,967	504,425,271	2,795	34,920,628	3,773	139,280,295	4,769	144,982,369	41,423,534	45,997,225	1,930	75,437,910	2,585	22,453,310			
茅ヶ崎 市	30,592,832,874	2,649,332,457	30,669	1,331,924,001	3,981,256,458	631,459,757	17,069	493,538,194	2,175	28,065,748	3,216	118,718,640	5,834	177,359,434	50,674,124	35,134,870	1,542	60,272,154	2,684	23,313,224			
逗子 市	12,524,389,136	1,084,609,675	10,401	451,705,029	1,536,314,704	281,149,522	5,258	159,737,587	665	7,963,314	1,096	40,458,840	2,129	64,723,729	18,492,494	8,686,000	362	14,149,994	606	5,263,716			
三浦 市	4,852,417,635	420,217,815	8,394	364,543,026	784,760,841	42,923,998	5,909	170,244,987	933	11,676,173	1,261	46,549,815	1,851	56,272,251	16,077,786	13,441,585	507	19,817,109	738	6,410,268			
秦野 市	15,748,278,462	1,363,796,552	19,905	864,454,245	2,228,250,797	242,781,451	1,985,469,346	12,728	352,890,221	1,900	24,265,350	2,506	92,508,990	3,456	105,065,856	30,018,816	32,073,055	1,300	50,813,100	2,089	18,145,054		
厚木 市	21,886,595,896	1,895,373,960	23,238	1,009,203,102	2,904,577,062	412,672,664	13,904	384,800,209	2,010	24,873,388	2,951	108,936,165	3,684	111,997,284	31,999,224	34,548,965	1,335	52,181,145	2,333	20,264,438			
大和市	24,320,960,610	2,106,180,524	25,207	1,094,714,803	3,200,904,327	505,980,648	14,901	417,998,569	2,062	25,764,241	3,091	114,104,265	4,397	133,673,197	38,192,342	32,203,345	1,331	52,024,797	2,537	22,036,382			
伊勢原 市	10,280,859,936	890,319,925	11,672	506,903,288	1,397,223,213	171,741,196	6,985	197,088,927	983	12,486,079	1,420	52,419,300	2,017	61,318,817	17,519,662	15,699,945	712	27,829,944	1,130	9,815,180			
海老名 市	14,351,509,292	1,242,387,462	13,906	603,923,674	1,846,761,136	341,069,171	7,508	207,851,994	1,019	12,552,325	1,396	51,533,340	2,190	66,578,190	19,022,340	17,067,990	747	29,197,989	1,370	11,899,820			
旺 市	11,668,104,862	1,010,454,756	14,392	625,030,168	1,635,484,924	199,160,848	9,033	251,655,378	1,276	16,044,249	1,928	71,172,120	2,574	78,252,174	22,357,764	20,954,975	756	29,549,772	1,534	13,324,324			
南足柄 市	4,721,028,680	408,939,684	6,525	283,374,225	692,213,909	42,711,512	3,724	105,187,676	500	7,240,350	706	26,061,990	957	29,093,757	8,312,502	9,185,445	524	20,481,588	554	4,812,044			
綾瀬 市	8,743,450,902	757,180,572	9,855	427,992,795	1,185,173,367	155,071,583	5,696	158,831,986	710	9,205,323	1,089	40,200,435	1,751	53,232,151	15,209,186	12,920,425	480	18,761,760	1,071	9,302,706			
葉山 町	6,807,067,093	589,490,736	5,428	235,732,612	825,223,348	165,398,829	2,685	79,205,892	371	4,452,257	505	18,642,075	972	29,549,772	8,442,792	4,755,985	263	10,279,881	355	3,083,530			
寒川 町	4,421,590,400	382,906,503	5,473	237,686,917	620,595,420	68,196,765	3,333	95,414,643	498	6,429,102	715	26,394,225	886	26,935,286	7,695,796	8,968,295	333	13,015,971	688	5,975,968			
大磯 町	6,276,071,533	543,506,596	5,382	233,734,878	777,241,474	202,723,466	3,150	91,224,086	428	5,515,265	568	20,967,720	1,066	32,407,466	9,259,276	6,492,785	320	12,507,840	469	4,073,734			
二宮 町	4,559,979,159	394,893,088	4,964	215,581,556	610,474,644	83,049,381	2,787	79,721,904	375	4,599,128	533	19,675,695	918	27,908,118	7,973,748	5,624,185	258	10,084,446	444	3,856,584			
中井 町	880,218,570	76,226,637	1,328	57,673,712	133,900,349	10,306,787	867	23,553,730	137	1,675,956	177	6,533,955	167	5,076,967	1,450,562	2,518,940	130	5,081,310	140	1,216,040			
大井 町	1,644,683,843	142,429,171	2,099	91,157,471	233,586,642	30,833,970	1,371	37,141,874	226	2,749,789	264	9,745,560	315	9,576,315	2,736,090	3,952,130	166	6,488,442	218	1,893,548			
松田 町	1,323,891,122	114,648,553	1,903	82,645,387	197,293,940	12,331,941	1,225	33,956,162	178	2,267,586	247	9,118,005	303	9,211,503	2,631,858	3,235,535	147	5,745,789	201	1,745,886			
山北 町	1,240,272,007	107,407,122	2,078	90,245,462	197,652,584	7,906,421	1,298	34,878,211	195	2,496,914	222	8,195,130	289	8,785,889	2,510,254	4,147,865	173	6,762,051	228	1,980,408			
開成 町	1,452,186,964	125,758,940	2,007	87,162,093	212,920,943	14,245,757	1,095	29,859,192	156	2,020,663	202	7,456,830	256	7,782,656	2,223,616	2,931,525	146	5,706,702	200	1,737,200			
箱根 町	1,890,512,665	163,717,951	2,116	91,895,764	255,613,715	57,291,998	1,608	44,722,945	292	3,703,496	372	13,732,380	387	11,765,187	3,361,482	4,755,985	147	5,745,789	191	1,659,026			
真鶴 町	823,803,390	71,341,074	1,556	67,575,524	138,916,598	4,465,014	1,141	32,871,563	168	2,029,878	259	9,560,985	302	9,181,102	2,623,172	2,888,095	137	5,354,919	142	1,233,412			
湯河原 町	3,442,814,895	298,146,830	4,926	213,931,254	512,078,084	86,601,539	3,773	110,080,582	606	7,071,620	967	35,696,805	1,021	31,039,421	8,868,406	9,098,585	385	15,048,495	375	3,257,250			
愛川 町	2,826,288,205	244,755,576	4,778	207,503,762	452,259,338	24,195,797	3,311	89,666,357	538	6,852,190	657	24,253,155	748	22,739,948	6,497,128	9,207,160	392	15,322,104	552	4,794,672			
溝川 村	266,966,115	23,119,171	436	18,935,044	42,054,215	1,362,179	40,692,036	313	8,430,594	55	676,199	63	2,325,645	57	1,732,857	495,102	955,060	44	1,837,089	47	408,242		
合 計	1,111,556,181,463	96,260,526,605	1,074,825	46,678,574,925	142,939,101,530	25,849,498,823	117,089,602,707	624,243	18,021,816,156	86,280	1,078,311,361	129,539	4,781,932,185	200,156	6,084,942,556	1,738,555,016	1,351,389,595	56,513	2,208,923,631	89,542	777,761,812		

※ 月次調定集計表(平成29年4月6日現在)による

被保険者資格の同月取得・喪失などに係るシステム処理により被保険者数などは異なる

表8-2-2 保険料に係る減免状況(平成28年度)

【平成29年5月時点】

市町村	災害による減免		給付制限による減免		収入状況による減免		合計		再掲(東日本大震災)	
	件数 (件)	減免額 (円)	件数 (件)	減免額 (円)	件数 (件)	減免額 (円)	件数 (件)	減免額 (円)		
横 浜 市	73	2,923,910	4	88,280	0	0	77	3,012,190	31	1,418,700
川 崎 市	12	177,700	0	0	1	133,550	13	311,250	9	81,390
相 模 原 市	1	43,420	0	0	2	136,780	3	180,200	1	43,420
横 須 賀 市	6	195,240	0	0	0	0	6	195,240	2	117,770
平 塚 市	4	59,090	0	0	0	0	4	59,090	3	58,730
鎌 倉 市	5	211,330	0	0	0	0	5	211,330	3	151,520
藤 沢 市	9	270,330	0	0	0	0	9	270,330	7	197,760
小 田 原 市	3	67,820	0	0	0	0	3	67,820	1	64,570
茅ヶ 崎 市	5	94,770	0	0	0	0	5	94,770	3	11,930
逗 子 市	1	1,800	0	0	0	0	1	1,800	0	0
三 浦 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秦 野 市	1	43,420	0	0	0	0	1	43,420	1	43,420
厚 木 市	1	34,740	0	0	0	0	1	34,740	1	34,740
大 和 市	3	181,370	0	0	0	0	3	181,370	2	179,750
伊 勢 原 市	1	1,800	0	0	2	395,610	3	397,410	0	0
海 老 名 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
座 間 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南 足 柄 市	2	3,750	0	0	0	0	2	3,750	0	0
綾 瀬 市	1	43,420	0	0	0	0	1	43,420	1	43,420
葉 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寒 川 町	4	76,560	0	0	0	0	4	76,560	3	23,690
大 磯 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二 宮 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 北 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開 成 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
箱 根 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
真 鶴 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯 河 原 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 川 町	1	321,670	0	0	0	0	1	321,670	1	321,670
清 川 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	133	4,752,140	4	88,280	5	665,940	142	5,506,360	69	2,792,480

表 8－2－3 所得階層別被保険者状況

【平成 28 年 10 月時点】

	被保険者数(人)	割 合
所得なし	537,024	55.20%
1 ～ 50万円未満	65,028	6.68%
50 ～ 100万円未満	87,393	8.98%
100 ～ 150万円未満	107,137	11.01%
150 ～ 200万円未満	70,571	7.25%
200 ～ 300万円未満	47,730	4.91%
300 ～ 400万円未満	21,240	2.18%
400 ～ 500万円未満	9,812	1.01%
500 ～ 600万円未満	5,322	0.55%
600 ～ 700万円未満	3,601	0.37%
700 ～ 800万円未満	2,720	0.28%
800 ～ 900万円未満	1,963	0.20%
900 ～1,000万円未満	1,633	0.17%
1,000万円以上	11,635	1.20%
合 計	927,809	100.00%

※「平成28年度調整交付金算定にかかる基礎数値等の報告」(平成28年10月、国への提出資料より)

表 8－2－4 保険料収納率集計状況

【平成 2 9 年 7 月 1 0 日現在】

	現年度分								滞納繰越分			
	特別徴収		普通徴収		全 体		不納 欠損額 (円)	収納率	全 体		不納 欠損額 (円)	収納率
	調定額(円)	収納額(円)	調定額(円)	収納額(円)	調定額(円)	収納額(円)			調定額(円)	収納額(円)		
横 浜 市	20,034,919,720	20,034,919,720	18,760,553,330	18,559,220,764	38,795,473,050	38,594,140,484	0	99.48%	432,402,623	132,644,732	88,707,377	30.67%
川 崎 市	5,487,602,820	5,487,602,820	6,511,767,590	6,439,280,410	11,999,370,410	11,926,883,230	643,230	99.39%	127,554,138	50,924,670	30,996,624	39.92%
相 模 原 市	3,515,240,260	3,515,240,260	2,789,779,030	2,730,833,154	6,305,019,290	6,246,073,414	0	99.06%	84,016,987	31,716,487	16,198,690	37.75%
横 須 賀 市	2,470,595,580	2,470,595,580	2,365,101,590	2,328,014,562	4,835,697,170	4,798,610,142	0	99.23%	65,048,851	22,568,814	14,345,900	34.69%
平 塚 市	1,266,789,200	1,266,789,200	1,171,002,690	1,152,375,440	2,437,791,890	2,419,164,640	0	99.23%	31,833,230	8,585,640	10,786,720	26.97%
鎌 倉 市	1,446,542,435	1,446,542,435	1,712,035,870	1,694,100,450	3,158,578,305	3,140,642,885	0	99.43%	27,670,440	10,987,190	6,567,950	39.70%
藤 沢 市	2,192,548,380	2,192,548,380	2,393,103,980	2,363,825,280	4,585,652,360	4,556,373,660	0	99.36%	55,378,415	22,132,101	5,442,480	39.96%
小 田 原 市	1,147,513,160	1,147,513,160	869,035,730	854,369,050	2,016,548,890	2,001,882,210	0	99.27%	25,369,140	7,809,580	7,017,860	30.78%
茅 ヶ 崎 市	1,447,712,040	1,447,712,040	1,194,290,040	1,178,588,180	2,642,002,080	2,626,300,220	0	99.40%	25,251,763	9,678,370	6,093,670	38.32%
逗 子 市	499,662,810	499,662,810	523,781,420	515,413,600	1,023,444,230	1,015,076,410	0	99.18%	18,305,350	3,423,800	2,041,300	18.70%
三 浦 市	300,679,610	300,679,610	224,212,040	217,776,100	524,891,650	518,455,710	0	98.77%	12,624,070	3,283,070	2,360,670	26.00%
秦 野 市	467,548,520	467,548,520	1,040,536,680	1,032,299,110	1,508,085,200	1,499,847,630	0	99.45%	15,714,110	4,906,880	3,981,370	31.22%
厚 木 市	1,046,819,300	1,046,819,300	896,319,450	885,918,670	1,943,138,750	1,932,737,970	0	99.46%	16,125,939	5,862,710	3,091,652	36.35%
大 和 市	1,001,235,630	1,001,235,630	1,099,606,740	1,082,502,040	2,100,842,370	2,083,737,670	0	99.18%	31,995,820	11,156,020	9,266,770	34.86%
伊 勢 原 市	535,039,690	535,039,690	414,520,260	408,490,610	949,559,950	943,530,300	0	99.36%	9,340,800	4,509,430	1,952,550	48.27%
海 老 名 市	660,520,960	660,520,960	533,849,000	526,911,660	1,194,369,960	1,187,432,620	0	99.41%	14,838,000	4,245,440	4,501,020	28.61%
座 間 市	662,532,895	662,532,895	425,272,075	419,109,555	1,087,804,970	1,081,642,450	0	99.43%	10,127,205	3,176,735	2,781,560	31.36%
南 足 柄 市	228,825,930	228,825,930	271,916,300	269,131,718	500,742,230	497,957,648	0	99.44%	5,140,867	1,613,197	1,142,810	31.37%
綾 瀬 市	302,860,590	302,860,590	496,080,930	490,007,940	798,941,520	792,868,530	0	99.23%	5,513,160	2,480,620	904,580	44.99%
葉 山 町	190,653,890	190,653,890	348,891,790	346,805,110	539,545,680	537,459,000	0	99.61%	5,003,840	2,588,160	1,035,420	51.72%
寒 川 町	167,800,260	167,800,260	250,786,330	249,235,570	418,586,590	417,035,830	0	99.62%	1,537,853	538,513	476,670	35.01%
大 磯 町	222,985,460	222,985,460	222,137,520	215,929,560	445,122,980	438,915,020	0	98.60%	6,937,870	1,859,900	2,293,570	26.80%
二 宮 町	229,272,800	229,272,800	184,850,160	183,352,490	414,122,960	412,625,290	0	99.63%	3,531,500	1,126,330	603,590	31.89%
中 井 町	54,462,580	54,462,580	37,866,520	37,866,520	92,329,100	92,329,100	0	100.00%	0	0	0	0.00%
大 井 町	86,640,070	86,640,070	65,134,990	65,111,600	151,775,060	151,751,670	0	99.98%	127,900	127,900	0	100.00%
松 田 町	81,911,170	81,911,170	59,892,040	59,066,140	141,803,210	140,977,310	0	99.41%	1,386,230	632,990	84,640	45.66%
山 北 町	89,068,310	89,068,310	56,112,520	55,615,000	145,180,830	144,683,310	0	99.65%	1,778,688	257,300	228,588	14.46%
開 成 町	97,888,680	97,888,680	58,796,420	58,169,660	156,685,100	156,058,340	0	99.59%	1,399,570	238,780	0	17.06%
箱 根 町	71,416,350	71,416,350	69,754,900	66,587,600	141,171,250	138,003,950	0	97.75%	4,446,690	2,206,060	453,910	49.61%
真 鶴 町	58,878,580	58,878,580	33,418,890	32,511,830	92,297,470	91,390,410	0	99.01%	1,987,205	461,860	965,625	23.24%
湯 河 原 町	163,622,680	163,622,680	128,948,060	125,219,278	292,570,740	288,841,958	0	98.72%	10,512,137	2,264,002	608,799	21.53%
愛 川 町	182,549,520	182,549,520	127,638,780	124,252,760	310,188,300	306,802,280	0	98.90%	6,537,070	2,333,658	1,066,410	35.69%
清 川 村	13,761,770	13,761,770	15,670,720	15,670,720	29,432,490	29,432,490	0	100.00%	353,490	260,800	20,290	73.77%
政 令 市	29,037,762,800	29,037,762,800	28,062,099,950	27,729,334,328	57,099,862,750	56,767,097,128	643,230	99.41%	643,973,748	215,285,889	135,902,691	33.43%
市 部	15,677,426,730	15,677,426,730	15,630,664,795	15,418,833,965	31,308,091,525	31,096,260,695	0	99.32%	370,277,160	126,419,597	82,278,862	34.14%
町 村 部	1,710,912,120	1,710,912,120	1,659,899,640	1,635,393,838	3,370,811,760	3,346,305,958	0	99.27%	45,540,043	14,896,253	7,837,512	32.71%
全 体	46,426,101,650	46,426,101,650	45,352,664,385	44,783,562,131	91,778,766,035	91,209,663,781	643,230	99.37%	1,059,790,951	356,601,739	226,019,065	33.64%

※ 集計条件

特別徴収については、4月～2月の調定額及び収納額を集計

普通徴収については、7月(1期)～3月(9期)の調定額及び収納額を集計

調査時点で把握できる収納額の締め及び不納欠損額の処理は全市町村で統一されていないこと

一部の市町村の数値には徴収過分を含むところあり

全体の収納率は、調定額と収納額の合計を使用して小数点第3位以下を切り捨てて算出

不納欠損額はあらかじめ、調定額から引いて収納率を計算する。

8－3 保険給付

表 8－3－1 後期高齢者医療費の状況(現物給付＋現金給付)

	【平成28年度】					対前年度比率				費用額の内訳					費用額に対する比率					【前年度】		
	被保険者数 (人)	費用額 (円)	1人あたり 医療費 (円)	調定対象 費用額 (円)	【実質】 1人あたり 医療費 (円)	被保険者数	費用額	1人あたり 医療費	保険者負担分 (円)	高額療養費 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分 (円)	保険者 負担分	高額 療養費	一部 負担金	他法 負担分	被保険者数 (人)	費用額 (円)	1人あたり 医療費 (円)			
横 浜 市	403,862	355,073,462,325	879,195	351,475,895	879,325	104.6%	102.8%	98.3%	313,357,425,348	11,424,941,589	26,758,418,858	3,532,676,530	88.3%	3.2%	7.5%	1.0%	386,108	345,454,184,029	894,709			
川 崎 市	126,084	118,708,386,837	941,502	114,116,529	940,597	104.7%	103.3%	98.7%	104,610,607,828	3,961,032,343	8,988,390,448	1,148,356,218	88.1%	3.3%	7.6%	1.0%	120,413	114,908,485,466	954,286			
相模原市	73,548	59,414,823,275	807,837	65,255,660	806,950	107.3%	105.3%	98.1%	52,636,720,720	1,749,919,782	4,479,916,210	552,266,563	88.7%	2.9%	7.5%	0.9%	68,515	56,431,467,295	823,637			
横浜賀市	58,532	49,325,493,509	842,710	54,668,556	841,776	104.3%	102.7%	98.4%	43,942,769,247	1,390,328,943	3,563,685,676	428,709,643	89.1%	2.8%	7.2%	0.9%	56,121	48,041,782,035	856,039			
平 塚 市	30,220	25,763,267,184	852,524	19,765,591	851,870	105.2%	101.7%	96.6%	22,901,026,170	801,036,318	1,734,018,048	327,186,648	88.9%	3.1%	6.7%	1.3%	28,723	25,340,002,277	882,220			
鎌 倉 市	28,013	24,170,141,507	862,819	18,068,891	862,174	103.2%	100.5%	97.3%	21,100,974,172	808,195,558	2,033,801,857	227,169,920	87.4%	3.3%	8.4%	0.9%	27,145	24,059,537,679	886,334			
藤 沢 市	46,404	38,455,628,804	828,714	64,622,024	827,321	105.5%	102.3%	97.0%	33,899,439,744	1,130,197,364	2,808,637,335	617,354,361	88.2%	2.9%	7.3%	1.6%	44,002	37,593,191,776	854,352			
小田原市	25,486	21,655,905,221	849,718	12,654,774	849,221	104.0%	102.8%	98.8%	19,189,868,989	623,870,086	1,620,612,346	221,553,800	88.6%	2.9%	7.5%	1.0%	24,510	21,070,904,795	859,686			
茅ヶ崎市	28,389	23,013,720,128	810,656	25,751,890	809,749	105.6%	102.1%	96.7%	20,330,406,825	699,166,901	1,769,413,321	214,733,081	88.4%	3.0%	7.7%	0.9%	26,892	22,551,211,578	838,584			
逗 子 市	9,698	8,481,695,077	874,582	9,638,016	873,588	103.3%	104.5%	101.1%	7,442,620,593	288,882,326	678,997,754	71,194,404	87.8%	3.4%	8.0%	0.8%	9,385	8,120,234,669	865,235			
三 浦 市	7,773	6,511,186,306	837,667	7,067,161	836,758	103.5%	99.9%	96.5%	5,807,071,021	180,424,391	469,231,123	54,459,771	89.2%	2.8%	7.2%	0.8%	7,507	6,519,310,930	868,431			
秦 野 市	18,284	15,292,190,924	836,370	11,175,914	835,759	106.5%	106.5%	100.0%	13,529,162,019	503,454,769	1,155,222,793	104,351,343	88.4%	3.3%	7.6%	0.7%	17,173	14,364,039,182	836,432			
厚 木 市	21,337	16,793,584,888	787,064	12,357,191	786,485	107.4%	104.7%	97.4%	14,846,187,923	487,852,011	1,336,495,230	123,049,724	88.4%	2.9%	8.0%	0.7%	19,867	16,047,061,485	807,724			
大 和 市	23,194	18,597,919,701	801,842	16,132,918	801,146	107.3%	106.8%	99.5%	16,440,746,227	589,204,382	1,449,493,531	118,475,561	88.4%	3.2%	7.8%	0.6%	21,614	17,415,371,428	805,745			
伊勢原市	10,772	8,734,934,031	810,893	12,637,999	809,719	106.6%	101.0%	94.7%	7,710,280,720	283,100,548	672,370,677	69,182,086	88.3%	3.2%	7.7%	0.8%	10,102	8,646,377,873	855,908			
海老名市	12,774	9,310,881,649	728,893	15,179,207	727,705	107.5%	101.4%	94.3%	8,219,293,871	278,454,788	721,353,937	91,779,053	88.3%	3.0%	7.7%	1.0%	11,880	9,186,040,897	773,236			
座間市	13,201	10,796,097,941	817,824	9,019,680	817,141	107.5%	106.6%	99.1%	9,571,556,557	319,508,126	828,520,115	76,513,143	88.6%	3.0%	7.7%	0.7%	12,276	10,126,839,892	824,930			
南足柄市	6,002	4,717,237,864	785,944	1,708,283	785,660	105.0%	102.8%	97.9%	4,182,529,491	126,740,477	366,743,543	41,224,353	88.6%	2.7%	7.8%	0.9%	5,716	4,590,781,300	803,146			
綾瀬市	8,998	6,947,052,897	772,066	3,807,928	771,643	108.4%	106.4%	98.2%	6,155,578,355	208,112,607	538,501,968	44,859,967	88.6%	3.0%	7.8%	0.6%	8,300	6,526,590,214	786,336			
葉山町	5,035	4,104,668,683	815,227	15,480,585	812,153	103.9%	101.6%	97.7%	3,598,878,707	136,290,603	346,870,282	22,629,901	87.6%	3.3%	8.5%	0.6%	4,844	4,040,626,954	834,151			
寒川町	5,015	4,089,584,175	815,470	10,969,965	813,283	107.2%	99.4%	92.7%	3,628,650,678	126,188,553	303,494,832	31,250,112	88.7%	3.1%	7.4%	0.8%	4,677	4,115,948,910	880,040			
大磯町	4,954	4,336,512,458	875,356	120,164	875,332	105.0%	105.8%	100.8%	3,833,829,297	135,350,745	306,164,574	61,167,842	88.4%	3.1%	7.1%	1.4%	4,720	4,097,044,934	868,018			
二宮町	4,617	4,015,507,910	869,722	5,784,648	868,469	104.7%	101.4%	96.9%	3,552,882,822	125,904,696	293,803,064	42,917,328	88.5%	3.1%	7.3%	1.1%	4,411	3,960,575,110	897,886			
中井町	1,230	1,050,988,408	854,462	473,960	854,077	105.2%	104.0%	98.8%	934,730,267	31,405,913	78,589,273	6,262,955	88.9%	3.0%	7.5%	0.6%	1,169	1,010,663,650	864,554			
大井町	1,920	1,657,655,230	863,362	2,392,410	862,116	105.8%	107.9%	101.9%	1,465,888,145	54,947,171	123,936,301	12,883,613	88.4%	3.3%	7.5%	0.8%	1,814	1,536,861,686	847,223			
松田町	1,776	1,548,004,411	871,624	410	871,624	103.4%	108.5%	104.9%	1,367,982,870	47,082,160	119,095,995	13,843,386	88.4%	3.0%	7.7%	0.9%	1,717	1,426,713,472	830,934			
山北町	1,948	1,715,626,102	880,712	24,260	880,699	101.7%	109.7%	107.8%	1,522,812,449	47,358,901	133,749,142	11,705,610	88.7%	2.8%	7.8%	0.7%	1,915	1,564,095,563	816,760			
開成町	1,858	1,508,259,246	811,765	76,200	811,724	107.8%	108.1%	100.2%	1,338,572,828	41,088,871	118,020,017	10,577,530	88.8%	2.7%	7.8%	0.7%	1,723	1,395,752,527	810,071			
箱根町	1,952	1,827,337,721	936,136	155,800	936,056	103.2%	105.6%	102.3%	1,615,298,771	54,029,282	143,696,654	14,313,014	88.3%	3.0%	7.9%	0.8%	1,891	1,730,431,169	915,088			
真鶴町	1,434	1,274,517,993	888,785	8,880	888,779	102.4%	110.4%	107.8%	1,134,097,362	41,178,572	89,992,338	9,249,721	89.0%	3.2%	7.1%	0.7%	1,400	1,154,049,812	824,321			
湯河原町	4,549	3,888,507,625	854,805	6,581,874	853,358	104.8%	103.4%	98.6%	3,456,469,586	110,142,627	292,999,387	28,896,025	89.0%	2.8%	7.5%	0.7%	4,340	3,761,503,694	866,706			
愛川町	4,370	3,529,936,156	807,766	3,324,547	807,005	106.3%	111.4%	104.8%	3,126,827,885	116,872,849	253,540,164	32,695,258	88.6%	3.3%	7.2%	0.9%	4,111	3,168,083,769	770,636			
清川村	401	339,521,693	846,688	157,040	846,296	104.7%	116.4%	111.2%	302,816,798	9,707,341	23,359,586	3,637,968	89.1%	2.9%	6.9%	1.1%	383	291,628,509	761,432			
県合 計	993,631	856,650,237,879	862,141	870,654,850	861,265	105.1%	103.2%	98.2%	756,754,004,285	26,927,971,593	64,601,136,379	8,367,125,622	88.4%	3.1%	7.5%	1.0%	945,361	830,247,394,559	878,233			
市 計	952,571	821,763,610,068	862,680	825,104,107	861,813	105.1%	103.1%	98.1%	725,874,265,820	25,850,423,309	61,973,824,770	8,065,096,169	88.4%	3.1%	7.5%	1.0%	906,248	796,993,414,800	879,443			
町 村 計	41,060	34,886,627,811	849,650	45,550,743	848,541	105.0%	104.9%	99.9%	30,879,738,465	1,077,548,284	2,627,311,609	302,029,453	88.5%	3.1%	7.5%	0.9%	39,113	33,253,979,759	850,203			

※1人あたり医療費は、当該年度の医療費を当該年度の被保険者数の年度平均で除したものの。なお、被保険者数の年度平均は、各月末の被保険者数の和を12で除して算出。

※【実質】1人あたり医療費は、当該年度の費用額から調定を行った費用額(調定対象費用額)を控除した後、当該年度の被保険者数の年度平均で除したものの。

※1人あたり医療費の端数処理については、平成25年度から小数点以下を四捨五入としている。

※費用額に対する比率については、小数点以下を1桁で四捨五入としている。

表 8－3－2 医療費総合計（現物給付＋現金給付）

【平成 28 年度】

	件数(件)	費 用 額 (円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	14,172,889	313,357,425,348	11,424,941,589	26,758,418,858	3,532,676,530	355,073,462,325
川 崎 市	4,383,659	104,610,607,828	3,961,032,343	8,988,390,448	1,148,356,218	118,708,386,837
相模原市	2,249,746	52,636,720,720	1,745,919,782	4,479,916,210	552,266,563	59,414,823,275
横須賀市	2,068,429	43,942,769,247	1,390,328,943	3,563,685,676	428,709,643	49,325,493,509
平 塚 市	942,226	22,901,026,170	801,036,318	1,734,018,048	327,186,648	25,763,267,184
鎌 倉 市	935,712	21,100,974,172	808,195,558	2,033,801,857	227,169,920	24,170,141,507
藤 沢 市	1,635,785	33,899,439,744	1,130,197,364	2,808,637,335	617,354,361	38,455,628,804
小田原市	815,732	19,189,868,989	623,870,086	1,620,612,346	221,553,800	21,655,905,221
茅ヶ崎市	932,928	20,330,406,825	699,166,901	1,769,413,321	214,733,081	23,013,720,128
逗 子 市	340,072	7,442,620,593	288,882,326	678,997,754	71,194,404	8,481,695,077
三 浦 市	238,122	5,807,071,021	180,424,391	469,231,123	54,459,771	6,511,186,306
秦 野 市	537,159	13,529,162,019	503,454,769	1,155,222,793	104,351,343	15,292,190,924
厚 木 市	624,542	14,846,187,923	487,852,011	1,336,495,230	123,049,724	16,793,584,888
大 和 市	764,057	16,440,746,227	589,204,382	1,449,493,531	118,475,561	18,597,919,701
伊勢原市	311,770	7,710,280,720	283,100,548	672,370,677	69,182,086	8,734,934,031
海老名市	338,903	8,219,293,871	278,454,788	721,353,937	91,779,053	9,310,881,649
座 間 市	406,614	9,571,556,557	319,508,126	828,520,115	76,513,143	10,796,097,941
南足柄市	192,250	4,182,529,491	126,740,477	366,743,543	41,224,353	4,717,237,864
綾 瀬 市	247,403	6,155,578,355	208,112,607	538,501,968	44,859,967	6,947,052,897
葉 山 町	163,741	3,598,878,707	136,290,603	346,870,282	22,629,091	4,104,668,683
寒 川 町	137,044	3,628,650,678	126,188,553	303,494,832	31,250,112	4,089,584,175
大 磯 町	152,540	3,833,829,297	135,350,745	306,164,574	61,167,842	4,336,512,458
二 宮 町	145,712	3,552,882,822	125,904,696	293,803,064	42,917,328	4,015,507,910
中 井 町	35,129	934,730,267	31,405,913	78,589,273	6,262,955	1,050,988,408
大 井 町	56,360	1,465,888,145	54,947,171	123,936,301	12,883,613	1,657,655,230
松 田 町	53,475	1,367,982,870	47,082,160	119,095,995	13,843,386	1,548,004,411
山 北 町	59,648	1,522,812,449	47,358,901	133,749,142	11,705,610	1,715,626,102
開 成 町	60,521	1,338,572,828	41,088,871	118,020,017	10,577,530	1,508,259,246
箱 根 町	56,235	1,615,298,771	54,029,282	143,696,654	14,313,014	1,827,337,721
真 鶴 町	41,000	1,134,097,362	41,178,572	89,992,338	9,249,721	1,274,517,993
湯河原町	136,066	3,456,469,586	110,142,627	292,999,387	28,896,025	3,888,507,625
愛 川 町	123,575	3,126,827,885	116,872,849	253,540,164	32,695,258	3,529,936,156
清 川 村	9,661	302,816,798	9,707,341	23,359,586	3,637,968	339,521,693
県 合 計	33,368,705	756,754,004,285	26,927,971,593	64,601,136,379	8,367,125,622	856,650,237,879
市 計	32,137,998	725,874,265,820	25,850,423,309	61,973,824,770	8,065,096,169	821,763,610,068
町 村 計	1,230,707	30,879,738,465	1,077,548,284	2,627,311,609	302,029,453	34,886,627,811

表 8 - 3 - 3 負担割合別統計(現物給付+現金給付)

【平成 2 8 年度】

	保険者負担分(高額療養費込)					
	現役並み所得者		現役並み所得者以外		計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
横 浜 市	1,701,027	32,453,817,287	12,709,591	292,328,549,650	14,410,618	324,782,366,937
川 崎 市	571,657	11,573,873,397	3,894,170	96,997,766,774	4,465,827	108,571,640,171
相模原市	197,978	3,884,817,367	2,094,829	50,497,823,135	2,292,807	54,382,640,502
横須賀市	141,642	2,600,348,168	1,957,404	42,732,750,022	2,099,046	45,333,098,190
平 塚 市	75,176	1,410,984,565	886,264	22,291,077,923	961,440	23,702,062,488
鎌 倉 市	168,172	3,204,401,704	784,509	18,704,768,026	952,681	21,909,169,730
藤 沢 市	210,543	3,555,221,336	1,451,264	31,474,415,772	1,661,807	35,029,637,108
小田原市	66,506	1,364,675,015	766,019	18,449,064,060	832,525	19,813,739,075
茅ヶ崎市	101,716	1,860,982,365	847,239	19,168,591,361	948,955	21,029,573,726
逗 子 市	47,875	972,194,003	297,852	6,759,308,916	345,727	7,731,502,919
三 浦 市	15,056	300,271,684	227,743	5,687,223,728	242,799	5,987,495,412
秦 野 市	44,650	964,176,468	505,089	13,068,440,320	549,739	14,032,616,788
厚 木 市	65,068	1,223,026,299	571,970	14,111,013,635	637,038	15,334,039,934
大 和 市	76,352	1,442,067,774	700,499	15,587,882,835	776,851	17,029,950,609
伊勢原市	31,685	662,006,859	286,588	7,331,374,409	318,273	7,993,381,268
海老名市	33,778	763,871,164	311,920	7,733,877,495	345,698	8,497,748,659
座 間 市	33,111	666,134,394	381,552	9,224,930,289	414,663	9,891,064,683
南足柄市	15,358	246,003,654	180,469	4,063,266,314	195,827	4,309,269,968
綾 瀬 市	21,136	428,229,670	231,573	5,935,461,292	252,709	6,363,690,962
葉 山 町	24,587	473,271,973	141,892	3,261,897,337	166,479	3,735,169,310
寒 川 町	11,621	257,088,762	128,698	3,497,750,469	140,319	3,754,839,231
大 磯 町	15,552	293,803,678	140,250	3,675,376,364	155,802	3,969,180,042
二 宮 町	13,847	299,942,614	134,807	3,378,844,904	148,654	3,678,787,518
中 井 町	2,087	42,579,581	33,890	923,556,599	35,977	966,136,180
大 井 町	4,917	108,539,774	52,887	1,412,295,542	57,804	1,520,835,316
松 田 町	4,448	93,984,178	50,363	1,321,080,852	54,811	1,415,065,030
山 北 町	4,117	80,187,932	56,987	1,489,983,418	61,104	1,570,171,350
開 成 町	4,946	74,414,977	56,632	1,305,246,722	61,578	1,379,661,699
箱 根 町	5,811	117,470,677	52,018	1,551,857,376	57,829	1,669,328,053
真 鶴 町	2,163	50,110,884	39,949	1,125,165,050	42,112	1,175,275,934
湯河原町	9,068	175,122,865	130,380	3,391,489,348	139,448	3,566,612,213
愛 川 町	9,321	196,378,637	117,093	3,047,322,097	126,414	3,243,700,734
清 川 村	685	10,722,496	9,222	301,801,643	9,907	312,524,139
県 合 計	3,731,656	71,850,722,201	30,231,612	711,831,253,677	33,963,268	783,681,975,878
市 計	3,618,486	69,577,103,173	29,086,544	682,147,585,956	32,705,030	751,724,689,129
町 村 計	113,170	2,273,619,028	1,145,068	29,683,667,721	1,258,238	31,957,286,749

現役並み所得者…高確法第67条第1項第2号の規定に基づく、一部負担金が3割負担である現役並み所得区分の被保険者

現役並み所得者以外…高確法第67条第1項第1号の規定に基づく、一部負担金が1割負担である一般・低Ⅱ・低Ⅰ所得区分の被保険者

金額…保険者負担分+高額療養費

表 8 - 3 - 4 負担割合別統計（割合）（現物給付＋現金給付）

【平成 2 8 年度】

	保険者負担分(高額療養費込)					
	現役並み所得者		現役並み所得者以外		計	
	件数(%)	金額(%)	件数(%)	金額(%)	件数(%)	金額(%)
横 浜 市	11.80	9.99	88.20	90.01	100.00	100.00
川 崎 市	12.80	10.66	87.20	89.34	100.00	100.00
相 模 原 市	8.63	7.14	91.37	92.86	100.00	100.00
横 須 賀 市	6.75	5.74	93.25	94.26	100.00	100.00
平 塚 市	7.82	5.95	92.18	94.05	100.00	100.00
鎌 倉 市	17.65	14.63	82.35	85.37	100.00	100.00
藤 沢 市	12.67	10.15	87.33	89.85	100.00	100.00
小 田 原 市	7.99	6.89	92.01	93.11	100.00	100.00
茅 ヱ 崎 市	10.72	8.85	89.28	91.15	100.00	100.00
逗 子 市	13.85	12.57	86.15	87.43	100.00	100.00
三 浦 市	6.20	5.01	93.80	94.99	100.00	100.00
秦 野 市	8.12	6.87	91.88	93.13	100.00	100.00
厚 木 市	10.21	7.98	89.79	92.02	100.00	100.00
大 和 市	9.83	8.47	90.17	91.53	100.00	100.00
伊 勢 原 市	9.96	8.28	90.04	91.72	100.00	100.00
海 老 名 市	9.77	8.99	90.23	91.01	100.00	100.00
座 間 市	7.99	6.73	92.01	93.27	100.00	100.00
南 足 柄 市	7.84	5.71	92.16	94.29	100.00	100.00
綾 瀬 市	8.36	6.73	91.64	93.27	100.00	100.00
葉 山 町	14.77	12.67	85.23	87.33	100.00	100.00
寒 川 町	8.28	6.85	91.72	93.15	100.00	100.00
大 磯 町	9.98	7.40	90.02	92.60	100.00	100.00
二 宮 町	9.31	8.15	90.69	91.85	100.00	100.00
中 井 町	5.80	4.41	94.20	95.59	100.00	100.00
大 井 町	8.51	7.14	91.49	92.86	100.00	100.00
松 田 町	8.12	6.64	91.88	93.36	100.00	100.00
山 北 町	6.74	5.11	93.26	94.89	100.00	100.00
開 成 町	8.03	5.39	91.97	94.61	100.00	100.00
箱 根 町	10.05	7.04	89.95	92.96	100.00	100.00
真 鶴 町	5.14	4.26	94.86	95.74	100.00	100.00
湯 河 原 町	6.50	4.91	93.50	95.09	100.00	100.00
愛 川 町	7.37	6.05	92.63	93.95	100.00	100.00
清 川 村	6.91	3.43	93.09	96.57	100.00	100.00
県 合 計	10.99	9.17	89.01	90.83	100.00	100.00
市 計	11.06	9.26	88.94	90.74	100.00	100.00
町 村 計	8.99	7.11	91.01	92.89	100.00	100.00

現役並み所得者…高確法第67条第1項第2号の規定に基づく、一部負担金が3割負担である現役並み所得区分の被保険者

現役並み所得者以外…高確法第67条第1項第1号の規定に基づく、一部負担金が1割負担である一般・低Ⅱ・低Ⅰ所得区分の被保険者

金額…保険者負担分＋高額療養費

表 8-3-5 現物給付費の状況（年計）

【平成 28 年度】

	入 院			入 院 外			歯 科			合 計		
	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)
横 浜 市	378,193	63.41	15.22	39,195	263,189	1,728.69	8,410	39,647	289.77	7,024	2,081.86	2.24
川 崎 市	419,499	70.07	16.00	37,431	266,164	1,680.18	8,295	38,442	276.55	6,954	2,026.79	2.41
相模原市	354,716	62.74	16.39	34,486	241,326	1,525.44	8,026	38,558	268.58	7,125	1,856.76	2.29
横須賀市	333,977	56.27	14.79	40,139	266,076	1,715.34	8,410	35,632	267.49	6,974	2,039.11	2.21
平 塚 市	390,748	68.21	17.63	32,493	237,704	1,535.15	8,781	33,130	240.24	7,071	1,843.59	2.37
鎌 倉 市	375,152	66.62	15.18	37,099	256,512	1,647.46	9,559	37,834	281.61	6,952	1,995.69	2.12
藤 沢 市	342,222	60.24	15.45	36,777	253,570	1,730.64	8,544	38,150	289.89	6,896	2,080.78	2.14
小田原市	383,934	70.37	17.16	31,799	247,604	1,616.81	8,696	32,869	228.88	7,149	1,916.06	2.36
茅ヶ崎市	350,085	60.93	15.41	37,279	231,649	1,593.91	8,530	35,759	264.46	6,935	1,919.29	2.17
逗 子 市	374,768	62.77	15.85	37,664	261,092	1,710.50	9,070	40,585	295.13	6,742	2,068.40	2.16
三 浦 市	347,657	65.53	14.54	36,479	249,814	1,514.16	8,814	31,688	232.47	7,026	1,812.17	2.34
秦 野 市	412,741	73.20	17.75	31,774	221,816	1,503.16	9,407	29,891	220.45	6,675	1,796.81	2.28
厚 木 市	348,855	62.29	15.46	36,235	235,296	1,478.64	8,845	32,172	245.61	6,760	1,786.54	2.29
大 和 市	347,600	59.41	15.80	37,032	226,260	1,592.90	8,194	37,144	276.07	6,872	1,928.38	2.20
伊勢原市	370,815	63.56	17.51	33,312	248,619	1,472.29	10,409	33,612	241.03	6,881	1,776.88	2.25
海老名市	310,800	56.63	15.56	35,272	273,309	1,509.64	11,289	34,699	259.62	6,787	1,825.90	2.09
座 間 市	357,559	64.80	16.45	33,537	260,094	1,561.72	9,114	37,799	277.86	7,015	1,904.37	2.34
南足柄市	343,555	62.86	17.43	31,354	228,543	1,610.13	8,871	32,677	235.79	6,750	1,908.78	2.18
綾 瀬 市	341,965	62.66	16.02	34,057	241,139	1,411.42	10,291	36,973	266.73	7,209	1,740.81	2.22
葉 山 町	346,528	58.67	14.29	41,340	253,637	1,662.44	9,621	38,084	268.54	7,160	1,989.65	2.01
寒 川 町	393,824	70.43	16.20	34,516	218,970	1,355.61	9,181	32,137	257.81	6,728	1,683.85	2.38
大 磯 町	407,865	69.92	17.27	33,775	238,595	1,499.05	9,828	34,184	249.29	6,799	1,818.27	2.28
二 宮 町	406,407	67.92	17.45	34,296	226,453	1,520.71	8,909	33,877	255.34	6,576	1,843.97	2.30
中 井 町	429,246	74.31	17.69	32,657	216,740	1,424.23	9,373	29,141	199.67	6,739	1,698.21	2.39
大 井 町	451,607	79.64	18.20	31,161	214,114	1,458.91	8,963	30,858	198.44	6,710	1,736.98	2.47
松 田 町	454,766	79.50	18.19	31,451	210,218	1,487.73	8,770	36,746	255.91	6,770	1,823.14	2.41
山 北 町	429,663	78.85	17.13	31,816	232,821	1,498.15	8,881	26,872	194.56	6,595	1,771.56	2.47
開 成 町	354,953	59.36	16.54	36,153	238,904	1,667.81	8,159	34,756	224.60	7,296	1,951.78	2.25
箱 根 町	479,141	88.11	17.28	31,471	238,020	1,498.51	8,773	29,289	214.75	6,619	1,801.38	2.60
真 鶴 町	472,595	82.43	15.60	36,754	241,005	1,521.48	10,622	24,640	172.66	6,925	1,776.57	2.20
湯河原町	419,021	79.49	17.24	30,581	233,186	1,526.49	9,309	29,837	198.26	7,379	1,804.24	2.37
愛 川 町	410,935	69.08	16.97	35,052	209,331	1,429.02	9,011	25,594	178.28	7,210	1,676.38	2.30
清 川 村	386,380	67.33	14.70	39,027	308,108	1,418.45	12,974	27,589	200.25	7,002	1,686.03	2.23
県 合 計	375,579	64.31	15.74	37,094	255,225	1,656.60	8,621	37,578	274.10	6,987	1,995.01	2.26
市 計	374,147	64.00	15.69	37,254	256,295	1,663.25	8,598	37,826	276.08	6,990	2,003.33	2.26
町 村 計	408,811	71.57	16.81	33,988	230,406	1,502.51	9,250	31,834	228.07	6,907	1,802.15	2.31

※診療費とは、「入院」・「入院外」・「歯科」についての費用のこと。

※1人あたり診療費は、当該年度の診療費を当該年度の被保険者数の年度平均で除したもの。なお、被保険者数の年度平均は、各月末の被保険者の和を12で除して算出。

※受診率は、被保険者100人あたりの年間レセプト件数。当該年度の診療件数(レセプト件数)を当該年度の被保険者数の年度平均で除して100倍したもの。

※1件あたり日数は、当該年度の診療実日数を診療件数(レセプト件数)で除したもの。

※1日あたり診療費は、当該年度の診療費を診療実日数で除したもの。

表 8-3-6 現物給付費の状況（月平均）

【平成 28 年度】

	入 院			入 院 外			歯 科			合 計			
	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)	1人あたり 診療費(円)
横 浜 市	31,516	5.28	15.22	21,932	144.06	1.81	8,410	3,304	24.15	1.95	7,024	173.49	2.24
川 崎 市	34,958	5.84	16.00	22,180	140.01	1.91	8,295	3,203	23.05	2.00	6,954	168.90	2.41
相模原市	29,560	5.23	16.39	34,486	127.12	1.75	9,026	3,213	22.38	2.01	7,125	154.73	2.29
横須賀市	27,831	4.69	14.79	22,173	142.95	1.84	8,410	2,969	22.29	1.91	6,974	169.93	2.21
平 塚 市	32,562	5.68	17.63	32,493	127.93	1.76	8,781	2,761	20.02	1.95	7,071	153.63	2.37
鎌 倉 市	31,263	5.55	15.18	37,099	137.29	1.63	9,559	3,153	23.47	1.93	6,952	166.31	2.12
藤 沢 市	28,519	5.02	15.45	36,777	144.22	1.71	8,544	3,179	24.16	1.91	6,896	173.40	2.14
小田原市	31,995	5.86	17.16	31,799	134.73	1.76	8,696	2,739	19.07	2.01	7,149	159.67	2.36
茅ヶ崎市	29,174	5.08	15.41	37,279	132.83	1.70	8,530	2,980	22.04	1.95	6,935	159.94	2.17
逗 子 市	31,231	5.23	15.85	37,664	142.54	1.68	9,070	3,382	24.59	2.04	6,742	172.37	2.16
三 浦 市	28,971	5.46	14.54	36,479	126.18	1.87	8,814	2,641	19.37	1.94	7,026	151.01	2.34
秦 野 市	34,395	6.10	17.75	31,774	125.26	1.57	9,407	2,491	18.37	2.03	6,675	149.73	2.28
厚 木 市	29,071	5.19	15.46	36,235	123.22	1.80	8,845	2,681	20.47	1.94	6,760	148.88	2.29
大 和 市	28,967	4.95	15.80	37,032	132.74	1.73	8,194	3,095	23.01	1.96	6,872	160.70	2.20
伊勢原市	30,901	5.30	17.51	33,312	122.69	1.62	10,409	2,801	20.09	2.03	6,881	148.07	2.25
海老名市	25,900	4.72	15.56	35,272	125.80	1.60	11,289	2,892	21.64	1.97	6,787	152.16	2.09
座 間 市	29,797	5.40	16.45	33,537	130.14	1.83	9,114	3,150	23.15	1.94	7,015	158.70	2.34
南足柄市	28,630	5.24	17.43	31,354	134.18	1.60	8,871	2,723	19.65	2.05	6,750	159.07	2.18
綾 瀬 市	28,497	5.22	16.02	34,057	117.62	1.66	10,291	3,081	22.23	1.92	7,209	145.07	2.22
葉 山 町	28,877	4.89	14.29	41,340	138.54	1.59	9,621	3,174	22.38	1.98	7,160	165.80	2.01
寒 川 町	32,819	5.87	16.20	34,516	112.97	1.76	9,181	2,678	21.48	1.85	6,728	140.32	2.38
大 磯 町	33,989	5.83	17.27	33,775	124.92	1.62	9,828	2,849	20.77	2.02	6,799	151.52	2.28
二 宮 町	33,867	5.66	17.45	34,296	126.73	1.67	8,909	2,823	21.28	2.02	6,576	153.66	2.30
中 井 町	35,771	6.19	17.69	32,657	118.69	1.62	9,373	2,428	16.64	2.17	6,739	141.52	2.39
大 井 町	37,634	6.64	18.20	31,161	121.58	1.64	8,963	2,572	16.54	2.32	6,710	144.75	2.47
松 田 町	37,897	6.63	18.19	31,451	123.98	1.61	8,770	3,062	21.33	2.12	6,770	151.93	2.41
山 北 町	35,805	6.57	17.13	31,816	124.85	1.75	8,881	2,239	16.21	2.09	6,595	147.63	2.47
開 成 町	29,579	4.95	16.54	36,153	138.98	1.76	8,159	2,896	18.72	2.12	7,296	162.65	2.25
箱 根 町	39,928	7.34	17.28	31,471	124.88	1.81	8,773	2,441	17.90	2.06	6,619	150.12	2.60
真 鶴 町	39,383	6.87	15.60	36,754	126.79	1.49	10,622	2,053	14.39	2.06	6,925	148.05	2.20
湯河原町	34,918	6.62	17.24	30,581	127.21	1.64	9,309	2,486	16.52	2.04	7,379	150.35	2.37
愛 川 町	34,245	5.76	16.97	35,052	119.08	1.63	9,011	2,133	14.86	1.99	7,210	139.70	2.30
清 川 村	32,198	5.61	14.70	39,027	118.20	1.67	12,974	2,299	16.69	1.97	7,002	140.50	2.23
県 合 計	31,298	5.36	15.74	37,094	138.05	1.79	8,621	3,132	22.84	1.96	6,987	166.25	2.26
市 計	31,179	5.33	15.69	37,254	138.60	1.79	8,598	3,152	23.01	1.96	6,990	166.94	2.26
町 村 計	34,068	5.96	16.81	33,988	125.21	1.66	9,250	2,653	19.01	2.02	6,907	150.18	2.31

※1人あたり診療費は、当該年度の診療費を12で除したものを、当該年度の被保険者数の平均で除したものの。

※受診率は、被保険者100人あたりの月平均レセプト件数。年間受診率（被保険者100人あたりの年間レセプト件数）を12で除したもの。

なお、年間受診率は、当該年度の診療件数（レセプト件数）を当該年度の被保険者数の年度平均で除して100倍して算出。

※1件あたり日数は、当該年度の診療実日数を診療件数（レセプト件数）で除したもの。

※1日あたり診療費は、当該年度の診療費を診療実日数で除したもの。

表 8 - 3 - 7 現物給付費（総合計）

【平成 2 8 年度】

	件数(件)	費 用 額 (円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	13,769,437	303,795,764,688	11,424,899,006	30,019,795,298	3,421,277,602	348,661,736,594
川 崎 市	4,240,941	101,078,385,268	3,961,022,666	10,104,137,426	1,105,643,258	116,249,188,618
相模原市	2,173,197	51,092,661,088	1,745,919,782	4,904,266,389	550,221,669	58,293,068,928
横須賀市	2,014,120	42,761,109,192	1,390,328,943	3,946,557,167	427,441,547	48,525,436,849
平 塚 市	912,370	22,217,874,598	801,036,318	1,917,599,995	326,381,595	25,262,892,506
鎌 倉 市	908,385	20,423,983,816	808,195,558	2,277,093,329	226,527,709	23,735,800,412
藤 沢 市	1,586,500	32,846,925,335	1,130,197,364	3,145,215,737	615,552,887	37,737,891,323
小田原市	795,926	18,749,992,136	623,870,086	1,789,058,108	221,256,076	21,384,176,406
茅ヶ崎市	899,529	19,684,840,402	699,166,901	1,934,666,648	213,827,333	22,532,501,284
逗 子 市	329,989	7,199,266,844	288,882,326	760,611,507	70,950,288	8,319,710,965
三 浦 市	230,658	5,649,075,602	180,424,391	519,283,605	54,260,476	6,403,044,074
秦 野 市	522,472	13,197,305,500	503,454,769	1,259,780,949	104,058,826	15,064,600,044
厚 木 市	608,188	14,473,824,392	487,852,011	1,463,342,343	122,684,651	16,547,703,397
大 和 市	739,788	15,975,802,809	589,204,382	1,583,192,414	117,967,131	18,266,166,736
伊勢原市	302,189	7,495,474,043	283,100,548	732,654,076	68,987,169	8,580,215,836
海老名市	328,372	7,997,783,863	278,454,788	793,955,751	91,557,444	9,161,751,846
座 間 市	396,703	9,339,938,962	319,508,126	910,639,528	76,420,269	10,646,506,885
南足柄市	188,248	4,093,007,590	126,740,477	396,118,284	41,151,542	4,657,017,893
綾 瀬 市	240,121	6,003,291,463	208,112,607	582,661,306	44,820,612	6,838,885,988
葉 山 町	159,034	3,471,134,897	136,290,603	381,995,710	22,590,003	4,012,011,213
寒 川 町	132,738	3,526,131,640	126,188,553	336,519,485	31,209,383	4,020,049,061
大 磯 町	149,070	3,741,536,585	135,350,745	337,498,491	61,061,427	4,275,447,248
二 宮 町	142,491	3,452,162,931	125,904,696	327,711,573	42,886,907	3,948,666,107
中 井 町	34,329	912,872,780	31,405,913	85,929,714	6,261,758	1,036,470,165
大 井 町	55,174	1,426,607,177	54,947,171	136,926,955	12,883,613	1,631,364,916
松 田 町	52,178	1,335,301,712	47,082,160	129,284,754	13,806,340	1,525,474,966
山 北 町	58,596	1,493,295,495	47,358,901	144,126,106	11,655,725	1,696,436,227
開 成 町	59,303	1,311,099,232	41,088,871	126,700,195	10,539,214	1,489,427,512
箱 根 町	55,156	1,582,885,575	54,029,282	160,613,700	14,297,972	1,811,826,529
真 鶴 町	39,967	1,113,564,365	41,178,572	97,988,156	9,240,738	1,261,971,831
湯河原町	132,651	3,379,792,239	110,142,627	324,401,840	28,818,683	3,843,155,389
愛 川 町	120,771	3,061,681,376	116,872,849	275,663,958	32,647,090	3,486,865,273
清 川 村	9,443	295,974,015	9,707,341	25,273,981	3,637,968	334,593,305
県 合 計	32,388,034	734,180,347,610	26,927,919,333	71,931,264,478	8,202,524,905	841,242,056,326
市 計	31,187,133	704,076,307,591	25,850,371,049	69,040,629,860	7,900,988,084	806,868,296,584
町 村 計	1,200,901	30,104,040,019	1,077,548,284	2,890,634,618	301,536,821	34,373,759,742

表 8－3－8 現物給付費（入院／医科）

【平成 28 年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	255,092	3,891,313	128,423,024,044	9,111,556,905	7,518,863,327	1,179,377,814	146,232,822,090
川 崎 市	88,123	1,411,318	44,367,215,690	3,189,497,813	2,644,546,008	392,803,689	50,594,063,200
相模原市	46,056	755,965	21,969,562,090	1,343,438,931	1,288,062,651	222,964,318	24,824,027,990
横須賀市	32,721	485,883	16,618,772,721	1,047,957,873	942,702,022	130,707,134	18,740,139,750
平 塚 市	20,544	363,010	9,940,920,645	626,727,666	498,745,115	132,106,074	11,198,499,500
鎌 倉 市	18,582	282,766	8,724,805,546	648,204,432	582,356,123	82,921,919	10,038,288,020
藤 沢 市	27,877	431,082	13,298,076,007	889,997,382	697,924,971	247,616,870	15,133,615,230
小田原市	17,781	306,951	8,189,061,391	493,802,705	469,785,978	96,267,066	9,248,917,140
茅ヶ崎市	17,219	265,973	8,371,624,708	550,711,835	490,279,576	81,490,611	9,494,106,730
逗 子 市	6,039	96,196	3,026,520,490	229,159,326	189,258,161	23,224,623	3,468,162,600
三 浦 市	5,070	73,953	2,291,052,131	135,757,021	134,732,395	16,458,773	2,578,000,320
秦 野 市	13,377	237,458	6,327,504,915	395,439,612	377,149,414	47,418,499	7,147,512,440
厚 木 市	13,270	205,299	6,269,228,422	390,501,957	392,186,392	47,394,659	7,099,311,430
大 和 市	13,728	217,488	6,785,004,176	465,070,071	415,415,517	40,087,466	7,705,577,230
伊勢原市	6,844	119,894	3,343,614,369	225,629,391	194,536,374	30,358,106	3,794,138,240
海老名市	7,200	112,285	3,316,068,874	214,516,326	210,866,429	36,245,141	3,777,696,770
座 間 市	8,526	140,564	3,969,755,677	236,624,603	246,896,950	30,368,390	4,483,645,620
南足柄市	3,757	65,729	1,731,509,383	96,362,512	102,895,001	16,804,674	1,947,571,570
綾 瀬 市	5,625	90,163	2,599,364,563	152,326,747	161,774,693	16,100,777	2,929,566,780
葉 山 町	2,931	42,107	1,461,318,535	109,002,758	98,127,026	7,463,761	1,675,912,080
寒 川 町	3,514	57,086	1,661,591,437	105,636,722	94,963,473	15,234,308	1,877,425,940
大 磯 町	3,428	59,593	1,695,252,782	101,899,748	86,996,408	27,145,812	1,911,294,750
二 宮 町	3,102	54,627	1,571,902,096	103,626,541	89,561,621	17,450,952	1,782,541,210
中 井 町	909	16,157	445,096,195	25,439,991	26,984,602	3,162,002	500,682,790
大 井 町	1,525	27,814	724,833,359	45,002,246	43,413,264	6,430,421	819,679,290
松 田 町	1,405	25,653	676,052,165	41,358,480	38,217,102	7,871,253	763,499,000
山 北 町	1,535	26,305	704,061,015	40,559,886	41,418,657	5,608,622	791,648,180
開 成 町	1,102	18,239	559,272,252	34,248,442	30,608,102	4,865,794	628,994,590
箱 根 町	1,715	29,654	782,700,097	45,809,694	48,279,586	5,908,083	882,697,460
真 鶴 町	1,176	18,425	575,741,909	35,188,574	30,892,740	4,249,947	646,073,170
湯河原町	3,609	62,317	1,604,612,203	89,718,671	95,721,432	12,888,144	1,802,940,450
愛 川 町	3,018	51,230	1,517,616,738	93,603,181	84,475,019	14,809,582	1,710,504,520
清 川 村	269	3,968	133,363,790	6,491,265	7,608,287	1,589,628	149,052,970
県 合 計	636,669	10,046,465	313,676,100,415	21,320,869,307	18,376,244,416	3,005,394,912	356,378,609,050
市 計	607,431	9,553,290	299,562,685,842	20,443,283,108	17,558,977,097	2,870,716,603	340,435,662,650
町 村 計	29,238	493,175	14,113,414,573	877,586,199	817,267,319	134,678,309	15,942,946,400

表 8－3－9 現物給付費（入院／歯科）

【平成 28 年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	980	5,511	207,518,301	12,992,970	18,497,715	1,431,974	240,440,960
川 崎 市	219	1,734	65,272,280	3,989,371	5,321,909	354,860	74,938,420
相模原市	90	524	21,479,281	1,024,530	1,820,045	113,444	24,437,300
横須賀市	216	1,128	33,043,492	898,248	3,019,190	253,770	37,214,700
平 塚 市	68	405	17,683,153	813,160	1,356,047	79,720	19,932,080
鎌 倉 市	79	510	16,848,543	616,509	2,021,888	57,820	19,544,760
藤 沢 市	78	726	32,906,570	2,149,255	2,016,715	295,330	37,367,870
小田原市	154	762	22,457,300	435,684	2,152,066	146,790	25,191,840
茅ヶ崎市	77	627	21,709,042	2,219,433	2,211,465	40,730	26,180,670
逗 子 市	48	302	7,953,018	108,289	638,400	402,163	9,101,870
三 浦 市	24	127	4,177,492	85,148	331,090	47,940	4,641,670
秦 野 市	6	51	2,614,029	122,151	168,300	0	2,904,480
厚 木 市	20	127	6,293,216	501,874	458,720	0	7,253,810
大 和 市	51	221	8,635,224	206,581	844,235	44,170	9,730,210
伊勢原市	3	15	603,669	117,557	98,934	0	820,160
海老名市	34	272	12,726,817	1,219,054	1,256,829	9,280	15,211,980
座 間 市	28	179	5,988,589	124,454	555,117	59,460	6,727,620
南足柄市	16	37	924,820	0	120,980	25,040	1,070,840
綾 瀬 市	13	185	6,294,046	273,214	426,130	0	6,993,390
葉 山 町	23	98	3,067,412	21,088	377,840	7,960	3,474,300
寒 川 町	18	135	4,061,875	136,091	498,554	0	4,696,520
大 磯 町	36	232	8,271,648	341,141	635,531	38,990	9,287,310
二 宮 町	34	85	3,437,615	56,273	419,092	22,240	3,935,220
中 井 町	5	10	328,200	0	36,470	0	364,670
大 井 町	4	12	371,270	0	41,250	0	412,520
松 田 町	7	27	1,155,636	31,374	88,590	8,430	1,284,030
山 北 町	1	2	90,040	0	10,000	0	100,040
開 成 町	1	3	69,690	0	7,740	0	77,430
箱 根 町	5	65	1,718,620	81,480	109,480	0	1,909,580
真 鶴 町	6	14	344,840	0	18,600	19,720	383,160
湯河原町	7	14	473,450	0	52,600	0	526,050
愛 川 町	1	2	60,540	0	6,730	0	67,270
清 川 村	1	2	78,400	0	8,710	0	87,110
県 合 計	2,353	14,144	518,658,118	28,564,929	45,626,962	3,459,831	596,309,840
市 計	2,204	13,443	495,128,882	27,897,482	43,315,775	3,362,491	569,704,630
町 村 計	149	701	23,529,236	667,447	2,311,187	97,340	26,605,210

表 8-3-10 現物給付費（入院／食事・生活療養費（医科・歯科）） 【平成 28 年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)			
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	237,729	9,259,271	3,447,991,779	2,774,055,410	42,603,665	6,264,650,854
川 崎 市	82,168	3,259,657	1,221,502,868	985,722,330	15,932,060	2,223,157,258
相 模 原 市	43,061	1,806,097	677,521,048	554,100,160	8,534,950	1,240,156,158
横 須 賀 市	30,617	1,132,450	411,525,279	355,107,175	4,375,445	771,007,899
平 塚 市	19,214	871,597	351,864,936	234,020,750	4,085,670	589,971,356
鎌 倉 市	16,969	666,243	242,424,922	206,351,865	2,511,245	451,288,032
藤 沢 市	26,022	1,049,885	388,540,353	316,004,180	4,949,620	709,494,153
小 田 原 市	16,793	752,997	292,926,126	215,671,515	2,243,645	510,841,286
茅ヶ崎市	16,027	615,380	234,628,154	181,075,810	2,566,830	418,270,794
逗 子 市	5,655	231,240	84,870,465	71,186,660	1,178,990	157,236,115
三 浦 市	4,677	179,185	66,409,204	52,986,345	302,585	119,698,134
秦 野 市	12,580	586,831	226,095,544	168,081,020	1,969,690	396,146,254
厚 木 市	12,496	496,953	184,715,167	150,085,820	2,145,570	336,946,557
大 和 市	12,794	509,603	194,410,196	151,005,795	1,509,525	346,925,516
伊 勢 原 市	6,503	295,002	110,880,496	87,176,215	1,403,775	199,460,486
海 老 名 市	6,795	259,492	94,753,546	80,936,095	1,559,975	177,249,616
座 間 市	8,049	336,234	125,983,765	102,022,760	1,751,910	229,758,435
南 足 柄 市	3,577	166,852	64,290,643	48,356,785	730,045	113,377,473
綾 瀬 市	5,306	203,797	79,129,448	60,352,855	960,935	140,443,238
葉 山 町	2,738	96,197	33,803,963	31,176,180	401,380	65,381,523
寒 川 町	3,275	136,343	53,441,761	38,747,095	716,005	92,904,861
大 磯 町	3,262	145,323	55,587,478	43,512,810	882,580	99,982,868
二 宮 町	2,942	131,268	50,103,267	38,347,240	1,455,290	89,905,797
中 井 町	848	40,349	14,224,525	12,607,080	93,810	26,925,415
大 井 町	1,444	68,938	26,308,136	20,619,810	66,430	46,994,376
松 田 町	1,336	63,397	23,928,726	18,530,960	422,090	42,881,776
山 北 町	1,456	66,424	26,660,587	18,530,730	44,200	45,235,517
開 成 町	1,057	44,534	16,587,142	13,568,400	274,710	30,430,252
箱 根 町	1,594	73,259	26,543,259	24,013,135	120,505	50,676,899
真 鶴 町	1,112	45,718	17,796,511	13,021,945	426,935	31,245,391
湯 河 原 町	3,382	148,192	55,884,999	46,319,805	455,285	102,660,089
愛 川 町	2,839	127,130	46,650,133	38,300,800	262,480	85,213,413
清 川 村	246	8,542	2,860,235	2,932,980	5,070	5,798,285
県 合 計	594,563	23,874,380	8,950,844,661	7,154,528,515	106,942,900	16,212,316,076
市 計	567,032	22,678,766	8,500,463,939	6,794,299,545	101,316,130	15,396,079,614
町 村 計	27,531	1,195,614	450,380,722	360,228,970	5,626,770	816,236,462

表 8－3－1 1 現物給付費（入院／合計（医科・歯科・食事・生活））

【平成 2 8 年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	256,072	3,896,824	132,078,534,124	9,124,549,875	10,311,416,452	1,223,413,453	152,737,913,904
川 崎 市	88,342	1,413,052	45,653,990,838	3,193,487,184	3,635,590,247	409,090,609	52,892,158,878
相模原市	46,146	756,489	22,668,562,419	1,344,463,461	1,843,982,856	231,612,712	26,088,621,448
横須賀市	32,937	487,011	17,063,341,492	1,048,856,121	1,300,828,387	135,336,349	19,548,362,349
平 塚 市	20,612	363,415	10,310,468,734	627,540,826	734,121,912	136,271,464	11,808,402,936
鎌 倉 市	18,661	283,276	8,984,079,011	648,820,941	790,729,876	85,490,984	10,509,120,812
藤 沢 市	27,955	431,808	13,719,522,930	892,146,637	1,015,945,866	252,861,820	15,880,477,253
小田原市	17,935	307,713	8,504,444,817	494,238,389	687,609,559	98,657,501	9,784,950,266
茅ヶ崎市	17,296	266,600	8,627,961,904	552,931,268	673,566,851	84,098,171	9,938,558,194
逗 子 市	6,087	96,498	3,119,343,973	229,267,615	261,083,221	24,805,776	3,634,500,585
三 浦 市	5,094	74,080	2,361,638,827	135,842,169	188,049,830	16,809,298	2,702,340,124
秦 野 市	13,383	237,509	6,556,214,488	395,561,763	545,398,734	49,388,189	7,546,563,174
厚 木 市	13,290	205,426	6,460,236,805	391,003,831	542,730,932	49,540,229	7,443,511,797
大 和 市	13,779	217,709	6,988,049,596	465,276,652	567,265,547	41,641,161	8,062,232,956
伊勢原市	6,847	119,909	3,455,098,534	225,746,948	281,811,523	31,761,881	3,994,418,886
海老名市	7,234	112,557	3,423,549,237	215,735,380	293,059,353	37,814,396	3,970,158,366
座 間 市	8,554	140,743	4,101,728,031	236,749,057	349,474,827	32,179,760	4,720,131,675
南足柄市	3,773	65,766	1,796,724,846	96,362,512	151,372,766	17,559,759	2,062,019,883
綾 瀬 市	5,638	90,348	2,684,788,057	152,599,961	222,553,678	17,061,712	3,077,003,408
葉 山 町	2,954	42,205	1,498,189,910	109,023,846	129,681,046	7,873,101	1,744,767,903
寒 川 町	3,532	57,221	1,719,095,073	105,772,813	134,209,122	15,950,313	1,975,027,321
大 磯 町	3,464	59,825	1,759,111,908	102,240,889	131,144,749	28,067,382	2,020,564,928
二 宮 町	3,136	54,712	1,625,442,978	103,682,814	128,327,953	18,928,482	1,876,382,227
中 井 町	914	16,167	459,648,920	25,439,991	39,628,152	3,255,812	527,972,875
大 井 町	1,529	27,826	751,512,765	45,002,246	64,074,324	6,496,851	867,086,186
松 田 町	1,412	25,680	701,136,527	41,389,854	56,836,652	8,301,773	807,664,806
山 北 町	1,536	26,307	730,811,642	40,559,886	59,959,387	5,652,822	836,983,737
開 成 町	1,103	18,242	575,929,084	34,248,442	44,184,242	5,140,504	659,502,272
箱 根 町	1,720	29,719	810,961,976	45,891,174	72,402,201	6,028,588	935,283,939
真 鶴 町	1,182	18,439	593,883,260	35,188,574	43,933,285	4,696,602	677,701,721
湯河原町	3,616	62,331	1,660,970,652	89,718,671	142,093,837	13,343,429	1,906,126,589
愛 川 町	3,019	51,232	1,564,327,411	93,603,181	122,782,549	15,072,062	1,795,785,203
清 川 村	270	3,970	136,302,425	6,491,265	10,549,977	1,594,698	154,938,365
県 合 計	639,022	10,060,609	323,145,603,194	21,349,434,236	25,576,399,893	3,115,797,643	373,187,234,966
市 計	609,635	9,566,733	308,558,278,663	20,471,180,590	24,396,592,417	2,975,395,224	356,401,446,894
町 村 計	29,387	493,876	14,587,324,531	878,253,646	1,179,807,476	140,402,419	16,785,788,072

表 8－3－1 2 現物給付費（入院外）

【平成 2 8 年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	6,981,522	12,638,688	93,099,294,348	1,812,281,323	10,237,472,036	1,142,926,993	106,291,974,700
川 崎 市	2,118,433	4,045,495	29,335,627,612	594,944,367	3,272,880,188	355,547,663	33,558,999,830
相模原市	1,121,932	1,966,469	15,656,934,207	330,500,808	1,590,881,696	170,714,399	17,749,031,110
横須賀市	1,004,025	1,851,780	13,809,368,648	291,384,987	1,317,409,727	155,816,448	15,573,979,810
平 塚 市	463,922	818,067	6,359,269,526	132,536,582	591,443,461	100,167,491	7,183,417,060
鎌 倉 市	461,504	751,680	6,209,968,594	124,495,831	779,776,910	71,432,385	7,185,673,720
藤 沢 市	803,087	1,377,189	10,290,384,641	190,597,201	1,095,470,352	190,202,316	11,766,654,510
小田原市	412,059	725,666	5,568,875,626	104,209,335	569,111,637	68,226,962	6,310,423,560
茅ヶ崎市	452,494	770,914	5,766,363,532	117,110,389	626,600,067	66,198,612	6,576,272,600
逗 子 市	165,884	279,166	2,202,727,153	44,812,760	260,113,860	24,417,917	2,532,071,690
三 浦 市	117,696	220,307	1,724,454,912	36,317,740	161,153,535	19,881,763	1,941,807,950
秦 野 市	274,838	431,147	3,579,064,246	84,339,480	364,718,398	27,556,216	4,055,678,340
厚 木 市	315,498	567,619	4,420,778,897	78,741,874	483,418,047	37,581,812	5,020,520,630
大 和 市	369,458	640,416	4,618,827,978	93,360,152	497,217,219	38,470,221	5,247,875,570
伊勢原市	158,595	257,298	2,359,763,889	45,594,474	252,009,452	20,751,935	2,678,119,750
海老名市	192,842	309,265	3,074,011,491	54,534,056	327,943,604	34,765,699	3,491,254,850
座 間 市	206,162	376,742	3,033,264,731	69,361,139	306,732,749	24,139,301	3,433,497,920
南足柄市	96,640	154,622	1,212,943,423	22,450,739	123,927,533	12,390,635	1,371,712,330
綾 瀬 市	127,000	210,840	1,911,835,221	47,858,544	195,860,122	14,215,723	2,169,769,610
葉 山 町	83,704	132,737	1,109,849,636	22,645,773	137,424,392	7,140,769	1,277,060,570
寒 川 町	67,984	119,614	970,050,528	16,035,083	104,093,697	7,952,942	1,098,132,250
大 磯 町	74,263	120,265	1,042,595,263	21,504,222	101,183,495	16,715,730	1,181,998,710
二 宮 町	70,211	117,351	922,905,956	13,465,154	97,745,740	11,417,370	1,045,534,220
中 井 町	17,518	28,443	237,884,011	4,297,337	22,858,150	1,550,552	266,590,050
大 井 町	28,011	45,864	363,531,659	6,963,273	36,959,378	3,644,660	411,098,970
松 田 町	26,422	42,572	329,931,736	4,664,975	36,236,088	2,513,601	373,346,400
山 北 町	29,184	51,070	402,365,332	4,930,719	43,114,078	3,125,751	453,535,880
開 成 町	30,988	54,406	393,129,120	5,264,885	42,346,733	3,143,242	443,883,980
箱 根 町	29,251	52,962	409,521,966	5,281,374	45,713,205	4,097,885	464,614,430
真 鶴 町	21,818	32,535	307,228,350	5,136,224	30,627,144	2,609,002	345,600,720
湯河原町	69,440	113,951	941,076,517	15,754,662	96,791,246	7,141,545	1,060,763,970
愛 川 町	62,448	101,516	809,668,192	19,568,898	76,493,591	9,047,349	914,778,030
清 川 村	5,688	9,523	110,061,740	3,129,070	9,000,587	1,359,783	123,551,180
県 合 計	16,460,521	29,416,179	222,583,558,681	4,424,073,430	23,934,728,117	2,656,864,672	253,599,224,900
市 計	15,843,591	28,393,370	214,233,758,675	4,275,431,781	23,054,140,593	2,575,404,491	244,138,735,540
町 村 計	616,930	1,022,809	8,349,800,006	148,641,649	880,587,524	81,460,181	9,460,489,360

表 8－3－13 現物給付費（歯科）

【平成 28 年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	1,170,267	2,279,639	14,026,517,974	8,581,146	1,840,577,204	136,206,946	16,011,883,270
川 崎 市	348,689	696,985	4,238,710,413	2,166,119	567,342,930	38,641,158	4,846,860,620
相模原市	197,532	398,012	2,506,884,185	868,571	307,562,823	20,513,211	2,835,828,790
横須賀市	156,569	299,042	1,845,660,742	721,030	224,058,662	15,171,226	2,085,611,660
平 塚 市	72,600	141,596	884,397,575	440,045	106,147,205	10,204,005	1,001,188,830
鎌 倉 市	78,887	152,451	915,150,809	393,539	136,105,036	8,191,976	1,059,841,360
藤 沢 市	134,521	256,697	1,547,166,585	604,349	198,431,669	24,101,577	1,770,304,180
小田原市	58,333	117,171	739,623,674	488,240	91,370,041	6,208,425	837,690,380
茅ヶ崎市	75,078	146,374	890,385,585	331,627	117,172,894	7,285,044	1,015,175,150
逗 子 市	28,622	58,382	342,682,966	83,946	48,070,952	2,758,876	393,596,740
三 浦 市	18,070	35,059	218,681,863	65,338	25,616,347	1,950,842	246,314,390
秦 野 市	40,307	81,873	482,287,764	326,229	61,023,818	2,888,909	546,526,720
厚 木 市	52,406	101,545	603,199,724	305,876	78,508,892	4,434,358	686,448,850
大 和 市	64,032	125,369	758,729,461	285,639	97,888,050	4,619,290	861,522,440
伊勢原市	25,964	52,615	318,117,638	171,647	41,599,035	2,180,920	362,069,240
海老名市	33,164	65,312	390,696,383	187,587	48,521,034	3,843,046	443,248,050
座 間 市	36,680	71,133	441,164,915	231,446	54,728,600	2,863,109	498,988,070
南足柄市	14,152	29,056	173,060,560	66,008	21,827,742	1,175,670	196,129,980
綾 瀬 市	24,000	46,146	293,862,760	124,733	36,799,639	1,892,928	332,680,060
葉 山 町	13,521	26,781	166,751,686	16,955	24,168,198	814,381	191,751,220
寒 川 町	12,929	23,956	142,047,656	13,538	17,974,221	1,129,305	161,164,720
大 磯 町	12,350	24,908	148,905,515	75,854	18,363,831	2,001,430	169,346,630
二 宮 町	11,789	23,786	137,847,268	90,925	17,028,598	1,443,099	156,409,890
中 井 町	2,456	5,319	31,833,778	20,853	3,850,370	138,379	35,843,380
大 井 町	3,810	8,830	52,237,743	9,363	6,673,745	326,639	59,247,490
松 田 町	4,545	9,640	57,243,695	36,395	7,567,075	413,465	65,260,630
山 北 町	3,790	7,937	46,100,111	15,140	5,918,034	312,405	52,345,690
開 成 町	4,173	8,851	57,098,178	14,663	7,073,734	389,745	64,576,320
箱 根 町	4,192	8,637	50,249,145	23,172	6,378,961	520,092	57,171,370
真 鶴 町	2,476	5,102	31,376,896	1,782	3,767,709	187,473	35,333,860
湯河原町	9,019	18,394	120,450,004	128,921	14,246,879	902,476	135,728,280
愛 川 町	7,791	15,512	99,080,934	48,685	11,871,424	845,317	111,846,360
清 川 村	803	1,580	9,738,235	0	1,236,389	88,726	11,063,350
県 合 計	2,723,517	5,343,690	32,767,942,420	16,939,361	4,249,471,741	304,644,448	37,338,997,970
市 計	2,629,873	5,154,457	31,616,981,576	16,443,115	4,103,352,573	295,131,516	36,031,908,780
町 村 計	93,644	189,233	1,150,960,844	496,246	146,119,168	9,512,932	1,307,089,190

表 8-3-14 現物給付費（入院（食事・生活療養含）・入院外・歯科／合計） 【平成 28 年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	8,407,861	18,815,151	239,204,346,446	10,945,412,344	22,389,465,692	2,502,547,392	275,041,771,874
川 崎 市	2,555,464	6,155,532	79,228,328,863	3,790,597,670	7,475,813,365	803,279,430	91,298,019,328
相模原市	1,365,610	3,120,970	40,832,380,811	1,675,832,840	3,742,427,375	422,840,322	46,673,481,348
横須賀市	1,193,531	2,637,833	32,718,370,882	1,340,962,138	2,842,296,776	306,324,023	37,207,953,819
平 塚 市	557,134	1,323,078	17,554,135,835	760,517,453	1,431,712,578	246,642,960	19,993,008,826
鎌 倉 市	559,052	1,187,407	16,109,198,414	773,710,311	1,706,611,822	165,115,345	18,754,635,892
藤 沢 市	965,563	2,065,694	25,557,074,156	1,083,348,187	2,309,847,887	467,165,713	29,417,435,943
小田原市	488,327	1,150,550	14,812,944,117	598,935,964	1,348,091,237	173,092,888	16,933,064,206
茅ヶ崎市	544,868	1,183,888	15,284,711,021	670,373,284	1,417,339,812	157,581,827	17,530,005,944
逗 子 市	200,593	434,046	5,664,754,092	274,164,321	569,268,033	51,982,569	6,560,169,015
三 浦 市	140,860	329,446	4,304,775,602	172,225,247	374,819,712	38,641,903	4,890,462,464
秦 野 市	328,528	750,529	10,617,566,498	480,227,472	971,140,950	79,833,314	12,148,768,234
厚 木 市	381,194	874,590	11,484,215,426	470,051,581	1,104,657,871	91,556,399	13,150,481,277
大 和 市	447,269	983,494	12,365,607,035	558,922,443	1,162,370,816	84,730,672	14,171,630,966
伊勢原市	191,406	429,822	6,132,980,061	271,513,069	575,420,010	54,694,736	7,034,607,876
海老名市	233,240	487,134	6,888,257,111	270,457,023	669,523,991	76,423,141	7,904,661,266
座 間 市	251,396	588,618	7,576,157,677	306,341,642	710,936,176	59,182,170	8,652,617,665
南足柄市	114,565	249,444	3,182,728,829	118,879,259	297,128,041	31,126,064	3,629,862,193
綾 瀬 市	156,638	347,334	4,890,486,038	200,583,238	455,213,439	33,170,363	5,579,453,078
葉 山 町	100,179	201,723	2,774,791,232	131,686,574	291,273,636	15,828,251	3,213,579,693
寒 川 町	84,445	200,791	2,831,193,257	121,821,434	256,277,040	25,032,560	3,234,324,291
大 磯 町	90,077	204,998	2,950,612,686	123,820,965	250,692,075	46,784,542	3,371,910,268
二 宮 町	85,136	195,849	2,686,196,202	117,238,893	243,102,291	31,788,951	3,078,326,337
中 井 町	20,888	49,929	729,366,709	29,758,181	66,336,672	4,944,743	830,406,305
大 井 町	33,350	82,520	1,167,282,167	51,974,882	107,707,447	10,468,150	1,337,432,646
松 田 町	32,379	77,892	1,088,311,958	46,091,224	100,639,815	11,228,839	1,246,271,836
山 北 町	34,510	85,314	1,179,277,085	45,505,745	108,991,499	9,090,978	1,342,865,307
開 成 町	36,264	81,499	1,026,156,382	39,527,990	93,604,709	8,673,491	1,167,962,572
箱 根 町	35,163	91,318	1,270,733,087	51,195,720	124,494,367	10,646,565	1,457,069,739
真 鶴 町	25,476	56,076	932,488,506	40,326,580	78,328,138	7,493,077	1,058,636,301
湯河原町	82,075	194,676	2,722,497,173	105,602,254	253,131,962	21,387,450	3,102,618,839
愛 川 町	73,258	168,260	2,473,076,537	113,220,764	211,147,564	24,964,728	2,822,409,593
清 川 村	6,761	15,073	256,102,400	9,620,335	20,786,953	3,043,207	289,552,895
県 合 計	19,823,060	44,820,478	578,497,104,295	25,790,447,027	53,760,599,751	6,077,306,763	664,125,457,836
市 計	19,083,099	43,114,560	554,409,018,914	24,763,055,486	51,554,085,583	5,845,931,231	636,572,091,214
町 村 計	739,961	1,705,918	24,088,085,381	1,027,391,541	2,206,514,168	231,375,532	27,553,366,622

表 8－3－15 現物給付費（調剤）

【平成 28 年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	5,341,276	6,887,071	63,217,851,270	457,342,437	7,553,879,860	830,275,823	72,059,349,390
川 崎 市	1,679,496	2,223,463	21,452,426,657	164,646,146	2,603,079,356	278,208,841	24,498,361,000
相模原市	804,779	1,036,038	10,077,454,886	67,193,317	1,151,660,209	116,269,438	11,412,577,850
横須賀市	818,773	1,055,467	9,897,725,188	44,843,705	1,096,152,299	115,185,578	11,153,906,770
平 塚 市	353,505	444,286	4,512,906,737	35,945,938	477,488,189	74,115,856	5,100,456,720
鎌 倉 市	348,213	442,395	4,235,727,364	33,149,568	564,795,483	56,064,325	4,889,736,740
藤 沢 市	618,498	785,003	7,111,496,643	43,065,777	828,688,657	133,269,023	8,116,520,100
小田原市	306,550	400,288	3,839,242,826	21,593,825	436,440,233	44,199,906	4,341,476,790
茅ヶ崎市	353,284	446,421	4,310,128,954	27,476,899	511,521,536	50,279,261	4,899,406,650
逗 子 市	129,041	165,112	1,515,281,819	14,457,012	190,109,604	17,653,465	1,737,501,900
三 浦 市	89,566	120,966	1,327,869,734	7,685,580	143,756,079	14,670,577	1,493,981,970
秦 野 市	193,068	239,448	2,509,906,615	21,748,959	284,604,703	21,038,603	2,837,298,880
厚 木 市	226,313	286,279	2,941,701,542	16,925,789	354,737,297	29,699,772	3,343,064,400
大 和 市	291,660	371,115	3,557,032,973	29,584,855	416,959,951	30,933,941	4,034,511,720
伊勢原市	110,287	132,684	1,312,146,491	9,549,555	155,028,886	12,744,778	1,489,469,710
海老名市	94,659	122,763	1,076,114,064	7,432,608	122,052,290	13,890,978	1,219,489,940
座 間 市	144,629	190,858	1,717,437,013	12,442,636	197,525,067	14,656,204	1,942,060,920
南足柄市	73,477	94,186	895,385,979	7,475,583	98,065,901	9,447,537	1,010,375,000
綾 瀬 市	83,077	107,539	1,081,612,915	6,584,157	126,112,354	9,491,884	1,223,801,310
葉 山 町	58,656	73,264	684,674,252	4,486,419	89,683,796	5,952,603	784,797,070
寒 川 町	48,178	62,170	687,800,061	4,304,076	79,697,605	5,884,168	777,685,910
大 磯 町	58,815	74,956	777,019,183	11,068,713	86,199,331	13,154,773	887,442,000
二 宮 町	57,106	74,006	746,763,549	8,426,107	83,315,887	9,817,427	848,322,970
中 井 町	13,384	18,082	179,468,815	1,568,679	19,285,604	1,254,922	201,578,020
大 井 町	21,742	27,519	250,424,028	2,545,425	28,605,676	2,260,381	283,835,510
松 田 町	19,672	25,161	240,301,575	986,249	28,165,897	2,094,559	271,548,280
山 北 町	23,975	34,338	302,810,267	1,321,104	34,477,288	2,352,011	340,960,670
開 成 町	22,974	31,584	280,044,867	1,429,461	32,781,212	1,700,930	315,956,470
箱 根 町	19,944	30,720	306,518,461	1,719,442	35,506,578	3,570,539	347,315,020
真 鶴 町	14,461	17,400	178,658,072	814,032	19,567,317	1,609,679	200,649,100
湯河原町	50,492	62,042	650,293,759	4,302,370	71,057,410	7,103,781	732,757,320
愛 川 町	47,406	59,765	581,443,686	3,500,347	64,061,833	7,335,064	656,340,930
清 川 村	2,661	3,268	38,559,073	83,638	4,352,493	586,826	43,582,030
県 合 計	12,519,617	16,145,657	152,494,229,318	1,075,700,408	17,989,415,881	1,936,773,453	173,496,119,060
市 計	12,060,151	15,551,382	146,589,449,670	1,029,144,346	17,312,657,954	1,872,095,790	166,803,347,760
町 村 計	459,466	594,275	5,904,779,648	46,556,062	676,757,927	64,677,663	6,692,771,300

表 8－3－1 6 現物給付費（訪問看護療養費）

【平成 2 8 年度】

	件数(件)	日数(日)	費 用 額 (円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	20,300	143,884	1,373,566,972	22,144,225	76,449,746	88,454,387	1,560,615,330
川 崎 市	5,981	43,026	397,629,748	5,778,850	25,244,705	24,154,987	452,808,290
相模原市	2,808	18,898	182,825,391	2,893,625	10,178,805	11,111,909	207,009,730
横須賀市	1,816	12,874	145,013,122	4,523,100	8,108,092	5,931,946	163,576,260
平 塚 市	1,731	14,994	150,832,026	4,572,927	8,399,228	5,622,779	169,426,960
鎌 倉 市	1,120	8,365	79,058,038	1,335,679	5,686,024	5,348,039	91,427,780
藤 沢 市	2,439	18,725	178,354,536	3,783,400	6,679,193	15,118,151	203,935,280
小田原市	1,049	8,721	97,805,193	3,340,297	4,526,638	3,963,282	109,635,410
茅ヶ崎市	1,377	9,115	90,000,427	1,316,718	5,805,300	5,966,245	103,088,690
逗 子 市	355	1,991	19,230,933	260,993	1,233,870	1,314,254	22,040,050
三 浦 市	232	1,378	16,430,266	513,564	707,814	947,996	18,599,640
秦 野 市	876	7,079	69,832,387	1,478,338	4,035,296	3,186,909	78,532,930
厚 木 市	681	4,882	47,907,424	874,641	3,947,175	1,428,480	54,157,720
大 和 市	859	5,419	53,162,801	697,084	3,861,647	2,302,518	60,024,050
伊勢原市	496	5,036	50,347,491	2,037,924	2,205,180	1,547,655	56,138,250
海老名市	473	3,313	33,412,688	565,157	2,379,470	1,243,325	37,600,640
座 間 市	678	4,963	46,344,272	723,848	2,178,285	2,581,895	51,828,300
南足柄市	206	1,326	14,892,782	385,635	924,342	577,941	16,780,700
綾 瀬 市	406	3,435	31,192,510	945,212	1,335,513	2,158,365	35,631,600
葉 山 町	199	1,258	11,669,413	117,610	1,038,278	809,149	13,634,450
寒 川 町	115	735	7,138,322	63,043	544,840	292,655	8,038,860
大 磯 町	178	1,306	13,904,716	461,067	607,085	1,122,112	16,094,980
二 宮 町	249	2,086	19,203,180	239,696	1,293,395	1,280,529	22,016,800
中 井 町	57	385	4,037,256	79,053	307,438	62,093	4,485,840
大 井 町	82	774	8,900,982	426,864	613,832	155,082	10,096,760
松 田 町	127	742	6,688,179	4,687	479,042	482,942	7,654,850
山 北 町	111	929	11,208,143	532,052	657,319	212,736	12,610,250
開 成 町	65	438	4,897,983	131,420	314,274	164,793	5,508,470
箱 根 町	49	492	5,634,027	1,114,120	612,755	80,868	7,441,770
真 鶴 町	30	236	2,417,787	37,960	92,701	137,982	2,686,430
湯河原町	84	580	7,001,307	238,003	212,468	327,452	7,779,230
愛 川 町	107	735	7,161,153	151,738	454,561	347,298	8,114,750
清 川 村	21	142	1,312,542	3,368	134,535	7,935	1,458,380
県 合 計	45,357	328,262	3,189,013,997	61,771,898	181,248,846	188,444,689	3,620,479,430
市 計	43,883	317,424	3,077,839,007	58,171,217	173,886,323	182,961,063	3,492,857,610
町 村 計	1,474	10,838	111,174,990	3,600,681	7,362,523	5,483,626	127,621,820

表 8-3-1-17 現金給付費（総合計）

【平成28年度】

		件数(件)	費 用 額 (円)				【平成28年度】				【前年度】			
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計	被保険者数 (人)	現金給付費 (円)	一人あたり 現金給付費(円)	被保険者数 (人)	現金給付費 (円)	一人あたり 現金給付費(円)	
横 浜 市	403,452	9,561,660,660	42,583	-3,261,376,440	111,398,928	6,411,725,731	403,862	9,561,703,243	23,676	386,108	9,555,744,057	24,749		
川 崎 市	142,718	3,532,222,560	9,677	-1,115,746,978	42,712,960	2,459,198,219	126,084	3,532,232,237	28,015	120,413	3,520,991,304	29,241		
相 模 原 市	76,549	1,544,059,632	0	-424,350,179	2,044,894	1,121,754,347	73,548	1,544,059,632	20,994	68,515	1,517,991,718	22,156		
横 須 賀 市	54,309	1,181,660,055	0	-382,871,491	1,268,096	800,056,660	58,532	1,181,660,055	20,188	56,121	1,199,763,201	21,378		
平 塚 市	29,856	683,151,572	0	-183,581,947	805,053	500,374,678	30,220	683,151,572	22,606	28,723	683,491,432	23,796		
鎌 倉 市	27,327	676,990,356	0	-243,291,472	642,211	434,341,095	28,013	676,990,356	24,167	27,145	673,517,968	24,812		
藤 沢 市	49,285	1,052,514,409	0	-336,578,402	1,801,474	717,737,481	46,404	1,052,514,409	22,682	44,002	1,032,412,909	23,463		
小 田 原 市	19,806	439,876,853	0	-168,445,762	297,724	271,728,815	25,486	439,876,853	17,260	24,510	440,108,979	17,956		
茅 ヶ 崎 市	33,399	645,566,423	0	-165,253,327	905,748	481,218,844	28,389	645,566,423	22,740	26,892	644,854,037	23,979		
逗 子 市	10,083	243,353,749	0	-81,613,753	244,116	161,984,112	9,698	243,353,749	25,093	9,385	241,456,165	25,728		
三 浦 市	7,464	157,995,419	0	-50,052,482	199,295	108,142,232	7,773	157,995,419	20,326	7,507	159,066,046	21,189		
秦 野 市	14,687	331,856,519	0	-104,558,156	292,517	227,590,880	18,284	331,856,519	18,150	17,173	324,197,527	18,878		
厚 木 市	16,354	372,363,531	0	-126,847,113	365,073	245,881,491	21,337	372,363,531	17,452	19,867	371,504,750	18,700		
大 和 市	24,269	464,943,418	0	-133,698,883	508,430	331,752,965	23,194	464,943,418	20,046	21,614	446,056,125	20,637		
伊 勢 原 市	9,581	214,806,677	0	-60,283,399	194,917	154,718,195	10,772	214,806,677	19,941	10,102	215,941,679	21,376		
海 老 名 市	10,531	221,510,008	0	-72,601,814	221,609	149,129,803	12,774	221,510,008	17,341	11,880	217,698,321	18,325		
座 間 市	9,911	231,617,595	0	-82,119,413	92,874	149,591,056	13,201	231,617,595	17,545	12,276	225,783,273	18,392		
南 足 柄 市	4,002	89,521,901	0	-29,374,741	72,811	60,219,971	6,002	89,521,901	14,915	5,716	92,789,118	16,233		
綾 瀬 市	7,282	152,286,892	0	-44,159,338	39,355	108,166,909	8,998	152,286,892	16,925	8,300	150,503,710	18,133		
葉 山 町	4,707	127,743,810	0	-35,125,428	39,088	92,657,470	5,035	127,743,810	25,371	4,844	124,834,242	25,771		
寒 川 町	4,306	102,519,038	0	-33,024,653	40,729	69,535,114	5,015	102,519,038	20,442	4,677	100,397,295	21,466		
大 磯 町	3,470	92,292,712	0	-31,333,917	106,415	61,065,210	4,954	92,292,712	18,630	4,720	91,484,118	19,382		
二 宮 町	3,221	100,719,891	0	-33,908,509	30,421	66,841,803	4,617	100,719,891	21,815	4,411	94,830,587	21,499		
中 井 町	800	21,857,487	0	-7,340,441	1,197	14,518,243	1,230	21,857,487	17,770	1,169	22,542,583	19,284		
大 井 町	1,186	39,280,968	0	-12,990,654	0	26,290,314	1,920	39,280,968	20,459	1,814	35,439,589	19,537		
松 田 町	1,297	32,681,158	0	-10,188,759	37,046	22,529,445	1,776	32,681,158	18,402	1,717	27,846,373	16,218		
山 北 町	1,052	29,516,954	0	-10,376,964	49,885	19,189,875	1,948	29,516,954	15,152	1,915	26,354,358	13,762		
開 成 町	1,218	27,473,596	0	-8,680,178	38,316	18,831,734	1,858	27,473,596	14,787	1,723	25,538,554	14,822		
箱 根 町	1,079	32,413,196	0	-16,917,046	15,042	15,511,192	1,952	32,413,196	16,605	1,891	29,425,463	15,561		
真 鶴 町	1,033	20,532,997	0	-7,995,818	8,983	12,546,162	1,434	20,532,997	14,319	1,400	23,946,105	17,104		
湯 河 原 町	3,415	76,677,347	0	-31,402,453	77,342	45,352,236	4,549	76,677,347	16,856	4,340	80,156,005	18,469		
愛 川 町	2,804	65,146,509	0	-22,123,794	48,168	43,070,883	4,370	65,146,509	14,908	4,111	65,437,074	15,918		
清 川 村	218	6,842,783	0	-1,914,395	0	4,928,388	401	6,842,783	17,064	383	5,877,955	15,347		
県 合 計	980,671	22,573,656,675	52,260	-7,330,128,099	164,600,717	15,408,181,553	993,631	22,573,708,935	22,718	945,361	22,467,982,620	23,767		
市 計	950,865	21,797,958,229	52,260	-7,066,805,090	164,108,085	14,895,313,484	952,571	21,798,010,489	22,883	906,248	21,713,872,319	23,960		
町 村 計	29,806	775,698,446	0	-263,323,009	492,632	512,868,069	41,060	775,698,446	18,892	39,113	754,110,301	19,280		

※ 被保険者が一部負担金として負担した費用のうち、高額療養費、高額介護合算療養費、食事・生活療養等として現金給付をしたものについては、一部負担金から減額し保険者負担分に計上しているため、マイナス表記としている。

※ 費用額のうち、保険者負担分と高額療養費を足した金額を現金給付費として計上している。

※ 1人あたり現金給付費は、当該年度の被保険者数の年度平均で除したものの、なお、被保険者数の年度平均は、各月末の被保険者数の和を12で除して算出。

※ 1人あたり現金給付費の端数処理については、平成25年度から小数点以下を四捨五入としている。

表 8-3-1-18 現金給付費（一般診療、高額療養費、高額介護合算療養費）

【平成 28 年度】

	一 般 診 療					高 額 療 養 費					高 額 介 護 合 算 療 養 費				
	件数 (件)	費 用 額 (円)				※件数 (件)	費 用 額 (円)				件数 (件)	費 用 額 (円)			
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分		計	保険者負担分	一部負担金	計		保険者負担分	一部負担金	計	
横 浜 市	312	11,358,413	0	1,747,976	0	13,106,389	0	3,489,343,394	-3,489,343,394	0	25,347	394,928,011	-394,928,011	0	
川 崎 市	90	3,998,449	0	513,875	0	4,512,324	0	1,224,509,974	-1,224,509,974	0	7,873	134,186,694	-134,186,694	0	
相模原市	60	1,003,886	0	177,046	0	1,180,932	0	496,518,313	-496,518,313	0	3,622	51,083,423	-51,083,423	0	
横須賀市	55	896,971	0	132,475	0	1,029,446	0	424,308,775	-424,308,775	0	3,075	42,046,198	-42,046,198	0	
平 塚 市	6	81,020	0	15,440	0	96,460	0	208,831,615	-208,831,615	0	1,736	24,572,162	-24,572,162	0	
鎌 倉 市	17	752,013	0	102,683	0	854,696	0	264,820,825	-264,820,825	0	1,639	29,938,155	-29,938,155	0	
藤 沢 市	18	1,873,125	0	209,666	0	2,082,791	0	373,637,871	-373,637,871	0	2,461	41,368,443	-41,368,443	0	
小田原市	7	60,501	0	13,189	0	73,690	0	177,986,461	-177,986,461	0	1,185	18,604,586	-18,604,586	0	
茅ヶ崎市	11	162,235	0	18,341	0	180,576	0	197,771,309	-197,771,309	0	1,234	18,568,556	-18,568,556	0	
逗 子 市	0	0	0	0	0	0	0	88,450,881	-88,450,881	0	546	9,977,209	-9,977,209	0	
三 浦 市	4	25,823	0	6,767	0	32,590	0	55,108,815	-55,108,815	0	458	6,200,251	-6,200,251	0	
秦 野 市	10	109,923	0	13,767	0	123,690	0	116,524,114	-116,524,114	0	920	11,789,240	-11,789,240	0	
厚 木 市	10	120,825	0	13,425	0	134,250	0	140,434,618	-140,434,618	0	897	12,641,734	-12,641,734	0	
大 和 市	20	320,870	0	67,710	0	388,580	0	152,625,108	-152,625,108	0	1,115	18,109,125	-18,109,125	0	
伊勢原市	58	1,449,306	0	161,034	0	1,610,340	0	68,536,682	-68,536,682	0	593	8,782,369	-8,782,369	0	
海老名市	6	142,599	0	20,591	0	163,190	0	80,802,451	-80,802,451	0	573	7,956,501	-7,956,501	0	
座 間 市	3	36,306	0	4,034	0	40,340	0	89,858,405	-89,858,405	0	625	8,247,748	-8,247,748	0	
南足柄市	2	7,704	0	856	0	8,560	0	33,042,138	-33,042,138	0	219	2,618,786	-2,618,786	0	
綾 瀬 市	1	149,060	0	16,106	0	165,166	0	51,245,399	-51,245,399	0	356	4,647,810	-4,647,810	0	
葉 山 町	3	37,791	0	4,199	0	41,990	0	40,996,147	-40,996,147	0	316	5,162,705	-5,162,705	0	
寒 川 町	0	0	0	0	0	0	0	37,154,554	-37,154,554	0	206	3,504,860	-3,504,860	0	
大 磯 町	1	3,101	0	1,329	0	4,430	0	34,473,355	-34,473,355	0	258	3,548,510	-3,548,510	0	
二 宮 町	1	8,568	0	952	0	9,520	0	37,971,580	-37,971,580	0	238	3,598,049	-3,598,049	0	
中 井 町	1	3,987	0	443	0	4,430	0	7,688,926	-7,688,926	0	69	1,211,777	-1,211,777	0	
大 井 町	1	55,566	0	6,174	0	61,740	0	14,793,422	-14,793,422	0	65	754,064	-754,064	0	
松 田 町	0	0	0	0	0	0	0	11,402,259	-11,402,259	0	57	1,019,267	-1,019,267	0	
山 北 町	1	22,644	0	2,516	0	25,160	0	11,442,218	-11,442,218	0	95	995,384	-995,384	0	
開 成 町	0	0	0	0	0	0	0	9,739,428	-9,739,428	0	73	946,240	-946,240	0	
箱 根 町	13	109,627	0	36,927	0	146,554	0	17,097,727	-17,097,727	0	112	1,496,454	-1,496,454	0	
真 鶴 町	0	0	0	0	0	0	0	8,779,100	-8,779,100	0	55	611,441	-611,441	0	
湯河原町	3	23,994	0	2,666	0	26,660	0	33,926,763	-33,926,763	0	216	2,476,491	-2,476,491	0	
愛 川 町	1	65,070	0	7,230	0	72,300	0	24,941,319	-24,941,319	0	177	1,854,566	-1,854,566	0	
清 川 村	0	0	0	0	0	0	0	2,210,141	-2,210,141	0	9	203,590	-203,590	0	
県 合 計	715	22,879,377	0	3,297,417	0	26,176,794	0	8,026,974,087	-8,026,974,087	0	56,420	873,650,399	-873,650,399	0	
市 町 計	690	22,549,029	0	3,234,981	0	25,784,010	0	7,734,357,148	-7,734,357,148	0	54,474	846,267,001	-846,267,001	0	
町 村 計	25	330,348	0	62,436	0	392,784	0	292,616,939	-292,616,939	0	1,946	27,383,398	-27,383,398	0	

※ 標準システムの仕様において件数の集計不可。

※ 被保険者が一部負担金として負担した費用のうち、高額療養費、高額介護合算療養費として現金給付をしたものについては、一部負担金から減額し保険者負担分に計上しているため、マイナス表記としている。

表8-3-19 現金給付費（補装具、柔道整復師の施術）

【平成28年度】

	補装具					※柔道整復師の施術				
	件数 (件)	費用額(円)				件数 (件)	費用額(円)			
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分
横浜市	7,710	255,601,279	0	34,943,173	0	290,544,452	349,744	5,085,776,506	574,786,160	111,398,928
川崎市	2,790	85,922,532	0	12,390,485	0	98,313,017	124,236	1,958,172,134	224,359,829	42,712,960
相模原市	1,180	36,110,786	0	4,729,609	0	40,840,395	69,436	924,977,172	117,233,657	2,044,894
横須賀市	914	29,101,622	0	3,713,106	0	32,814,728	47,735	646,269,644	79,453,277	1,268,096
平塚市	562	17,575,272	0	2,261,900	0	19,837,172	26,287	418,279,863	51,897,686	805,053
鎌倉市	804	23,663,545	0	3,616,827	0	27,280,372	22,435	322,707,342	46,841,466	642,211
藤沢市	1,137	33,085,136	0	4,729,521	0	37,814,657	42,708	567,721,971	75,344,656	1,801,474
小田原市	572	16,524,372	0	2,251,787	0	18,776,159	17,355	220,149,738	28,861,716	297,724
茅ヶ崎市	590	19,260,526	0	2,510,157	0	21,770,683	30,187	385,802,646	49,636,410	905,748
逗子市	202	6,205,660	0	838,889	0	7,044,549	8,545	126,009,363	16,891,442	244,116
三浦市	111	3,580,702	0	534,656	0	4,115,358	6,321	82,940,674	10,208,766	199,295
秦野市	302	9,067,266	0	1,163,370	0	10,230,636	13,098	189,018,006	23,933,731	292,517
厚木市	457	12,545,915	0	1,673,038	0	14,218,953	13,488	181,023,746	22,949,352	365,073
大和市	294	9,135,424	0	1,283,582	0	10,419,006	22,066	275,124,919	36,086,590	508,430
伊勢原市	192	5,272,200	0	733,820	0	6,006,020	8,391	125,105,531	16,281,309	194,917
海老名市	233	6,802,389	0	891,696	0	7,694,085	9,229	117,500,628	14,929,983	221,609
座間市	211	6,421,841	0	841,880	0	7,263,721	8,495	113,998,312	14,515,708	92,874
南足柄市	87	2,506,371	0	330,447	0	2,836,818	3,618	50,179,486	6,190,806	72,811
綾瀬市	159	4,383,644	0	562,074	0	4,945,718	6,533	87,160,407	11,128,513	39,355
葉山町	57	1,977,369	0	291,421	0	2,268,790	3,743	73,440,211	10,039,199	39,088
寒川町	93	2,726,448	0	343,318	0	3,069,766	3,835	56,639,904	7,469,003	40,729
大磯町	110	3,976,223	0	515,187	0	4,491,410	2,991	48,424,741	6,134,887	106,415
二宮町	118	3,457,069	0	449,856	0	3,906,925	2,775	54,683,175	7,211,867	30,421
中井町	20	598,701	0	70,118	0	668,819	705	12,336,648	1,507,149	1,197
大井町	28	808,741	0	105,976	0	914,717	1,027	22,013,788	2,737,154	0
松田町	34	918,549	0	120,045	0	1,038,594	1,075	19,016,955	2,436,850	37,046
山北町	32	1,280,557	0	151,066	0	1,431,623	890	14,799,311	1,875,796	49,885
開成町	23	631,198	0	70,146	0	701,344	1,086	15,981,221	2,051,703	38,316
箱根町	56	1,658,932	0	226,962	0	1,885,894	848	11,759,964	1,494,138	15,042
真鶴町	33	1,129,874	0	143,163	0	1,273,037	924	9,669,818	1,261,349	8,983
湯河原町	108	2,995,213	0	384,948	0	3,380,161	3,067	37,089,864	4,671,615	77,342
愛川町	68	1,837,801	0	234,055	0	2,071,856	2,452	33,390,648	4,180,196	48,168
清川村	10	224,177	0	24,914	0	249,091	166	2,017,642	231,390	0
県合計	19,297	606,987,334	0	83,131,192	0	690,118,526	855,491	12,289,181,978	1,474,833,353	164,600,717
市計	18,507	582,766,482	0	80,000,017	0	662,766,499	829,907	11,877,918,088	1,421,531,057	164,108,085
町計	790	24,220,852	0	3,131,175	0	27,352,027	25,584	411,263,890	53,302,296	492,632
町村計										

※ 標準システムの仕様に於いて区分わけが不可能なため、受領委任払いによる「柔整」、「はり・きゅう」が混在した数値となっている。

表 8-3-20 現金給付費（あんま・マッサージ、はり・きゅう）

【平成 28 年度】

		※あんま・マッサージ					※はり・きゅう						
		件数 (件)	費 用 額 (円)				件数 (件)	費 用 額 (円)					
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横 浜 市	8,913	206,822,817	0	27,117,952	0	233,940,769	4,713	82,321,492	0	11,130,232	0	93,451,724	
川 崎 市	4,316	90,402,005	0	12,871,430	0	103,273,435	1,409	20,456,789	0	2,761,037	0	23,217,826	
相模原市	921	25,329,777	0	3,796,453	0	29,126,230	547	4,455,400	0	721,820	0	5,177,220	
横須賀市	495	11,421,601	0	1,485,825	0	12,907,426	1,100	22,733,486	0	2,758,474	0	25,491,960	
平 塚 市	212	6,356,718	0	836,802	0	7,193,520	130	1,757,903	0	198,087	0	1,955,990	
鎌 倉 市	993	23,210,898	0	2,787,629	0	25,998,527	767	7,466,592	0	1,066,888	0	8,533,480	
藤 沢 市	949	21,369,542	0	2,781,587	0	24,151,129	450	7,498,828	0	931,949	0	8,430,777	
小田原市	72	1,933,772	0	232,658	0	2,166,430	42	1,017,953	0	121,697	0	1,139,650	
茅ヶ崎市	640	18,031,396	0	2,236,559	0	20,267,955	160	2,310,481	0	284,729	0	2,595,210	
逗 子 市	279	6,626,618	0	842,002	0	7,468,620	187	2,077,721	0	249,049	0	2,326,770	
三 浦 市	167	5,377,106	0	614,284	0	5,991,390	312	4,010,827	0	491,283	0	4,502,110	
秦 野 市	26	443,185	0	49,250	0	492,435	46	615,103	0	110,927	0	726,030	
厚 木 市	501	15,658,921	0	2,189,774	0	17,848,695	602	7,623,860	0	897,160	0	8,521,020	
大 和 市	360	6,335,055	0	793,045	0	7,128,100	79	1,228,650	0	151,610	0	1,380,260	
伊勢原市	166	3,652,299	0	435,886	0	4,088,185	61	1,234,467	0	137,163	0	1,371,630	
海老名市	195	5,502,235	0	694,555	0	6,196,790	143	2,052,809	0	318,821	0	2,371,630	
座 間 市	368	10,030,794	0	1,195,501	0	11,226,295	66	1,970,434	0	225,466	0	2,195,900	
南足柄市	22	712,261	0	79,149	0	791,410	0	0	0	0	0	0	
綾 瀬 市	122	3,581,721	0	400,324	0	3,982,045	16	513,154	0	66,626	0	579,780	
葉 山 町	36	1,070,104	0	288,546	0	1,358,650	389	4,492,947	0	726,123	0	5,219,070	
寒 川 町	91	1,793,492	0	210,668	0	2,004,160	11	178,920	0	19,880	0	198,800	
大 磯 町	59	1,606,080	0	178,477	0	1,784,557	12	100,719	0	18,051	0	118,770	
二 宮 町	26	899,898	0	99,997	0	999,895	0	0	0	0	0	0	
中 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大 井 町	11	506,621	0	56,294	0	562,915	0	0	0	0	0	0	
松 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山 北 町	21	907,290	0	100,810	0	1,008,100	0	0	0	0	0	0	
開 成 町	1	53,235	0	5,915	0	59,150	0	0	0	0	0	0	
箱 根 町	6	123,874	0	13,766	0	137,640	3	37,602	0	4,178	0	41,780	
真 鶴 町	12	299,674	0	33,301	0	332,975	0	0	0	0	0	0	
湯河原町	1	79,096	0	8,789	0	87,885	3	18,018	0	691	0	18,709	
愛 川 町	67	2,624,268	0	291,597	0	2,915,865	20	288,513	0	32,057	0	320,570	
清 川 村	12	1,086,083	0	120,682	0	1,206,765	21	1,101,150	0	122,350	0	1,223,500	
県 合 計	20,060	473,848,436	0	62,849,507	0	536,697,943	11,289	177,563,818	0	23,546,348	0	201,110,166	
市 計	19,717	462,798,721	0	61,440,665	0	524,239,386	10,830	171,345,949	0	22,623,018	0	193,968,967	
町 村 計	343	11,049,715	0	1,408,842	0	12,458,557	459	6,217,869	0	923,330	0	7,141,199	

※ 受領委任払分以外の市町村申請分の数値を集計したもの。

表 8-1-3-2-1 現金給付費（移送、その他（食事・生活療養、負担割合差額含））

【平成 28 年度】

	移 送					そ の 他					
	件数 (件)	費 用 額 (円)				件数 (件)	費 用 額 (円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分		計	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分
横 浜 市	1	16,000	0	0	0	16,000	35,492,748	0	-26,830,528	0	8,662,220
川 崎 市	4	79,070	0	0	0	79,070	14,494,913	0	-9,946,966	0	4,547,947
相模原市	3	54,150	0	0	0	54,150	4,526,725	0	-3,407,028	0	1,119,697
横須賀市	2	32,410	0	0	0	32,410	4,849,348	0	-4,059,675	0	789,673
平 塚 市	1	18,070	0	0	0	18,070	5,678,949	0	-5,388,085	0	290,864
鎌 倉 市	1	19,010	0	0	0	19,010	4,411,976	0	-2,947,985	0	1,463,991
藤 沢 市	0	0	0	0	0	0	5,959,493	0	-5,569,467	0	390,026
小田原市	2	23,900	0	0	0	23,900	3,575,570	0	-3,335,762	0	239,808
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	3,659,274	0	-3,599,658	0	59,616
逗 子 市	1	1,334,180	0	0	0	1,334,180	2,672,117	0	-2,007,045	0	665,072
三 浦 市	0	0	0	0	0	0	751,221	0	-599,172	0	152,049
秦 野 市	0	0	0	0	0	0	4,289,682	0	-1,515,847	0	2,773,835
厚 木 市	1	5,400	0	0	0	5,400	2,308,512	0	-1,493,510	0	815,002
大 和 市	0	0	0	0	0	0	2,064,267	0	-1,347,187	0	717,080
伊勢原市	0	0	0	0	0	0	773,823	0	-713,560	0	60,263
海老名市	0	0	0	0	0	0	750,396	0	-698,508	0	51,888
座 間 市	2	64,610	0	0	0	64,610	989,145	0	-795,849	0	193,296
南足柄市	0	0	0	0	0	0	455,155	0	-315,075	0	140,080
綾 瀬 市	1	26,480	0	0	0	26,480	579,217	0	-439,772	0	139,445
葉 山 町	0	0	0	0	0	0	566,536	0	-316,064	0	250,472
寒 川 町	0	0	0	0	0	0	520,860	0	-408,108	0	112,752
大 磯 町	0	0	0	0	0	0	159,983	0	-159,983	0	0
二 宮 町	0	0	0	0	0	0	101,552	0	-101,552	0	0
中 井 町	0	0	0	0	0	0	17,448	0	-17,448	0	0
大 井 町	0	0	0	0	0	0	348,766	0	-348,766	0	0
松 田 町	0	0	0	0	0	0	324,128	0	-324,128	0	0
山 北 町	0	0	0	0	0	0	69,550	0	-69,550	0	0
開 成 町	0	0	0	0	0	0	122,274	0	-122,274	0	0
箱 根 町	0	0	0	0	0	0	129,016	0	-98,836	0	30,180
真 鶴 町	0	0	0	0	0	0	43,090	0	-43,090	0	0
湯河原町	0	0	0	0	0	0	67,908	0	-67,908	0	0
愛 川 町	0	0	0	0	0	0	144,324	0	-73,044	0	71,280
清 川 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県 合 計	19	1,673,280	0	0	0	1,673,280	100,897,966	0	-77,161,430	0	23,736,536
市 計	19	1,673,280	0	0	0	1,673,280	98,282,531	0	-75,010,679	0	23,271,852
町 村 計	0	0	0	0	0	0	2,615,435	0	-2,150,751	0	464,684

表 8-3-22 葬祭費支給件数

【平成28年度】

		4月 (件)	5月 (件)	6月 (件)	7月 (件)	8月 (件)	9月 (件)	10月 (件)	11月 (件)	12月 (件)	1月 (件)	2月 (件)	3月 (件)	合計件数 (件)	支給金額 (円)
横浜市	鶴見区	130	110	97	93	100	115	102	95	119	115	128	130	1,334	66,700,000
	神奈川区	100	109	105	88	95	109	107	101	95	87	122	128	1,246	62,300,000
	西区	53	35	55	45	45	41	37	42	57	39	49	56	554	27,700,000
	中区	64	60	71	60	71	71	51	70	68	67	71	75	799	39,950,000
	南区	91	103	109	109	89	94	93	101	139	109	122	130	1,289	64,450,000
	保土ヶ谷区	116	113	105	105	105	128	83	85	116	109	119	127	1,311	65,550,000
	磯子区	113	87	81	79	76	93	80	91	105	89	107	89	1,090	54,500,000
	金沢区	125	97	111	116	66	105	107	99	122	110	132	127	1,317	65,850,000
	港北区	128	138	145	119	119	117	106	96	133	97	139	131	1,468	73,400,000
	戸塚区	144	114	136	102	111	126	105	97	146	94	139	116	1,430	71,500,000
	港南区	114	114	112	95	91	97	90	102	128	105	114	128	1,290	64,500,000
	旭区	137	127	139	119	105	135	137	105	150	124	177	146	1,601	80,050,000
	緑区	64	64	83	54	55	62	75	66	69	73	88	95	848	42,400,000
	瀬谷区	68	59	65	56	59	75	53	70	77	62	78	61	783	39,150,000
	栄区	66	53	72	59	50	59	53	60	65	67	76	58	738	36,900,000
	泉区	83	71	63	74	55	62	74	75	86	79	73	97	892	44,600,000
	青葉区	126	103	125	102	84	119	89	97	93	101	112	113	1,264	63,200,000
川崎市	都筑区	54	62	75	58	50	66	54	52	65	63	69	53	721	36,050,000
	川崎区	98	91	100	100	68	80	84	102	96	92	116	113	1,140	57,000,000
	幸区	59	60	64	60	49	68	66	61	77	68	82	86	800	40,000,000
	中原区	61	68	79	63	55	70	71	82	97	67	97	85	895	44,750,000
	高津区	83	72	65	67	57	57	56	43	74	71	79	95	819	40,950,000
	多摩区	65	61	74	67	62	70	63	66	67	69	81	91	836	41,800,000
	宮前区	67	62	98	60	69	72	53	79	72	69	85	76	862	43,100,000
相模原市	麻生区	68	55	83	60	45	64	60	44	76	76	72	91	794	39,700,000
	相模原市	347	247	279	271	251	249	241	260	300	295	309	355	3,404	170,200,000
	横須賀市	322	249	312	189	230	240	205	234	265	285	296	352	3,179	158,950,000
	平塚市	134	124	173	135	117	126	135	137	162	139	151	170	1,703	85,150,000
	鎌倉市	112	123	137	83	98	127	111	90	146	107	122	147	1,403	70,150,000
	藤沢市	211	184	191	184	127	189	179	132	214	181	220	207	2,219	110,950,000
	小田原市	103	100	112	72	90	113	105	88	146	119	119	121	1,288	64,400,000
	茅ヶ崎市	129	105	137	104	104	116	113	113	123	100	135	156	1,435	71,750,000
	逗子市	40	48	48	58	35	40	35	47	47	44	37	54	533	26,650,000
	三浦市	36	40	36	35	32	34	28	33	34	39	40	42	429	21,450,000
	秦野市	90	72	67	69	72	55	74	56	73	84	93	93	898	44,900,000
	厚木市	85	83	96	81	80	88	68	74	91	78	90	110	1,024	51,200,000
	大和市	106	82	101	76	72	76	93	85	114	71	97	98	1,071	53,550,000
	伊勢原市	47	41	43	50	33	37	45	36	51	34	40	48	505	25,250,000
	海老名市	53	55	56	54	48	31	49	42	57	49	63	52	609	30,450,000
	座間市	51	45	61	41	46	47	38	53	54	48	66	65	615	30,750,000
	南足柄市	32	22	32	25	17	22	25	22	38	20	28	39	322	16,100,000
	綾瀬市	26	50	31	32	35	28	24	32	36	33	53	46	426	21,300,000
	葉山町	24	16	26	24	23	19	13	21	33	18	25	24	266	13,300,000
	寒川町	23	19	32	23	20	18	20	20	22	28	26	24	275	13,750,000
	大磯町	14	19	22	22	16	31	28	13	22	22	26	30	265	13,250,000
	二宮町	17	21	27	21	10	17	11	25	26	11	17	31	234	11,700,000
	中井町	5	8	6	3	5	4	5	3	3	9	11	6	68	3,400,000
	大井町	10	15	12	8	7	8	6	5	12	10	8	13	114	5,700,000
	松田町	11	7	10	2	7	7	6	7	15	7	13	12	104	5,200,000
	山北町	7	14	12	10	6	12	10	8	8	14	9	13	123	6,150,000
	開成町	10	5	7	6	3	9	5	9	11	3	15	12	95	4,750,000
	箱根町	8	9	7	2	11	10	7	5	7	10	14	12	102	5,100,000
	真鶴町	19	8	4	9	8	5	10	7	11	7	12	2	102	5,100,000
	湯河原町	24	15	26	13	14	24	14	17	21	19	16	23	226	11,300,000
	愛川町	23	19	19	21	7	17	9	28	21	20	29	24	237	11,850,000
	清川村	2	1	0	0	1	0	1	3	4	1	0	4	17	850,000
	県合計	4,398	3,934	4,434	3,733	3,456	3,954	3,662	3,686	4,559	4,007	4,707	4,882	49,412	2,470,600,000

8-4 保健事業

表 8-4-1 健康診査受診者数

【平成29年3月】

	H28. 4. 1被保険者数(人)	受診者数(人)	受診率
横 浜 市	396,365	49,033	12.37%
川 崎 市	123,608	40,409	32.69%
相 模 原 市	71,342	19,318	27.08%
横 須 賀 市	57,429	9,588	16.70%
平 塚 市	29,600	10,161	34.33%
鎌 倉 市	27,621	9,996	36.19%
藤 沢 市	45,338	24,521	54.08%
小 田 原 市	25,040	7,341	29.32%
茅 ヶ 崎 市	27,771	14,193	51.11%
逗 子 市	9,568	2,594	27.11%
三 浦 市	7,666	1,496	19.51%
秦 野 市	17,749	6,606	37.22%
厚 木 市	20,710	7,917	38.23%
大 和 市	22,512	10,253	45.54%
伊 勢 原 市	10,503	3,804	36.22%
海 老 名 市	12,386	4,704	37.98%
座 間 市	12,817	4,962	38.71%
南 足 柄 市	5,889	1,593	27.05%
綾 瀬 市	8,661	4,516	52.14%
葉 山 町	4,950	1,366	27.60%
寒 川 町	4,874	2,241	45.98%
大 磯 町	4,856	338	6.96%
二 宮 町	4,539	1,903	41.93%
中 井 町	1,196	258	21.57%
大 井 町	1,876	679	36.19%
松 田 町	1,764	261	14.80%
山 北 町	1,936	299	15.44%
開 成 町	1,794	120	6.69%
箱 根 町	1,912	701	36.66%
真 鶴 町	1,429	375	26.24%
湯 河 原 町	4,449	1,067	23.98%
愛 川 町	4,249	2,038	47.96%
清 川 村	390	158	40.51%
県 合 計	972,789	244,809	25.17%

8-5 医療費適正化

表8-5-1 再審査状況

【平成28年度】

	4月再審査(円)	5月再審査(円)	6月再審査(円)	7月再審査(円)	8月再審査(円)	9月再審査(円)	10月再審査(円)	11月再審査(円)	12月再審査(円)	1月再審査(円)	2月再審査(円)	3月再審査(円)	合計(円)
横 浜 市	20,657,376	21,051,686	20,848,763	16,565,568	18,246,800	23,164,526	40,864,512	27,317,776	14,785,843	27,625,222	17,789,822	24,175,338	273,093,232
川 崎 市	11,234,852	11,133,598	18,874,813	17,894,204	22,375,478	12,754,852	20,500,330	11,577,905	6,320,214	13,576,434	10,567,326	16,078,364	172,888,370
相 模 原 市	9,542,401	1,143,754	2,197,421	3,320,729	679,762	1,216,193	12,052,474	1,104,317	1,058,577	4,500,404	723,447	757,951	38,297,430
横 須 賀 市	1,568,387	2,604,515	1,249,247	2,665,698	1,159,356	1,646,095	2,937,369	3,456,344	1,758,285	569,470	2,744,104	401,656	22,760,526
平 塚 市	245,998	180,760	173,339	315,352	306,326	2,998,848	396,760	1,680	4,840,246	2,435,231	305,530	280,948	12,481,018
鎌 倉 市	1,262,256	3,297,730	499,852	781,201	336,467	316,488	549,603	94,555	1,637,997	1,230,987	1,752,843	444,479	12,204,458
藤 沢 市	4,049,068	1,556,626	3,341,703	1,458,667	1,454,508	1,877,809	1,773,335	2,311,617	2,797,587	1,261,989	4,113,707	3,621,321	29,617,937
小 田 原 市	3,312,781	678,379	0	4,888,176	835,788	437,669	379,784	230	1,417,163	187,444	98,987	1,048,183	13,284,584
茅 ヶ 崎 市	1,072,361	260,870	30,588	4,963,336	3,915,525	531,879	1,203,180	560,652	545,099	1,503,217	1,903,228	7,450,120	23,940,055
逗 子 市	39,237	223,681	0	24,378	781,514	137,690	1,645,100	41,692	178,990	632,609	42,057	5,896,789	9,643,737
三 浦 市	41,290	14,850	0	2,768,778	151,040	603,290	17,070	31,859	75,880	17,144	20,967	46,570	3,788,738
秦 野 市	2,422,014	1,719,844	1,703,375	5,634,251	1,391,822	1,516,897	854,889	676,700	78,930	1,503,524	52,170	197,715	17,752,131
厚 木 市	1,445,761	3,576,086	2,592,269	1,516,843	1,365,088	2,596,540	2,544,240	1,285,921	1,920,616	2,006,607	2,255,183	3,057,525	26,162,679
大 和 市	211,467	755,687	1,214,076	441,547	200,566	249,767	1,641,388	342,037	229,134	297,802	300,912	1,002,674	6,887,057
伊 勢 原 市	496,582	1,187,854	591,551	606,174	650,409	467,278	538,027	789,473	2,352,405	950,467	437,318	240,083	9,307,621
海 老 名 市	146,171	11,890	0	255,270	145,878	159,904	117,890	760,043	1,184,648	82,250	232,520	9,580	3,106,044
座 間 市	508,104	564,672	264,684	953,786	1,057,575	501,635	861,007	2,051,005	1,061,214	972,714	416,016	578,820	9,791,232
南 足 柄 市	29,770	30,830	3,438	1,779,842	1,095,652	1,080	323,367	8,040	271,149	2,250	2,520	7,550	3,555,488
綾 瀬 市	1,341,760	0	839,606	101,882	4,410	14,285	11,949	7,870	1,134,610	126,860	3,943	26,050	3,613,225
葉 山 町	117,874	0	9,740	3,170	170,329	143,290	1,083,220	31,800	627	131,734	50,510	17,161	1,759,455
寒 川 町	732,050	509,897	825,084	2,143,387	409,241	403,808	1,289,462	161,763	356,542	363,817	438,216	174,871	7,808,138
大 磯 町	912,078	870,617	17,490	1,367,208	1,475,454	400,180	162,659	63,205	210,752	413,958	456,905	2,613,102	8,963,608
二 宮 町	139,938	211,939	143,377	162,403	116,332	192,692	142,050	82,186	22,897	62,551	54,685	40,301	1,371,351
中 井 町	52,523	39,592	28,621	61,683	13,681	23,248	127,314	38,664	57,507	11,940	9,454	40,776	505,003
大 井 町	11,844	12,279	52,722	41,235	275,298	77,576	143,140	15,288	48,250	61,085	34,644	44,379	817,740
松 田 町	8,420	924,240	0	1,620	3,369	2,150	0	657	5,190	83,360	2,780	4,200	1,035,986
山 北 町	3,114	15,009	17,554	26,072	21,436	61,540	15,997	77,634	129,890	860	3,780	46,095	418,981
開 成 町	707,863	161,218	65,626	201,134	72,765	111,663	282,926	1,576,241	113,040	431,761	89,896	619,111	4,433,244
箱 根 町	11,800	56,634	8,120	0	47,200	0	33,030	12,370	112,956	3,840	4,110	18,650	308,710
真 鶴 町	330	186,869	0	8,140	37,000	0	44,648	2,000	21,190	0	30,000	27,900	358,077
湯 河 原 町	291,070	412,643	529,200	10,880	774,348	0	80,602	12,470	15,860	570	1,410	62,590	2,191,643
愛 川 町	221,835	675,898	177,790	4,060	235,073	74,910	9,944	221,761	21,880	6,650	1,140,763	49,440	2,840,004
清 川 村	0	9,200	0	5,120	0	0	0	0	2,000	0	0	0	16,320
県 合 計	62,838,375	54,079,347	56,300,049	70,971,794	59,805,490	52,683,782	92,627,266	54,715,755	44,767,168	61,054,751	46,079,753	69,080,292	725,003,822

申出件数	11,892	10,236	10,049	14,212	11,400	10,475	13,515	10,474	9,737	13,186	8,692	11,963	135,831
査定件数	3,892	3,785	3,174	4,534	3,589	2,981	3,910	2,960	2,747	4,073	2,712	3,709	42,066

表 8-5-2 第三者行為求償状況

【平成28年度】

	第三者行				自過失 件数(件)
	一般 求償金額(円)	現役並み所得者 求償金額(円)	計 件数(件)	計 求償金額(円)	
横浜市	253,209,997	10,467,106	1,510	263,677,103	120
川崎市	67,455,129	14,678,024	568	82,133,153	38
相模原市	44,897,178	1,314,622	396	46,211,800	21
横須賀市	38,553,020	21,637	269	38,574,657	17
平塚市	16,522,489	25,228	136	16,547,717	10
鎌倉市	15,000,454	314,592	48	15,315,046	13
藤沢市	55,672,103	0	257	55,672,103	7
小田原市	7,413,720	2,892,056	74	10,305,776	6
茅ヶ崎市	23,011,139	372,251	142	23,383,390	8
逗子市	1,299,158	272,161	35	1,571,319	3
三浦市	3,432,204	0	29	3,432,204	4
秦野市	7,796,875	0	74	7,796,875	3
厚木市	9,550,301	1,076,359	90	10,626,660	12
大和市	11,089,590	0	130	11,089,590	2
伊勢原市	11,489,728	0	50	11,489,728	7
海老名市	10,548,080	1,873,756	35	12,421,836	4
座間市	7,063,997	0	57	7,063,997	1
南足柄市	1,078,622	0	27	1,078,622	0
綾瀬市	3,016,792	116,631	26	3,133,423	3
葉山町	12,933,538	89,439	53	13,022,977	2
寒川町	9,703,193	0	81	9,703,193	2
大磯町	57,117	0	8	57,117	2
二宮町	2,387,919	2,522,015	78	4,909,934	2
中井町	423,662	0	3	423,662	0
大井町	2,151,993	0	10	2,151,993	0
松田町	0	0	0	0	1
山北町	21,465	0	4	21,465	0
開成町	0	0	0	0	0
箱根町	7,002	0	1	7,002	1
真鶴町	7,317	0	4	7,317	0
湯河原町	5,627,775	0	25	5,627,775	0
愛川町	2,463,026	489,426	38	2,952,452	0
清川村	0	0	0	0	1
県合計	623,884,583	36,525,303	4,258	660,409,886	290

第三者行 求償額(月別)

	調 定 (円)	収 入 (円)
4月	102,930,875	149,661
5月	38,193,980	102,781,214
6月	75,439,276	38,209,946
7月	69,361,963	75,444,919
8月	40,699,269	69,403,040
9月	63,189,728	40,440,923
10月	23,964,255	63,189,728
11月	38,787,906	23,968,455
12月	38,449,911	83,236,339
1月	56,079,371	43,994
2月	34,657,599	56,106,192
3月	78,655,753	34,536,985
4月		78,788,142
5月		20,000
合計	660,409,886	666,319,538

過年度繰越分	14,932,993	4,305,739
--------	------------	-----------

表 8－5－3－① 不当利得求償状況（医療機関等に対する求償） 【平成 28 年度】

	不当利得			
	一般	現役並み所得者	計	
	金額(円)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
横 浜 市	14,844,623	535,527	11,613	15,380,150
川 崎 市	706,670	15,771	422	722,441
相 模 原 市	0	287	16	287
横 須 賀 市	422,352	28,826	1,096	451,178
平 塚 市	8,928	0	7	8,928
鎌 倉 市	70,812	2,198	48	73,010
藤 沢 市	1,100,466	39,361	978	1,139,827
小 田 原 市	36,918	3,535	116	40,453
茅 ヶ 崎 市	93,991	238	6	94,229
逗 子 市	116,114	27,391	395	143,505
三 浦 市	3,906	287	9	4,193
秦 野 市	13,149	0	14	13,149
厚 木 市	0	0	0	0
大 和 市	98,763	0	19	98,763
伊 勢 原 市	2,790	0	5	2,790
海 老 名 市	10,980	910	11	11,890
座 間 市	2,538	0	4	2,538
南 足 柄 市	3,258	0	9	3,258
綾 瀬 市	900	0	1	900
葉 山 町	30,618	4,158	86	34,776
寒 川 町	0	0	0	0
大 磯 町	0	0	0	0
二 宮 町	0	0	0	0
中 井 町	0	0	0	0
大 井 町	306	0	1	306
松 田 町	369	0	1	369
山 北 町	369	0	1	369
開 成 町	0	0	0	0
箱 根 町	3,690	3,059	18	6,749
真 鶴 町	675	0	2	675
湯 河 原 町	1,476	0	4	1,476
愛 川 町	0	0	0	0
清 川 村	0	0	0	0
県 合 計	17,574,661	661,548	14,882	18,236,209

不当利得求償額(月別)

	調 定 (円)	収 入 (円)
4月	277,982	89,652
5月	1,969,920	268,250
6月	6,811,806	0
7月	1,366,862	1,305,465
8月	543,350	725,649
9月	350,604	425,822
10月	37,817	66,615
11月	1,666,226	1,596,013
12月	1,244,963	1,601,087
1月	1,394,066	81,876
2月	1,285,780	1,522,626
3月	1,286,833	1,360,998
4月		1,422,051
5月		0
合計	18,236,209	10,466,104
過年度繰越分	67,957,707	22,129,610

表 8-5-3-② 不当利得求償状況（被保険者等に対する求償（負担割合相違差額））

【平成 28 年度】

	不当利得			
	一般	現役並み所得者	計	
	求償金額(円)	求償金額(円)	件数(件)	求償金額(円)
横 浜 市	215,435,239	-184,754,250	8,251	30,680,989
川 崎 市	88,486,804	-73,909,192	3,974	14,577,612
相 模 原 市	38,767,186	-33,047,138	1,681	5,720,048
横 須 賀 市	17,818,411	-14,601,507	1,242	3,216,904
平 塚 市	5,626,707	-4,598,568	341	1,028,139
鎌 倉 市	26,433,105	-22,200,286	1,149	4,232,819
藤 沢 市	34,654,035	-29,807,204	1,294	4,846,831
小 田 原 市	28,677,975	-23,446,105	943	5,231,870
茅 ヶ 崎 市	26,946,763	-24,104,173	666	2,842,590
逗 子 市	13,319,601	-11,297,265	633	2,022,336
三 浦 市	3,811,539	-3,266,357	89	545,182
秦 野 市	18,807,203	-17,233,415	260	1,573,788
厚 木 市	13,271,875	-11,289,558	421	1,982,317
大 和 市	17,690,528	-15,787,407	420	1,903,121
伊 勢 原 市	9,038,988	-8,064,484	161	974,504
海 老 名 市	2,463,430	-2,169,683	83	293,747
座 間 市	5,562,007	-4,781,700	208	780,307
南 足 柄 市	12,688,688	-11,884,926	142	803,762
綾 瀬 市	3,685,698	-3,052,328	178	633,370
葉 山 町	3,345,731	-2,717,885	229	627,846
寒 川 町	3,349,909	-2,781,587	79	568,322
大 磯 町	735,246	-571,858	64	163,388
二 宮 町	1,624,032	-1,314,359	123	309,673
中 井 町	13,500	-10,500	1	3,000
大 井 町	615,807	-478,961	75	136,846
松 田 町	490,785	-412,715	21	78,070
山 北 町	4,864,752	-4,291,029	91	573,723
開 成 町	47,826	-37,198	4	10,628
箱 根 町	1,056,951	-910,355	61	146,596
真 鶴 町	92,898	-72,254	15	20,644
湯 河 原 町	7,303,394	-6,428,848	75	874,546
愛 川 町	2,449,111	-2,279,822	30	169,289
清 川 村	0	0	0	0
県 合 計	609,175,724	-521,602,917	23,004	87,572,807

不当利得求償額(月別)

	調 定 (円)	収 入 (円)
4月	11,324,030	6,595,732
5月	10,388,159	9,144,141
6月	14,803,190	8,890,422
7月	7,820,704	7,839,897
8月	5,731,376	4,973,864
9月	4,303,332	3,653,305
10月	6,897,972	4,302,353
11月	6,191,971	4,196,128
12月	5,723,782	5,151,504
1月	4,540,033	3,776,276
2月	4,731,446	3,223,032
3月	5,116,812	6,916,118
4月		1,014,899
5月		465,579
合計	87,572,807	70,143,250

過年度繰越分	69,400,252	8,779,390
--------	------------	-----------

表 8-5-3-③ 不当利得求償状況 (被保険者等に対する求償 (資格喪失後受診)) 【平成 28 年度】

	不当利得			
	一般	現役並み所得者	計	
	求償金額(円)	求償金額(円)	件数(件)	求償金額(円)
横 浜 市	33,867,089	3,469,456	1,128	37,336,545
川 崎 市	18,784,843	2,582,964	479	21,367,807
相 模 原 市	13,260,297	123,921	254	13,384,218
横 須 賀 市	2,218,809	33,054	55	2,251,863
平 塚 市	944,286	13,489	43	957,775
鎌 倉 市	1,290,586	155,022	87	1,445,608
藤 沢 市	2,247,326	40,208	105	2,287,534
小 田 原 市	929,237	47,600	58	976,837
茅 ヶ 崎 市	809,177	0	42	809,177
逗 子 市	18,270	3,451	7	21,721
三 浦 市	184,833	6,797	19	191,630
秦 野 市	2,282,422	50,015	34	2,332,437
厚 木 市	652,706	111,622	55	764,328
大 和 市	591,264	440,951	76	1,032,215
伊 勢 原 市	491,018	0	16	491,018
海 老 名 市	1,556,827	3,136	47	1,559,963
座 間 市	1,478,392	0	34	1,478,392
南 足 柄 市	484,373	0	2	484,373
綾 瀬 市	386,918	0	14	386,918
葉 山 町	1,516,156	0	10	1,516,156
寒 川 町	342,732	0	9	342,732
大 磯 町	47,988	2,366	9	50,354
二 宮 町	132,434	0	12	132,434
中 井 町	0	0	0	0
大 井 町	66,267	0	2	66,267
松 田 町	0	0	0	0
山 北 町	0	0	0	0
開 成 町	68,580	0	7	68,580
箱 根 町	125,595	0	10	125,595
真 鶴 町	0	0	0	0
湯 河 原 町	278,104	37,835	29	315,939
愛 川 町	121,707	0	7	121,707
清 川 村	141,336	0	3	141,336
県 合 計	85,319,572	7,121,887	2,653	92,441,459

不当利得求償額(月別)

	調 定 (円)	収 入 (円)
4月	0	0
5月	518,977	82,089
6月	10,424,532	919,648
7月	509,198	2,515,361
8月	16,901,653	3,171,895
9月	19,812,686	4,060,643
10月	14,374,398	3,712,661
11月	14,283,163	4,061,664
12月	8,150,390	2,433,780
1月	1,925,100	6,151,677
2月	2,954,380	2,327,739
3月	2,586,982	12,944,242
4月		755,782
5月		3,143,783
合計	92,441,459	46,280,964
過年度繰越分	72,261,441	994,315

9 各広域連合の状況

表9-1 都道府県別・年齢階層別被保険者内訳

【平成29年3月】

(単位:人)

	合 計	65歳以上 75歳未満の 障がい認定者	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～99歳	100歳～
北海道	787,320	31,938	15,754	16,184	285,529	230,267	149,404	68,422	18,836	2,924
青森県	204,928	8,954	4,868	4,086	72,780	63,141	39,352	16,325	3,868	508
岩手県	213,213	4,522	2,267	2,255	73,078	65,670	43,964	20,092	5,098	789
宮城県	299,262	3,599	1,568	2,031	108,184	90,929	60,943	27,679	6,959	969
秋田県	190,739	3,790	1,768	2,022	62,734	59,848	41,220	18,131	4,392	624
山形県	193,154	4,822	2,305	2,517	62,194	58,079	42,268	20,211	4,918	662
福島県	295,860	9,116	4,696	4,420	99,117	87,668	61,991	29,598	7,348	1,022
茨城県	385,776	14,067	7,232	6,835	148,810	108,078	71,213	33,884	8,370	1,354
栃木県	252,005	6,427	3,209	3,218	93,527	72,722	49,246	23,505	5,697	881
群馬県	273,043	7,373	3,661	3,712	100,863	78,137	53,374	25,564	6,639	1,093
埼玉県	815,959	10,629	5,214	5,415	365,850	241,888	127,084	54,059	14,196	2,253
千葉県	736,850	6,497	2,499	3,998	315,403	220,690	123,750	53,799	14,341	2,370
東京都	1,455,377	5,171	1,833	3,338	569,849	451,761	269,503	119,992	33,440	5,661
神奈川県	1,023,389	4,963	2,237	2,726	429,677	309,650	177,490	76,802	21,240	3,567
新潟県	367,803	4,927	2,537	2,390	125,488	109,756	77,356	37,820	10,802	1,654
富山県	172,352	8,072	4,057	4,015	59,140	49,827	33,582	16,226	4,742	763
石川県	160,632	4,979	2,407	2,572	56,703	46,414	31,874	15,288	4,659	715
福井県	117,747	2,058	1,007	1,051	39,502	35,418	24,833	12,031	3,376	529
山梨県	123,337	1,133	441	692	43,773	35,308	25,676	13,074	3,728	645
長野県	339,990	5,184	2,094	3,090	115,348	97,358	72,538	37,594	10,308	1,660
岐阜県	289,840	3,860	1,598	2,262	110,048	86,568	55,851	25,798	6,697	1,018
静岡県	517,999	6,914	3,539	3,375	198,435	152,931	98,911	46,491	12,394	1,923
愛知県	878,837	41,610	20,826	20,784	353,588	254,571	146,640	63,420	16,397	2,611
三重県	258,234	3,540	1,466	2,074	96,272	78,073	50,573	23,046	5,812	918
滋賀県	167,699	2,670	1,187	1,483	62,753	49,333	32,827	15,306	4,144	666
京都府	344,652	5,311	2,179	3,132	132,269	102,334	64,344	30,111	8,691	1,592
大阪府	1,058,656	14,604	6,414	8,190	449,888	319,405	176,903	74,365	20,078	3,413
兵庫県	732,339	15,991	5,890	10,101	280,756	218,194	136,281	61,575	16,774	2,768
奈良県	193,110	3,796	1,646	2,150	76,688	55,920	35,305	16,214	4,442	745
和歌山県	156,225	3,971	1,965	2,006	55,212	46,511	31,007	14,871	3,974	679
鳥取県	90,920	1,587	751	836	29,099	26,832	19,786	10,215	2,907	494
島根県	124,063	1,932	956	976	37,820	37,501	27,688	14,132	4,310	680
岡山県	279,201	2,825	1,061	1,764	98,564	82,990	58,104	27,595	7,818	1,305
広島県	395,051	11,249	5,671	5,578	142,001	113,839	76,493	38,077	11,453	1,939
山口県	234,813	3,498	1,419	2,079	82,672	69,867	47,923	23,088	6,617	1,148
徳島県	123,305	4,496	2,387	2,109	40,346	36,915	25,562	12,353	3,076	557
香川県	148,690	1,581	649	932	51,055	44,214	31,409	15,235	4,383	813
愛媛県	223,103	5,011	2,435	2,576	76,147	65,889	46,379	22,308	6,302	1,067
高知県	124,691	2,045	959	1,086	40,670	36,512	27,047	13,877	3,908	632
福岡県	651,030	26,451	13,770	12,681	236,084	186,773	123,122	59,028	16,608	2,964
佐賀県	122,178	1,972	964	1,008	41,552	36,238	25,665	12,643	3,478	630
長崎県	214,593	1,330	569	761	74,255	64,788	44,812	22,240	6,136	1,032
熊本県	277,298	4,068	1,920	2,148	91,759	83,244	58,720	29,589	8,546	1,372
大分県	184,195	1,674	675	999	63,407	55,254	39,048	18,903	5,056	853
宮崎県	173,294	2,531	1,099	1,432	58,994	52,635	36,110	17,207	4,957	860
鹿児島県	264,178	3,435	1,466	1,969	86,114	78,686	57,530	28,460	8,502	1,451
沖縄県	140,891	1,149	515	634	52,723	42,992	26,345	12,132	4,498	1,052
全国計	16,777,821	327,322	155,630	171,692	6,346,720	4,991,618	3,177,046	1,468,375	400,915	65,825

※厚生労働省HP 後期高齢者医療事業状況報告 事業月報(速報)より

表9-2 都道府県別保険料設定状況等

【平成29年7月】

	平成28年度・平成29年度 均一保険料率【注1】				平成28年度1人当たり 保険料調定額(円)【注2】	
	均等割額(円)	順位	所得割率(%)	順位		
北海道	49,809	8	10.51	5	63,811	15
青森県	40,514	40	7.41	45	38,793	46
岩手県	38,000	46	7.36	46	39,889	45
宮城県	42,480	33	8.54	33	58,714	23
秋田県	39,710	43	8.07	38	37,380	47
山形県	41,700	37	8.58	31	44,471	43
福島県	41,700	37	8.19	37	45,544	42
茨城県	39,500	44	8.00	40	55,225	29
栃木県	43,200	31	8.54	33	55,987	28
群馬県	43,600	29	8.60	29	57,173	26
埼玉県	42,070	36	8.34	35	73,720	8
千葉県	40,400	41	7.93	41	71,191	10
東京都	42,400	35	9.07	20	97,150	1
神奈川県	43,429	30	8.66	28	91,785	2
新潟県	35,300	47	7.15	47	41,874	44
富山県	43,800	27	8.60	29	58,547	24
石川県	47,520	16	9.33	14	62,331	18
福井県	43,700	28	7.90	42	54,070	32
山梨県	40,490	41	7.86	43	49,638	38
長野県	40,907	39	8.30	36	55,022	30
岐阜県	42,690	32	8.55	32	59,561	22
静岡県	39,500	44	7.85	44	62,148	19
愛知県	46,984	18	9.54	12	85,015	3
三重県	43,870	26	9.06	21	61,010	21
滋賀県	45,242	22	8.94	23	66,694	13
京都府	48,220	14	9.61	11	74,502	7
大阪府	51,649	6	10.41	6	81,093	4
兵庫県	48,297	13	10.17	7	79,370	5
奈良県	44,800	23	8.92	25	72,790	9
和歌山県	44,177	25	8.93	24	51,597	35
鳥取県	42,480	33	8.07	38	48,228	41
島根県	45,840	21	9.28	15	50,513	36
岡山県	49,200	9	9.87	10	66,069	14
広島県	44,795	24	8.97	22	68,857	12
山口県	52,390	4	10.52	4	70,265	11
徳島県	52,913	3	10.98	3	57,873	25
香川県	47,300	17	9.26	16	62,856	16
愛媛県	46,308	20	9.16	18	53,743	33
高知県	54,394	2	11.42	1	61,575	20
福岡県	56,085	1	11.17	2	76,479	6
佐賀県	51,800	5	9.88	9	56,873	27
長崎県	46,800	19	8.80	26	52,573	34
熊本県	47,900	15	9.26	16	48,466	39
大分県	48,500	10	9.52	13	54,167	31
宮崎県	48,400	12	9.08	19	48,455	40
鹿児島県	51,500	7	9.97	8	49,935	37
沖縄県	48,440	11	8.80	26	62,344	17
全国平均	45,334		9.00		68,612	
神奈川県との比	1,905		0.34		-23,173	

【注1】国公表資料：後期高齢者医療制度の平成28・29年度の保険料率等による

【注2】国公表資料：平成28年度後期高齢者医療被保険者実態調査：第6表による

10 業務指標値

区分	項目	細目	指標値	単位	備考	時点
資格	神奈川県総人口		9,144,183	人		H29.4.1
	被保険者数		1,023,389	人	県人口比 11.19%	H29.3.31
	うち障がい認定者数		4,963	人	全被保険者比 0.48%	
	被保険者構成	横浜	414,887	人	構成比 40.54%	
		川崎	129,484	人	12.65%	
		相模原	76,628	人	7.49%	
		横須賀	59,974	人	5.86%	
		市部(横須賀除く)	300,173	人	29.33%	
		町部	41,826	人	4.09%	
		清川村	417	人	0.04%	
	負担区分別被保険者数	現役並所得者	117,875	人	構成比 11.52%	
		一般	557,381	人	54.46%	
		低Ⅱ	172,196	人	16.83%	
		低Ⅰ	175,937	人	17.19%	
	例月被保険者異動状況(3月)	年齢到達	9,876	人	平成28年度合計 106,168 人	H28.8.1
		死亡	4,817	人	51,910 人	
		転入	522	人	5,443 人	
		転出	387	人	4,112 人	
		生保廃止	82	人	751 人	
		生保開始	118	人	939 人	
		減額認定者	年次 57,602	人		
保険料			7,039	人	H28.4.1～H28.7.31認定数	H29.3.31
	特定疾病者		6,602	人	平成28年度事業年報C表(年間平均)	
	軽減該当者	9割減	199,357	人	19.30%	H28・29年度保険料率算定に伴う2ヵ年平均値 (H28. 1. 14:最終保険料試算の数値) ベース:被保険者見込み数(1,032,502人)
		8. 5割減	122,697	人	11.88%	
		5割減	59,418	人	5.75%	
		2割減	84,202	人	8.15%	
		被扶養者軽減	56,303	人	5.45%	
		所得割減	80,933	人	7.83%	
	限度額超過者		22,235	人	2.15%	「平成28年度調整交付金算定にかかわる基礎通知等の報告」により
	所得無し者		537,024	人	55.20%	
	例月異動賦課者		13,168	人	月平均人数(H28年度実績)	
給付	年間一人あたり医療費		862,141	円/年	平成28年度実績	H29.6.30
	例月給付費	療養給付費	611.8	億円/月	平成28年度実績	
		療養費(柔整・現物)	10.2	億円/月		
		療養費(柔整を除く・現金)	1.2	億円/月		
		高額療養費(現物)	22.4	億円/月		
		高額療養費(現金)	5.4	億円/月		
		高額介護合算療養費	0.7	億円/月		
		葬祭費	2.1	億円/月		
		審査支払手数料(一・特)	1.7	億円/月		
	例月処理件数(療養費)	支給決定件数	5,712	件/月	平成28年度実績	
		不支給決定件数	2	件/年		
		振込不能件数	21	件/月		
		再振込み件数	22	件/月		
	例月処理件数(高額療養費)	新規勧奨発送件数	7,170	件/月	平成28年度実績	
		再勧奨発送件数	871	件/月		
		支給決定件数	75,805	件/月		
		振込不能件数	982	件/月		
		再振込み件数	973	件/月		
	処理件数(高額介護合算療養費)	新規勧奨発送件数(年間)	58,264	件/年	平成28年度実績	
		再勧奨発送件数	3,142	件/年		
		支給決定件数	3,898	件/月		
		不支給決定件数	651	件/月		
		振込不能件数	42	件/月		
		再振込み件数	35	件/月		
	例月処理件数(葬祭費)	支給決定件数	4,118	件/月	平成28年度実績	
		不支給決定件数	0	件/年		
		振込不能件数	22	件/月		
		再振込み件数	22	件/月		
	例月レセプト枚数	療養給付費	2,699,003	件/月	平成28年度実績	
		療養費等(柔整を含む)	75,681	件/月		
その他	搬送便ルート拠点		59	か所	5便で搬送:15時頃までには全便到着	

1 1 用語の定義

1 1 - 1 被保険者関係

◆被保険者

神奈川県内に住所を有する 75 歳以上の方（生活保護受給者等を除く。）、及び 65 歳以上 75 歳未満の方のうち障がい認定を受けた方が対象となる。

◆障がい認定

65 歳以上 75 歳未満の方で、一定程度の障がいの状態にある旨を市区町村の後期高齢者医療担当窓口に応じ、後期高齢者医療広域連合で認定されると、後期高齢者医療制度の被保険者となる。平成 20 年 3 月以前に老人保健法に基づき市町村長より障がい認定を受けた方は、平成 20 年 4 月以降後期高齢者医療広域連合から認定を受けたものとみなされる。

なお、障がい認定の申請については、いつでも将来に向かって撤回することができる。

◆所得区分

所得に応じて設定される①現役並み所得者②一般③区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）④区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）の区分のこと。自己負担割合や 1 か月に医療機関等で負担する金額の上限（自己負担限度額）がそれぞれの区分で異なる。

◆自己負担割合

かかった医療費（10 割）のうち、本人が何割支払うのかを表したもの。

上述の所得区分に応じて自己負担割合が決められており、後期高齢者医療制度では、現役並み所得者は 3 割、それ以外の方は 1 割負担となる。

◆基準収入額適用

所得区分が現役並み所得者であっても、前年中（1 月から 7 月は前々年中）の被保険者並びにその属する世帯の他の被保険者の収入の合計額が、2 人以上の場合 520 万円未満、1 人の場合 383 万円未満であると申請し、適用された場合は一般の区分となる。

また、同一世帯内に被保険者が 1 人で、収入の合計額が 383 万円以上ある方でも、以下のア及びイに該当する方は、申請し、適用された場合は一般の区分となる。

ア 同一世帯内に、70 歳～74 歳の者が居住している。

イ 被保険者とアの方の収入の合計額が 520 万円未満である。

◆限度額適用・標準負担額減額認定証

低所得者が窓口負担の軽減を受けるために提示するもの。医療機関等での窓口負担には上限額が設けられているが、市町村民税非課税世帯には、この上限を低く設定している。

1 1 - 2 保険料関係

◆賦課

後期高齢者医療広域連合の行政処分として後期高齢者医療制度の被保険者に対する保険料の額を確定すること。

◆旧ただし書所得

前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（長期・短期譲渡所得金額等）の合計から基礎控除額 33 万円を控除した額。

なお、雑損失の繰越控除額は控除しない。（旧地方税法第 292 条第 4 項ただし書の課税総所得金額によって算定される。）

◆均一の保険料率

医療保険は、加入者（被保険者）が病気やケガ等のいざという時のために、加入者（被保険者）皆が保険料を負担し、支えあう相互扶助の仕組みであることから、応益性（被保険者皆が均等に負担）や応能性（被保険者の所得等に応じて負担）により区分した上で等しく負担することとして、運営の単位である都道府県で均一の保険料率（均等割額及び所得割率）としている。

なお、離島等医療の確保が著しく困難である地域や医療費が著しく低い地域の被保険者については、不均一の保険料を設定することができるが、現在の神奈川県では該当の地域がないことから、県内で均一としている。

◆均等割額

被保険者全員に均一にかかる保険料。

◆所得割額

被保険者の所得に応じてかかる保険料。

◆算出額

均等割額と所得割額を合計した額。

◆限度超過額

算出額から、限度額（平成 28 年度・29 年度も 57 万円）を超えた金額。

◆給付制限による減免

被保険者又は被保険者であった者が、刑事施設、労役場等の施設に拘禁され、その期間に係る療養の給付等を行わない状況（高齢者の医療の確保に関する法律第八十九条による給付制限）に該当する場合における保険料の減免をいう。

◆収入状況による減免

所得の少ない者に係る保険料の軽減措置の適用を受けない者であって、世帯の世帯主が死亡したこと、被保険者又は世帯主が、心身に重大な障がいを受け又は長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと、被保険者又は世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したことのいずれかに該当することにより、生活が困窮し、保険料を納付することができないと認められる場合の保険料の減免をいう。

◆特別徴収

年金からの天引きにより、保険料を 徴収・納付させる 方法。

◆普通徴収

納付書又は口座振替により、保険料を 徴収・納付させる 方法。

1 1 - 3 医療給付関係

◆費用額・医療費・診療費

診療報酬明細書等の請求点数を金額に換算したもの。(1点=10円)

高齢者の医療の確保に関する法律では、「療養の給付に要する費用の額」と定義づけている。

◆保険者負担分

【現物給付】

後期高齢者医療広域連合が負担する、保険医療機関等から請求された療養の給付に要する費用の額から被保険者が病院へ支払うべき一部負担金を控除した金額をいい、保険医療機関等に支払うこと。

【現金給付】

後期高齢者医療広域連合が負担する、療養費等の費用額から被保険者が支払う一部負担金を控除した金額をいい、柔整等施術機関および被保険者に支給すること。

◆高額療養費

医療費が著しく高額であるときに、被保険者に支給する現金給付および保険医療機関等に支払う現物給付をいう。

【高額療養費の現物給付】

被保険者が同一の月に同一の保険医療機関で療養を受けた場合に、被保険者は所得区分に応じた自己負担限度額までを支払い、超えた金額を後期高齢者医療広域連合が保険医療機関等に支払うこと。

【高額療養費の現金給付】

被保険者が、同一の月に支払った一部負担金の合計が所得区分に応じた自己負担限度額を超えた場合に、超えた金額を後期高齢者医療広域連合が被保険者に支給すること。

◆一部負担金

被保険者が保険医療機関等で支払う保険適用分の金額をいう。

所得区分に応じて、①現役並み所得者が「3割」、②一般・区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）・区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）が「1割」となる。

◆他法負担分

国・県・市町村が被保険者に代わって負担する、公費助成費をいう。

【このページは空白です】

平成 29 年 9 月発行

平成 29 年 9 月 14 日 一部内容修正・別紙追加

平成 29 年 12 月 22 日 一部内容修正・別紙修正

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

〒221-0052

横浜市神奈川区栄町 8-1 ヨコハマポートサイドビル 9 階

電 話：0570-001120（コールセンター）

045-440-6700（代表）

FAX：045-441-1500

E-mail：kouikirengou@union.kanagawa.lg.jp

ホームページ：http://www.union.kanagawa.lg.jp/